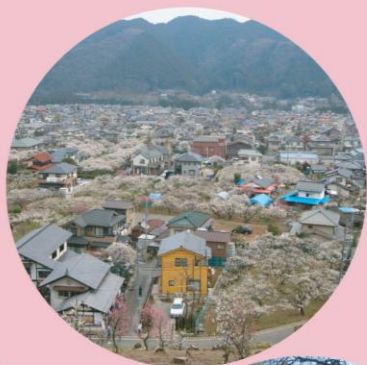


青梅市梅の里再生計画

梅文化かおる ふるさと青梅・梅郷

～生まれかわる梅の里！青梅のさらなる飛躍のために～



平成25年3月

青梅市

梅文化かおる ふるさと青梅・梅郷

～生まれかわる梅の里！青梅のさらなる飛躍のために～

青梅市梅の里再生計画の策定に当たって



青梅市長 竹内 俊夫

平成 21 年 4 月に青梅市において日本で初めてウメ輪紋ウイルスの発生が確認されました。農林水産省や東京都による緊急防除が行われていますが、青梅市内ではこれまでに 5 千本を超える感染樹が確認され、ウメ生産農家や観光事業者などの関係者や市民に深刻な打撃を与えています。

青梅市民にとって、ウメは最も親しみのある花であり、日本一の梅の名所に選ばれた青梅市梅の公園は市民の誇りでもあります。一刻も早く吉野梅郷を中心とする梅の里を再生・復興し、地域に活力と誇りを取り戻す必要があります。

このような状況の中で、農業分野および観光・商業分野の再生に向けた課題を総括し、市民、農業者、観光・商業事業者、行政等が参加・協働していく具体的な計画となる「青梅市梅の里再生計画」を策定いたしました。

計画では、再生・復興への道筋を示すため梅の植栽を自粛する 3 年間の対策を「緊急対策プログラム」と梅の植栽を開始してからの 5 年間を「再生・復興プログラム」としてとりまとめ、将来像を「梅文化かおる ふるさと青梅・梅郷 ～生まれかわる梅の里！青梅のさらなる飛躍のために～」としています。

現下のきわめて厳しい状況に耐えて、10 年、20 年後に市民が代々大事に引継いできた梅の文化が梅の里として再び花開いていることを期待しております。

そして、そのツールとして、本計画書が役立つことを心から願っております。

本計画の策定に当たっては、学識経験者や市内関係団体等の方々からなる「青梅市梅の里再生計画検討委員会」を設置し、幅広い視点からご検討をいただきました。ここであらためて、再生計画策定にご尽力いただいた委員の方々や、貴重なご意見をお寄せくださった皆様のご協力に対しまして、心より感謝を申し上げます。

市としましては、国、都、関係機関と連携して、梅の里再生に全力を傾注する所存であります。また、本再生計画に掲げております計画へ市民の皆様方の参画により、この危機をチャンスに変えられるように一丸となって乗り越えてまいりたいと考えております。これまで以上のご理解、ご協力をお願いいたします。



目次

序. 計画策定の基本方針	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の役割	1
(3) 計画の構成と期間	2
(4) 計画の対象区域	2
(5) 計画の策定	3
(6) 再生・復興の主体	3
(7) 進行管理	3
1. ウメ輪紋ウイルスの被害の現状	4
(1) ウメ輪紋ウイルスに関する取組みの経緯と被害の概要	4
(2) ウメ輪紋ウイルスの防除の取組み	13
2. 青梅市梅郷地区の農業の現状	20
(1) 青梅市の農業の現状	20
(2) 梅郷地区の農業の現状	28
3. 青梅市梅郷地区の観光・商業の現状	32
(1) 梅郷地区周辺の観光の現状	32
(2) 梅郷地区の観光・商業事業者の現状	42
4. ウメ輪紋ウイルスによる農業・観光・商業への影響	47
(1) ウメ輪紋ウイルスによる農業の影響	47
(2) ウメ輪紋ウイルスによる観光・商業の影響	51
5. 梅の里再生に関する市民の意向	55
(1) 梅樹の植栽に関する意向	55
(2) 観光振興に関する意向	60
(3) 行政機関による支援に関する要望	61
6. 梅の里再生に向けた課題と対策の方向性	63
(1) 問題点と地元意向の再整理	63
(2) 梅の里再生に向けた課題と対策の方向性	66
7. 梅の里再生プログラム	69
(1) 緊急対策プログラムの内容（平成 25～27 年度）	69
(2) 再生・復興プログラムの内容（平成 28～32 年度）	81
8. 施策イメージ	94
■付属資料	
1. 青梅市梅の里再生計画の検討経過	付-1
2. 梅の里再生に関するアンケート調査結果	付-4
3. ウメ輪紋ウイルスに関する法令・省令・告示	付-53

序. 計画策定の基本方針

(1) 計画の目的

青梅市と梅との関わりは大変深く、「青梅」という地名の由来は、市内の古刹にある「平将門誓いの梅」と呼ばれる梅樹の実が、秋になっても青々として落ちないことから名付けられたと伝えられている。

また、梅は、昔から市内各地に果実の収穫や花の観賞のために植えられており、市民に親しまれ大切にされている。

中でも、梅郷地区は、梅の実の生産、加工や梅の盆栽・樹苗等で生計を立てている農家が多く存在するとともに、おすすめの梅の名所ランキングで日本一となった「青梅市梅の公園」を中心に多くの観光客が訪れる観梅の名所になっている。

しかし、平成 21 年 4 月、青梅市内の梅樹から日本で初めてウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス、以下「PPV」という。）の発生が確認されたため、農林水産省では平成 22 年 2 月から植物防疫法に基づく緊急防除を開始しており、多くの梅樹が伐採処分されている。

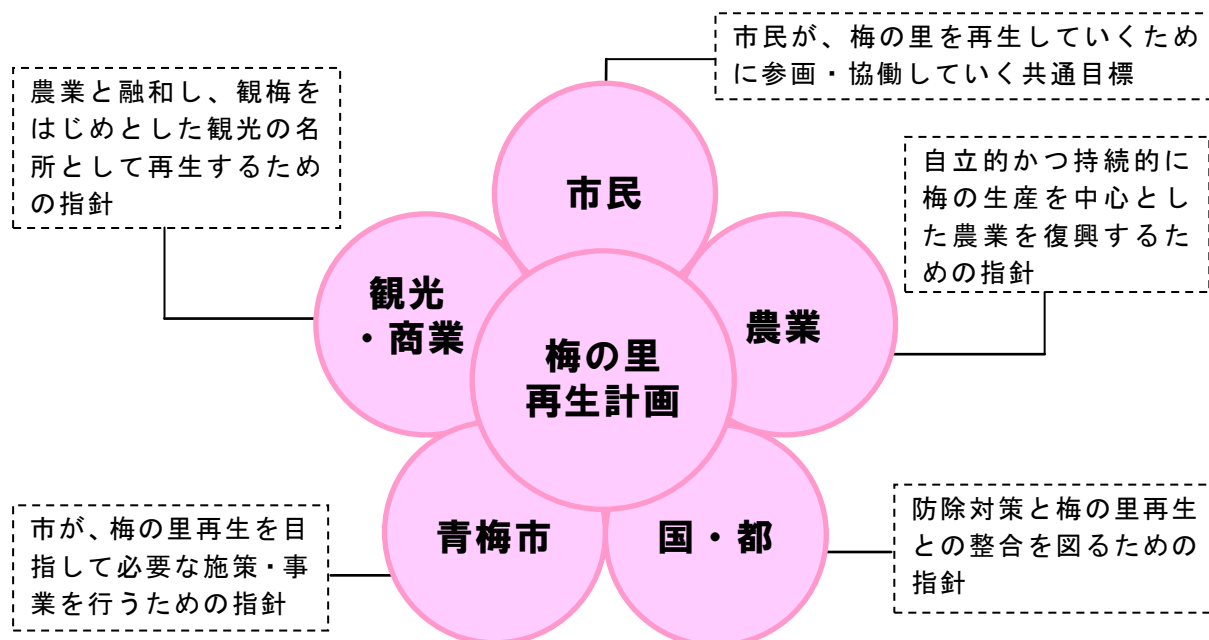
このため、青梅市では、梅生産において壊滅的な被害を被るとともに、梅に関連した観光・商業事業においても深刻な影響を受けている。

このようなかつて経験したことのない厳しい状況を踏まえ、市民、農業者、観光・商業事業者、行政等が、一丸となってこの危機をチャンスとして捉え乗り越える再生・復興の道筋を示すため、梅の里再生計画を策定する。

(2) 計画の役割

本計画は、市民、農業者、観光・商業事業者、行政等が、梅の里を再生するために参加・協働していく共通目標、総合指針となるものである。

主体ごとの本計画の役割は、下図に示すとおりである。



(3) 計画の構成と期間

本計画は、再生・復興を達成するまでの期間をおおむね8年間とし、梅の植栽を自粛する3年間の対策をとりまとめた「緊急対策プログラム」と、梅を実際に植栽し、早期に再生・復興を図る5年間の具体的な事業をとりまとめた「再生・復興プログラム」とで構成している。

それぞれの計画の性格と計画期間は、下図のとおりである。

なお、この計画目標を迅速かつ効率的に達成するためには、PPV防除対策の平成24年度中の感染樹等の処分と処分完了後3年間の植付けの自粛を前提とした。

そのため、青梅市内におけるPPVの早期根絶を目指した総合的かつ重点的な防除対策を国および東京都に強く働きかけていくことはもとより、市も自ら積極的に防除対策に協力するとともに、広く市民・事業者にも協力を要請していく。

■図表 0-1 計画（プログラム）と期間の想定

年度	25年度 (2013)	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年
植栽	自 粛			植栽可				
計画の構成	緊急対策プログラム 梅の植栽の自粛解除までに、再生・復興の基本的な方向を明らかにし、直面する課題に対する緊急対策として具体的な施策を示す。			再生・復興プログラム 農業、観光・商業事業、市民協働等の施策を体系化し、梅の里再生・復興の実現に向けて具体的に展開する事業計画を示す。				

(4) 計画の対象区域

本再生計画の対象区域は、観光・商業に関する計画区域として、梅の里の名所となっている吉野梅郷（青梅市梅の公園）を中心とする区域を重点エリアとして指定するとともに、観光客誘致については、周辺の御岳溪谷等を含めた広域エリアとの連携を図り取り組んでいくこととする。

また、農業に関する計画区域としては、青梅市全域を対象に梅樹の植栽を推進するとともに、梅生産の振興に取り組むエリアとする。

(5) 計画の策定

本再生計画の策定に当たっては、感染樹所有者の意向を踏まえた計画とするため、平成 23 年度において感染樹所有者等（梅生産農家および梅郷地区の住民、観光・商業関係者）を対象とするアンケート調査を実施、その調査結果をもとに、幅広い分野から再生に対する意見を求めるとともに、地域の特性や住民の意向等も踏まえた検討を行うため、平成 24 年 3 月、学識経験者、関係団体の代表者等により構成された「青梅市梅の里再生計画検討委員会」を設置した。

検討委員会においては、農業および観光・商業の二つの部会を設置し、平成 24 年 4 月から平成 25 年 2 月にかけて計 6 回の検討・協議を重ね、緊急対策プログラムおよび再生・復興プログラムについての手法や具体的な施策についての提案がまとめられた。

青梅市では同検討委員会からの提案をもとに、市民や事業者、行政等が協働し、一丸となって梅の里としての再生・復興を図るべく「青梅市梅の里再生計画」を策定した。

(6) 再生・復興の主体

梅の里の再生・復興に向けたプログラムでは、農業および観光・商業の団体や行政機関が中心となり事業を推進することになるが、市民生活に深く関わってきた梅を再び植え、梅の里として再生・復興していくには、取り組みに対する機運の盛り上がりや市民の理解・協力を得る必要がある。

また本計画では、平成 32 年度までを計画期間としているが、梅の里の再生・復興の取り組みはそれ以降も継続していく必要がある。持続可能な取り組みとなるように、各プログラムで設定した事業主体に任せるのではなく、市民、農業者、観光・商業事業者、各分野や地域等の関係団体、行政等が事業に積極的に参画し、市民協働の取り組みとして推進することが望まれる。

(7) 進行管理

P D C A サイクルのマネジメント手法により、事業の達成状況等について評価を行い、その結果を具体的な再生・復興の取り組みに反映します。

1. ウメ輪紋ウイルスの被害の現状

(1) ウメ輪紋ウイルスに関する取組みの経緯と被害の概要

① 農林水産省の取組みの経緯

ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）は、植物防疫法施行規則において「まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物」に指定されているウイルスである。わが国では、平成 21 年 3 月、青梅市内の梅樹からウメ輪紋ウイルスの症状が見られたことについて東京都から農林水産省に報告され、同年 4 月に農林水産省が国内で初めて確認している。以下に農林水産省の取組みを整理する。

■図表 1-1 ウメ輪紋ウイルスに関する取組みの経緯

(1 / 4)

年月日	報道発表・取組みの内容
平成 20 年度	
H21. 3. 18	・東京都から農林水産省に、「東京大学植物病院が、青梅市で栽培され、葉の輪紋や花卉の斑入り症状が見られたウメが、プラムポックスウイルスに感染しているものと診断した」と報告がある。
H21. 3. 20 H21. 3. 24	・農林水産省と東京都が共同で、ウイルスが検出された樹が植えられている園地及びその周辺の園地において緊急調査を行い、花卉にこのウイルスによる病徴が見られる枝を中心に試料を採取する。
平成 21 年度	
H21. 4. 1	・試料についてエライザ法及び PCR 法により検定を行った結果、これらの園地の花卉が、このウイルスに感染していることを確認した。
H21. 4. 8	<p>■報道発表：プラムポックスウイルスによるウメの病気の発生の確認と対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経緯：青梅市のウメでプラムポックスウイルスによる病気の発生を確認。 ・対策：アブラムシの防除の徹底、病気の発生範囲を特定するための調査、全国的な発生調査。
H21. 4～ H21. 8	・農林水産省と各都道府県が協力し、同年 4 月から 8 月まで、全国で発生状況の調査を実施した。
H21. 8. 13	<p>■報道発表：プラムポックスウイルスによるウメの病気の発生調査の結果と対応状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：東京都青梅市のほか、あきる野市、八王子市、日の出町及び奥多摩町での発生を確認。その他、茨城県水戸市、神奈川県小田原市で病気の発生を確認。 ・対策：アブラムシの防除の徹底、病気の発生範囲を特定するための調査、全国的な発生調査。
H22. 1. 21	・プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令・告示 施行【付属資料参照】
H22. 2. 17	・「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」制定【図表 1-5 参照】
H22. 2. 23	・調査結果の公表：平成 21 年に実施したウメ輪紋ウイルス（PPV）の病気の発生に係る調査結果について
H22. 2～	・発生が確認された地域（防除区域）において、H22 年 2 月から、植物防疫法に基づく農林水産省による緊急防除を開始。

年月日	報道発表・取組みの内容
平成 22 年度	
H22. 4～	・農林水産省と各都道府県が協力し、昨年度同様に調査を実施。
H22. 6. 16	■報道発表：プラムポックスウイルスによる植物の病気の発生調査について ・調査結果：滋賀県長浜市で病気の発生を確認。
H22. 7. 23	■報道発表：ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）による植物の病気の発生調査の結果と対応状況について ・調査結果：防除区域及びその周辺では、あきる野市、八王子市、奥多摩町及び羽村市並びに埼玉県飯能市において、感染樹を確認。それ以外の地域では、大阪府吹田市、滋賀県長浜市、奈良県奈良市、東京都足立区及び茨城県水戸市において、感染樹を確認。
H22. 10. 7	■検討会：国内で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会 ＜議事要旨＞ 1. 平成 22 年度の発生状況調査の実施状況等 ○ 平成 22 年度実施の発生状況調査の 9 月 30 日現在の結果等について 2. 発生が確認された地域における今後の防除対策のあり方 ○ 感染樹が確認された地域においては、原則として、感染樹が確認された地点から半径 1 k m の範囲を省令に基づく緊急防除の防除区域に追加指定する方向で今後検討を行うべきことを確認。 ○ なお、すべての感染樹の処分が終わっている地域については、少なくともその後 3 年間は植物防疫官による監視を継続することを前提として防除区域に指定しないという判断もあり得るが、専門家より、その場合でも、アブラムシの防除を徹底するなど、十分な防除を実施するよう努めるべきとの意見があった。 ○ また、専門家より、防除の実効性を確保するため、生産者や地域住民に対し、病気の発生に伴う調査・防除等の内容を予め具体的に提示しておくことの重要性について指摘があった。 3. 今後実施すべき調査のあり方 ○ 来年度以降も引き続き、防除区域周辺及び各都道府県における発生状況調査、感染のおそれがある樹の追跡調査を実施すべきことを確認した。 ○ これまでの調査で、公園等の観光園地において感染樹が発見された事例が多かったことを踏まえ、来年度以降の各都道府県における調査においては、生産園地に加え、観光園地を重点的な調査対象とすべきこととされた。
H23. 1. 11	・プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令・告示 施行（防除区域変更）
H23. 2. 7	・調査結果の公表：平成 22 年に実施したウメ輪紋ウイルスの病気の発生に係る調査結果について

年月日	報道発表・取組みの内容
平成 23 年度	
H23. 10. 7	<p>■ 検討会：H23 年度国内で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会</p> <p><議事要旨></p> <p>1. 平成 23 年度の調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度に実施したウメ輪紋ウイルスの発生調査の結果等について <p>2. 新たに感染が確認された地域の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに P P V の感染が確認された地域については、原則として、感染植物が確認された園地から半径 1 k m の範囲を防除区域への追加指定を検討することを確認した。 ○ なお、P P V の感染植物が確認された地域であっても、全ての感染植物の処分が終わっている地域については、これまでと同様、防除区域に指定しないという判断もできると考えられるが、その場合には、今後少なくとも 3 年間の発生監視調査を実施すること、アブラムシの防除・宿主植物の移動制限を徹底することを前提として、厳格な管理を行う必要があるとの専門家の意見があった。 <p>3. 根絶確認調査の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本年度までに防除区域内の感染植物の特定調査が全て終了し、感染植物の処分が終わった地域については、来年度から根絶確認調査を実施することを確認した。 <p>4. 調査方法の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内での P P V の発生状況を確認するために 3 年間実施してきた全国調査については、これまでの調査結果で国内における発生状況は概ね把握できたと考えられることから、調査対象区域（園地）数の見直しなどの検討を行った上で、今後も調査の継続を検討することを確認した。 ○ 防除区域に指定した市町で 3 年間実施してきた感染範囲を特定する調査については、これまでの調査結果で感染範囲は特定できたと判断できることから、調査方法を見直すよう検討することを確認した。
H24. 1. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の公表：平成 23 年に実施したウメ輪紋ウイルスの病気の発生に係る調査結果について
H24. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令・告示 施行（防除区域変更）

年月日	報道発表・取組みの内容
平成 24 年度	
H24. 7. 24	<p>■報道発表：ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）に感染したおそれがある植物に関する情報の収集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果：ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）の調査の中で、兵庫県伊丹市のウメやハナモモなどの苗生産園地において、当該ウイルスに感染したウメ苗を確認。
H24. 9. 27	<p>■検討会：H24 年度国内で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスに関する対策検討会</p> <p><議事要旨></p> <p>1. 平成 24 年度の調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 24 年度に実施したウメ輪紋ウイルスの発生調査の結果等について <p>2. 新たに感染が確認された地域の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たに P P V の感染が確認された地域については、原則として、感染植物が確認された園地から半径 1 k m の範囲を防除区域への追加指定を検討することを確認した。 ○なお、P P V の感染植物が確認された地域であっても、周囲への感染の広がりがなく、かつ、全ての感染植物の処分が終わっている（又は速やかな処分が見込まれる）地域については、これまでと同様、今後少なくとも 3 年間の発生監視調査を実施すること、アブラムシの防除・宿主植物の移動制限を徹底することを前提として、防除区域に指定しない方向で検討できることを確認した。 <p>3. 感染植物等の処分基準の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでに実施した調査及び防除の結果を踏まえ、P P V の感染植物等の処分基準の見直しについて検討した結果、次の方針で強化することとし、詳細な運用は今後継続して検討することとした。 <p>【果樹生産園地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内の感染率が 1 0 % 未満の場合、現行では感染植物及びその隣接する 1 列の宿主植物を処分対象植物としているが、今後は感染植物及びその隣接する 2 列の宿主植物を処分することに変更。 <p>（注）園地内の感染率が 1 0 % 以上の場合には、これまで同様、園地内の全ての宿主植物を処分。</p> <p>【公園・民家の庭・街路樹など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行では感染植物のみを処分対象植物としているが、今後は果樹生産園地の処分基準に準じ、園地内の感染率が 1 0 % 以上の場合には園地内の全ての宿主植物を処分することとし、1 0 % 未満の場合には感染植物及びその隣接する 2 列の宿主植物を処分することに変更。 <p>【苗生産園地・切り枝生産園地など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行では植物防疫官が必要と認める宿主植物を処分対象としているが、今後は感染植物が確認された園地内の全ての宿主植物及び防除区域内の他の園地内の植物防疫官が必要と認める宿主植物を処分することに変更。 <p>4. 今後の調査及び防除の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内における P P V のまん延防止及び早期根絶を図るため、引き続き調査及び防除を適切に実施することとした。
H25. 1. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令・告示 施行（防除区域変更）
H25. 2. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の公表：平成 24 年に実施したウメ輪紋ウイルスの病気の発生に係る調査結果について
H25. 2. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」改正【図表 1-5 参照】

ウメ輪紋ウイルス (plum pox virus) とは

1. 特徴

モモ、スモモなどの*Prunus*属の植物に広く感染する重要な植物ウイルスであり、1915年にブルガリアで発見されて以来、欧州、アジア、北米、南米等でも確認されている。

これまでウメへの自然感染の報告はなかったが、2009年に東京都青梅市で初めて確認された。

2. 感染経路

アブラムシにより媒介されるほか、穂木や苗を經由して感染する。生果実は感染経路にはならないとされている。

3. 症状・被害

モモやスモモでは、葉に退緑斑点や輪紋が生じるほか、果実の表面に斑紋が現れ、商品価値が失われたり、成熟前の落果により減収するとの報告がある。

ウメでは、葉に退緑斑点や輪紋が生じるほか、花卉にブレイキング症状(斑入り症状)が現れることもある。なお、これまでのところ果実への顕著な症状は見られていない。

4. 防除方法

アブラムシの防除の徹底、感染樹の除去、無病健全な苗の使用。

5. 宿主植物

*Prunus*属の果樹(モモ、スモモ、ネクタリン、アンズ、サクラ(オウトウ)など)、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタなど

6. 主な発生国

アジア：中国、イラン、インド、トルコなど

ヨーロッパ：ブルガリア、ベルギー、フランス、イタリアなど

アフリカ：エジプト

北アメリカ：米国、カナダ

南アメリカ：アルゼンチン、チリ



ウメの葉の症状



ウメの花弁の症状

資料：農林水産省報道発表資料(平成22年7月23日)

② ウメ輪紋ウイルスの被害の概要

青梅市で感染を確認してから、農林水産省では都道府県と協力し、被害状況を把握する調査を毎年実施している。青梅市を含む防除区域等の調査結果は、下表のとおりであり、青梅市の感染樹数は平成 21 年に 162 本、平成 22 年に 607 本、平成 23 年に 3,046 本、平成 24 年に 1,643 本となっている。防除区域以外でも、東京都足立区、小平市、埼玉県、茨城県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県において感染樹が確認されている。なお、平成 24 年度の調査で感染が確認された、兵庫県尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市が新たに防除区域に指定された。

■図表 1-2 農林水産省調査の結果（防除区域とその周辺地域）

<平成 21 年> 資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 22 年 2 月 23 日)

市町名	調査区画数	感染樹確認 区画数	調査園地数	発生園地数	調査樹数	感染樹数
青梅市	208	37	546	46	6,681	162
あきる野市	97	20	315	45	4,270	271
八王子市	222	2	291	5	6,221	46
日の出町	34	5	84	6	1,750	35
奥多摩町	40	2	60	2	752	6
合計	601	66	1,296	104	19,674	520

<平成 22 年> 資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 23 年 2 月 7 日)

市町名	調査園地数	発生園地数	調査樹数	イムノクロマ ト検定樹数	イムノクロマ ト陽性樹数	LAMP 陽性樹数	感染が確認 された樹数
青梅市	1,082	119	12,256	1,104	617	599	607
あきる野市	1,714	204	9,503	1,159	522	512	512
八王子市	839	10	6,877	353	95	93	93
日の出町	1,467	33	7,974	505	110	54	51
奥多摩町	204	5	1,142	67	10	6	6
羽村市	514	38	2,259	357	107	104	104
福生市	2	0	19	0	0	0	0
飯能市	333	1	1,133	3	1	1	1
入間市	22	0	525	0	0	0	0
合計	6,177	410	41,688	3,548	1,462	1,369	1,374

<平成 23 年> 資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 24 年 1 月 23 日)

市町名	調査園地数	発生園地数	調査樹数	仏ノクロマト 検定樹数	仏ノクロマト 陽性樹数	LAMP 陽性樹数	感染が確認 された樹数
青梅市	10,891	1,137	46,548	16,353	3,467	3,046	3,046
あきる野市・ 檜原村	387	19	2,661	79	45	44	44
八王子市	286	0	4,103	36	0	0	0
日の出町	127	8	892	31	12	12	12
奥多摩町	605	8	2,192	21	8	8	8
羽村市	60	3	552	40	25	24	24
福生市	489	5	1,156	19	11	8	8
飯能市	522	0	2,062	3	0	0	0
入間市	249	0	963	4	0	0	0
合計	13,616	1,180	61,129	16,586	3,568	3,142	3,142

<平成 24 年> 資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 25 年 2 月 6 日)

市区(都府県)名	調査園地数	発生園地数	調査樹数	イムノクロマト 検定樹数	イムノクロマト 陽性樹数	LAMP陽性 (感染)樹数
青梅(東京)	2,016	445	18,197	4,901	1,745	1,643
あきる野・檜原(東京)	4,315	311	14,267	8,154	888	534
八王子(東京)	2,200	5	6,841	257	11	9
日の出(東京)	431	12	1,620	115	22	22
奥多摩(東京)	484	8	1,810	211	12	8
羽村市(東京)	1,943	69	5,550	3,155	235	85
福生市(東京)	722	6	1,616	82	9	6
昭島市(東京)	1,159	16	2,840	181	125	130
小平・小金井・国分寺(東京)	1,251	1	4,741	34	4	8
飯能市(埼玉)	873	1	3,277	38	2	1
入間市(埼玉)	459	1	1,651	24	1	1
池田市(大阪)	169	0	280	157	0	0
伊丹(兵庫)	376	118	272,588	6,729	1,878	1,741
宝塚(兵庫)	433	32	22,844	2,717	208	125
川西(兵庫)	143	10	5,299	2,471	57	23
尼崎(兵庫)	113	1	242	242	14	5
西宮(兵庫)	255	1	734	343	1	1
三田(兵庫)	116	1	4,306	94	39	39
猪名川(兵庫)	54	1	3,728	135	28	27
合計	17,512	1,039	372,431	30,040	5,279	4,408

青梅市における各年の詳細な調査結果は以下のとおりである。

平成 23 年調査では、青梅市は 3,046 本の感染樹を確認している。3,046 本のうち、ウメが 3,005 本、その他の樹種が 41 本となっている。感染樹の場所をみると、生産園地（1,441 本）と民家（1,372 本）が多く、合計すると 9 割を超えている。また、平成 24 年調査では、1,643 本の感染樹が確認されており、そのうちウメは 1,607 本であった。

■図表 1-3 農林水産省調査の青梅市の内訳

<平成 21 年> 資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 22 年 2 月 23 日)

場所	種類	調査園地数	調査樹数	感染が確認された樹数
合計	ウメ	523	6,270	131
	その他	23	260	1
	合計	546	6,530	132

<平成 22 年> 資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 23 年 2 月 7 日)

場所	種類	調査園地数	調査樹数	感染が確認された樹数
生産園地	ウメ	487	6,721	239
	その他	31	738	0
	合計	518	7,459	239
民家	ウメ	525	1,837	98
	その他	32	322	1
	合計	557	2,159	99
公園	ウメ	7	2,625	269
	その他	0	13	0
	合計	7	2,638	269
合計	ウメ	1,019	11,183	606
	その他	63	1,073	1
	合計	1,082	12,256	607

<平成 23 年> 資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 24 年 1 月 23 日)

場所	種類	調査園地数	調査樹数	感染が確認された樹数
生産園地	ウメ	700	13,092	1,439
	その他	16	262	2
	合計	716	13,354	1,441
民家	ウメ	8,467	22,539	1,333
	その他	1,250	6,040	39
	合計	9,717	28,579	1,372
公園	ウメ	54	2,065	87
	その他	43	202	0
	合計	97	2,267	87
街路樹	ウメ	12	207	48
	その他	1	3	0
	合計	13	210	48
学校	ウメ	53	505	47
	その他	4	82	0
	合計	57	587	47
寺社	ウメ	94	637	29
	その他	3	56	0
	合計	97	693	29
河川敷	ウメ	99	322	15
	その他	24	62	0
	合計	123	384	15
霊園	ウメ	6	127	0
	その他	0	1	0
	合計	6	128	0
その他	ウメ	62	263	7
	その他	3	83	0
	合計	65	346	7
合計	ウメ	9,547	39,757	3,005
	その他	1,344	6,791	41
	合計	10,891	46,548	3,046

<平成 24 年> 資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 25 年 2 月 6 日)

場所	種類	調査園地数	調査樹数	感染が確認された樹数
果樹生産園地	ウメ	829	10,149	836
	その他	58	1,012	13
	合計	887	11,161	849
公園・民家の 庭・街路樹など	ウメ	1,011	6,322	771
	その他	118	714	23
	合計	1,129	7,036	794
合計	ウメ	1,840	16,471	1,607
	その他	176	1,726	36
	合計	2,016	18,197	1,643

(2) ウメ輪紋ウイルスの防除の取組み

① 農林水産省の取組み

ウメ輪紋ウイルスの対策として、農林水産省では、植物防疫法第十八条第一項の規定に基づく省令および同法第十七条第二項の規定に基づく告示において、以下のような緊急防除策を示し、平成22年2月から実施している。

■図表 1-4 ウメ輪紋ウイルス緊急防除の内容

項目	内容
防除区域	・緊急防除を行う区域を「防除区域」とする。(青梅市は市全域が「防除区域」に指定されている)
移動の制限	・ウメやモモなどの規制対象植物の生植物(種子及び果実を除く)は、防除区域からの持ち出を禁止する。ただし、植物防疫官による検査の結果、感染していないと認められたものは除く。 ・規制対象植物は、サクランボ属(ウメ、モモ、スモモ、アンズ、ネクタリン、オウトウなど)、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタの生植物(苗、切り花、切り枝など)。ただし、種子、生果実を除く。
廃棄の措置	・感染している、または感染しているおそれがある植物については、抜根し、焼却等の適切な処理を行う。

■移動制限を周知するチラシ

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除を実施しています。
【～平成27年3月31日(予定)】

ウメ、モモの苗などは持ち出さないでください!

青梅市、あきる野市、八王子市、日の出町、奥多摩町および羽村市には、ウメなどに感染するウイルス病(病原名:ウメ輪紋ウイルス(プラムボックスウイルス))が発生している地域があります。この病気のまん延を防止するため、ウメやモモなどの植物をこれらの地域の外へ持ち出さないよう、皆様のご協力をお願いいたします。

持ち出してはいけない植物

次の植物の苗、植木、盆栽、切り枝、花、葉など
・サクランボ属(ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、アンズ、ネクタリン、ユスラウメ、サクランボなどの植物)
・セイヨウマユミ、ヨウシュイボタ、ナガバクコ
(種子、果実は持ち出すことができます。)

持ち出してはいけない地域(規制対象地域)

青梅市: 全域
あきる野市: 秋川、牧野、朝代、油平、高間、五日市、伊奈、入野、上ノ原、幸田、小川、上代郷、切欠、藤原、小中野、小峰台、小和田、三内、下代郷、菅生、瀬戸岡、高尾、鎌倉、鎌倉台、曹原、二宮、野辺、原小宮、引田、平沢、平沢橋、平沢東、深沢、湖上、山田、横沢
八王子市: 境町、石川町、平津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上野分町、日口町、川町、矢倉山町、花入町、下原町、園町、大塚町、高月町、湯山町、丹木町、戸成町、西寺町、比方町、丸山町、みづい台、奥山町、元八王子町、谷野町
日の出町: 全域
奥多摩町: 海澤、梅澤、大丹波、川井、小丹波、丹三郎、赤川
羽村市: 小作台、川崎(※)、五ノ神(※)、栗町、神明台、玉川、羽(※)、羽加美、羽中、羽路、羽東、緑ヶ丘(※) 都道549号線以西の地域に限る

規制対象地域からのウメやモモの苗、植木、盆栽、切り枝などの持ち出しは禁止されています!

ただし、植物防疫所が実施する検査により、ウメ輪紋ウイルスに感染していないことが確認されたものは、持ち出しが可能です。

農林水産省 東京都 2011.2

ウメ輪紋ウイルスによる症状・被害について

葉に退緑斑や輪紋が生じるほか、果実の表面に斑紋があらわれ、商品価値が損なわれたり、成熟前の落果により減収したりすることがあります。

【ウメの葉の症状】



退緑斑



黄色輪紋

このウイルスは植物に感染するものであり、ヒトや動物に感染することはありません。感染している樹の果実を食べても健康に影響はありません。

お問い合わせ

ウメ輪紋ウイルスの防除に関するお問い合わせはこちらどうぞ。

農林水産省横浜植物防疫所(業務部輸出及び国内検査担当)
電話 045-211-7155
東京都病害虫防除所
電話 042-525-8236

資料: 農林水産省横浜植物防疫所発表資料

これらの緊急防除策が的確に実施されるように、農林水産省・消費・安全局では「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」において、具体的な防除策を示している。主な内容を抜粋すると、図表 1-5 のようになる。

■図表 1-5 農林水産省の防除対策

<平成 22 年 2 月 17 日制定>

項目	内容
調査の実施	<p>1) 感染範囲の特定調査</p> <p>①グリッド調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査の対象とする範囲を 500m グリッド(南北 500m×東西 500m)に分割し、各グリッドの範囲内の代表的な 1 園地を選定し、プラムポックスウイルス (P P V) に感染した移動制限植物の有無を確認すること。 <p>②周辺調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ①の調査で P P V の発生が確認された園地から 1 km 以内に存在するすべての園地について、P P V に感染した移動制限植物の有無を確認すること。 <p>2) 感染植物の特定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> P P V に感染した移動制限植物を特定するため、1) ②の調査で感染が確認された園地内に存在するすべての移動制限植物について、P P V の感染の有無を確認すること。
分散の防止	<ul style="list-style-type: none"> 感染した移動制限植物を所有する者に対し、当該移動制限植物が存在する園地から P P V に感染するおそれのある移動制限植物を持ち出さないように要請すること。 感染した移動制限植物が存在する園地及びその周辺の園地におけるアブラムシの防除を徹底すること。東京都は、P P V の分散防止のため、感染した移動制限植物が存在する園地及びその周辺の園地などにおいて、アブラムシの集中防除を適期に年 2 回以上実施するものとする。
感染植物等の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> 調査の結果、P P V に感染した移動制限植物を確認したときは、次の基準を踏まえ、廃棄の対象となる移動制限植物の候補を選定するものとする。 <p>1) 果樹生産園地</p> <p>①園地内に感染した移動制限植物が全体の 10%以上存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 園地内にある移動制限植物のすべてを廃棄対象植物の候補とする。 <p>②園地内に感染した移動制限植物が全体の 10%未満存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 園地内にある移動制限植物のうち、感染した移動制限植物とその隣接する移動制限植物を廃棄対象植物の候補とする。 <p>2) 公園、民家の庭、街路樹など</p> <ul style="list-style-type: none"> 園地内にある移動制限植物のうち、感染した移動制限植物を廃棄対象植物の候補とする。
発生の監視	<ul style="list-style-type: none"> 横浜植物防疫所長は、廃棄対象植物の廃棄が完了した防除区域（大字単位）において、東京都と協力し、これまでに P P V の感染が確認された園地から 1 km 以内に存在するすべての宿主植物について、P P V の感染の有無を調査し、その発生の監視を行うものとする。
根絶の判断	<ul style="list-style-type: none"> 植物防疫課長は、調査の結果、3 年間以上連続して P P V の感染が確認されなかった防除区域（大字単位）については、対策検討会での意見を踏まえ、P P V を根絶したと判断し、大字ごとに防除区域から除外するものとする。

資料：農林水産省「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」平成 22 年 2 月 17 日

<平成 25 年 2 月 8 日改正>

項 目	内 容
調査の実施	<p>1) 感染植物特定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染植物が確認された園地から 1km 以内を調査範囲とし、当該調査範囲内に存在する全ての移動制限植物におけるプラムポックスウイルスの感染の有無を確認すること。 <p>2) 感染範囲特定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1) の調査の結果、感染植物が新たに確認された場合であって、感染植物が確認された地域の周辺においても感染が疑われるときには、感染範囲を特定するための調査を実施すること。 <p>3) 発生監視調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2) の調査終了後、当該市町村の区域のうち、2) でグリッドが設定された範囲から1) の調査範囲を除いた範囲とし、当該調査範囲内に存在する代表的な園地を30箇所以上選定し、当該園地における感染植物の有無を確認し、プラムポックスウイルスの感染を監視すること。本調査は、おおむね3年ごとに実施するものとする。 <p>4) 根絶確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染植物等の廃棄が終了した場合には、感染植物が確認された園地から1km以内の区域をその区域に含む大字を調査範囲とし、感染植物の有無を調査し、プラムポックスウイルスが根絶されたことを確認する。 <p>5) 再発生監視調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4) の調査が終了した場合には、防除区域の指定が解除された地域を調査範囲とし、おおむね3年ごとに、感染植物の有無を調査し、プラムポックスウイルスの再発生を監視すること。
分散の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染した移動制限植物を所有する者に対し、当該移動制限植物が存在する園地からPPVに感染するおそれのある移動制限植物を持ち出さないように要請すること。 ・感染した移動制限植物が存在する園地及びその周辺の園地におけるアブラムシの防除を徹底すること。東京都は、PPVの分散防止のため、感染した移動制限植物が存在する園地及びその周辺の園地などにおいて、アブラムシの集中防除を適期に年2回以上実施するものとする。
感染植物等の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の結果、PPVに感染した移動制限植物を確認したときは、次の基準を踏まえ、廃棄の対象となる移動制限植物の候補を選定するものとする。 <p>1) 販売を目的として移動制限植物を栽培する園地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内にある移動制限植物の全てを廃棄対象植物の候補とする。 <p>2) 果樹生産園地、公園、民家の庭など</p> <p>①園地内に感染植物が全体の10%以上存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内にある移動制限植物の全てを廃棄対象植物の候補とする。 <p>②園地内に感染植物が全体の10%未満存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内にある移動制限植物のうち、感染植物とその隣接する2列の移動制限植物を廃棄対象植物の候補とする。
根絶の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・植物防疫課長は、調査の結果、3年間以上連続してPPVの感染が確認されなかった防除区域（大字単位）については、対策検討会での意見を踏まえ、PPVを根絶したと判断し、大字ごとに防除区域から除外するための省令改正等の手続を行うものとする。

資料：農林水産省「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」平成 25 年 2 月 8 日

② 青梅市での取組み

青梅市で実施してきた、関係機関および各団体との連絡調整を行う「プラムポックスウイルス対策連絡会」と「広報おうめ」を通じた広報活動、国および東京都による地元説明会を中心に、これまでの取組み内容を時系列に整理すると、図表 1-6 のようになる。

■図表 1-6 青梅市での取組み（PPV対策連絡会・広報おうめ・説明会等）（1 / 4）

年月日	内容
平成 21 年度	
H21. 4. 1	●説明会①：PPVについての説明および防除方法について協議 ・梅部会 11 名参加（都による説明）
H21. 4. 9	●説明会②：PPVについての説明 ・市内梅農家 49 名参加（都による説明）
H21. 4. 13	●説明会③：PPVについての説明 ・正副支会長 24 名参加（都による説明）
H21. 4. 26	●説明会④：PPVについての説明および防除についての説明 ・長淵 2・5 丁目自治会 14 名参加（都による説明）
H21. 4. 26	●説明会⑤：PPVについての説明および防除についての説明 ・梅郷 3・4・5・6 丁目自治会 74 名参加（都による説明）
H21. 4. 30	●説明会⑥：PPVについての説明および防除についての説明 ・梅郷 1・2 丁目自治会 25 名参加（都による説明）
H21. 5. 1	○広報おうめ：アブラムシの防除にご協力ください
H21. 9. 4	●説明会⑦：広報 9 月 15 日号に掲載される、発生確認調査へ協力について説明 ・支会長 11 名参加（都による説明）
H21. 9. 15	○広報おうめ：東京都からのお知らせ ウメ、モモ、スモモなどのプラムポックスウイルス病まん延防止のため発生確認調査等にご協力ください
H21. 12. 7	●説明会⑧：感染樹の伐採に関する説明会 ・今井・小曾木・成木地区の対象者 7 名参加（都による説明）
H21. 12. 10	●説明会⑨：感染樹の伐採に関する説明会 ・梅郷・二俣尾・各種団体 63 名参加（都による説明）
H21. 12. 25	・「プラムポックスウイルスの防除に関する要望書」を東京都に提出
H22. 1. 20	●説明会⑩：PPVの説明および農林水産省令についての説明 ・園芸関係者 66 名参加（国・都による説明）
H22. 2. 1	○広報おうめ：東京都からのお知らせ プラムポックスウイルスの緊急防除のための「農林水産省令」が施行されます
H22. 2. 1	■第 1 回プラムポックスウイルス対策連絡会 ・広報おうめへの掲載について ・PPV「市内からの苗など持ち出さないよう」チラシ配布について ・PPVの発生確認と防除対策について
H22. 2. 5	●説明会⑪：PPVについての説明および感染樹の伐採に関する説明 ・吉野梅郷梅まつり関係者 45 名参加（国・都による説明）

年月日	内 容
平成 22 年度	
H22. 4. 7	■第 2 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報おうめへの掲載について ・ P P V 「感染樹等の除去の手順について」 チラシ回覧について ・ 吉野梅郷うめまつりでの広報活動について ・ 平成 21 年度中に伐採・伐根を行った 12 園地について
H22. 5. 15	○広報おうめ：プラムポックスウイルスの緊急防除のための調査を開始します
H22. 5. 25	■第 3 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ P P V 調査の周知について ・ 平成 21 年度廃棄実績について ・ 梅の公園の感染状況 ・ 青梅市の管理施設の梅樹の本数 ・ 平成 22 年度の P P V 発生調査および日程について ・ P P V 感染樹の処理における例外区域の設定について
H22. 8. 5	■第 4 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 梅の公園の感染状況 ・ ほ場の調査状況 ・ プレス発表の報告 ・ 一般家庭の P P V 調査の周知 ・ 梅の公園の対応について ・ 梅郷地区等の今後の対応について ・ アンケートについて
H22. 10. 13	■第 5 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 園地の調査報告 ・ 一般家庭の調査報告 ・ 評価会の開催について ・ 青梅市の対応状況について ・ 来年度の調査の進め方について ・ アンケートについて
H22. 10. 15	●説明会⑫：状況報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野梅郷地区梅農家 58 名参加（都による説明）
H22. 11. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「防除対策の早期解決を求める要望書」を農林水産省および東京都に提出
H22. 12. 15	○広報おうめ：プラムポックスウイルス緊急防除対策について国・都へ要望書を提出しました
H22. 12. 20	■第 6 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の対応について ・ 青梅市の対応について ・ 要望書の提出について ・ 平成 22 年度ウメ輪紋ウイルスに関する調査の概要 ・ パブリックコメントについて ・ 今後の補償および防除について
H23. 1. 15	○広報おうめ：プラムポックスウイルス緊急防除対策について、平成 22 年度プラムポックスウイルスに関する調査結果
H23. 1. 18	■第 7 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象植物について ・ 梅まつり期間中の対応について ・ 市の公共事業等の植栽の自粛について ・ 平成 23 年度生産緑地の調査方法等について ・ 平成 23 年度庭木の事前調査について
H23. 2. 15	○広報おうめ：ウメ輪紋ウイルスの庭木等の調査について

年月日	内 容
平成 23 年度	
H23. 4. 28	■第 8 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・梅まつり期間中の対応について ・庭木の事前調査結果について ・平成 23 年度の調査および防除の進め方について ・アブラムシの除去について ・梅の里再生計画について ・PPV対策にかかる役割分担について
H23. 5. 12	■第 9 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度における調査内容等について ・ウメ輪紋ウイルスに係る庭木等の防除対策・実施計画（案）
H23. 6. 1	○広報おうめ：ウメ輪紋ウイルスの緊急防除のための調査を実施しています、ウメ等庭木の所有状況調査結果 【庭木調査の概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の協力により、23,912 世帯から回答を得た ・調査対象樹数は合計 46,876 本
H23. 8. 10	■第 10 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・庭木の委託調査業者について ・広報おうめについて ・樹園地および庭木等の調査状況について ・調査拒否の対応について ・アンケート調査について
H23. 8. 15	○広報おうめ：庭木のウメ輪紋ウイルスの調査にご協力をお願いします
H23. 10. 31	■第 11 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・樹園地および庭木の調査結果について ・防除にかかる今後の予定について ・梅の里再生計画について
H23. 11. 24	●説明会⑬：感染樹数、廃棄樹数の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・吉野梅郷地区梅農家 59 名参加（都による説明）
H23. 12. 1	○広報おうめ：ウメ輪紋ウイルスの調査結果を報告します
H23. 12. 23	●説明会⑭：伐採に対する説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・梅郷地区生産農家 85 名参加（国・都による説明）
H24. 2. 1	○広報おうめ：ウメ輪紋ウイルス緊急防除による伐採後農地の肥培管理等の説明会
H24. 2. 15	●説明会⑮：ウメ輪紋ウイルス緊急防除による伐採後農地の肥培管理等 <ul style="list-style-type: none"> ・ウメ輪紋ウイルス緊急防除の省令により全伐採とされた圃場の所有者を対象に実施（市・市農業委員会による説明）

年月日	内 容
平成 24 年度	
H24. 5. 10	■ 第 12 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 ・平成 23 年度廃棄樹数について ・アブラムシ防除について ・梅の里再生計画検討委員会について ・平成 24 年度防除計画・調査計画について ・伐採後における農地の肥培管理方法について
H24. 5. 15	○ 広報おうめ ：ウメ輪紋ウイルス緊急防除のための調査を実施します
H24. 5. 22	・農林水産省へ出向き、梅の里再生計画について説明する
H24. 7. 15	○ 広報おうめ ：ウメ輪紋ウイルス緊急防除のための調査を実施しています
H24. 9. 1	○ 広報おうめ ：ウメ輪紋ウイルスの緊急防除による廃棄作業を行っています
H24. 11. 9	■ 第 13 回 プラムポックスウイルス対策連絡会 ・平成 24 年度調査結果について 防除区域等および広域調査 青梅市の庭木の調査結果 梅の公園等の調査結果 ・今年度の伐採計画について
H24. 12. 1	○ 広報おうめ ：平成 24 年度のウメ輪紋ウイルスの調査結果報告
H24. 12. 27	・東京都農業振興事務所へ出向き、梅の里再生計画について説明する
H25. 1. 10	・農林水産省へ出向き、梅の里再生計画について説明する
H25. 1. 15	○ 広報おうめ ：ウメ輪紋ウイルスによる抜根後農地再生支援事業補助金
H25. 2. 15	○ 広報おうめ ：ウメ輪紋ウイルスの緊急防除に伴う補償金を受けられた方へ
H25. 2. 18	・神代橋通りに花苗を植栽する 吉野梅郷梅まつりを開催するにあたり、PPVにより梅樹が伐採された植樹樹に、地元自治会・老人会、市職員等（計 44 名）で実施

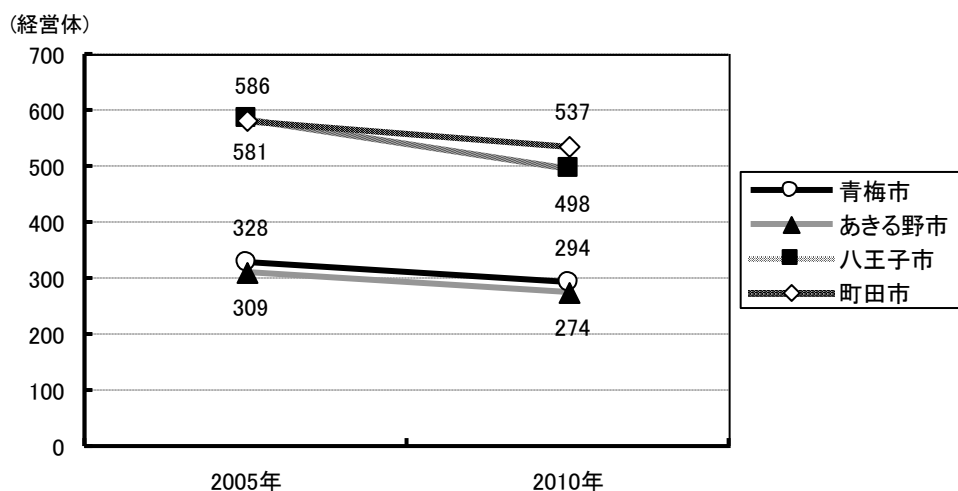
2. 青梅市梅郷地区の農業の現状

(1) 青梅市の農業の現状

① 農家の状況

青梅市の販売農家および農家以外の法人等を含む「農業経営体数」の推移をみると、2005年の328から2010年には294と減少している。西多摩地域（あきる野市）および南多摩地域（八王子市、町田市）の自治体（以降、周辺自治体と記す）も同様に減少している。農業経営体数では、青梅市は八王子市および町田市よりも少なく、あきる野市とほぼ同じ規模である（図表 2-1）。

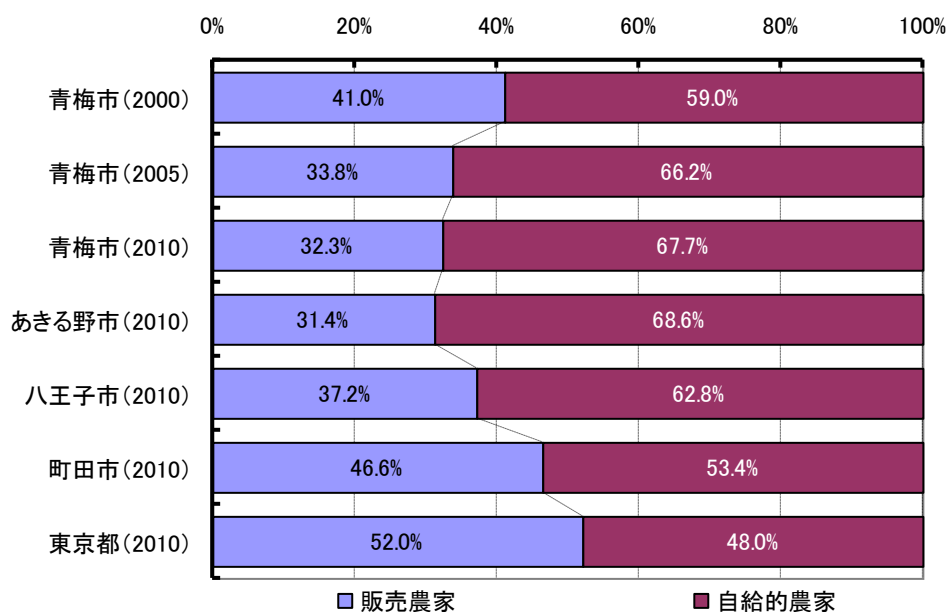
■ 図表 2-1 農業経営体数の推移



資料：農林業センサス

農家を「自給的農家」と「販売農家」に分けると、青梅市では「自給的農家」の割合が高く、最近10年間でその割合は高まっており、2010年には67.7%となっている。東京都全体では「自給的農家」（48.0%）よりも「販売農家」（52.0%）の割合が高いが、周辺自治体では「自給的農家」の割合が高く、特に青梅市、あきる野市は約7割と高い（図表 2-2）。

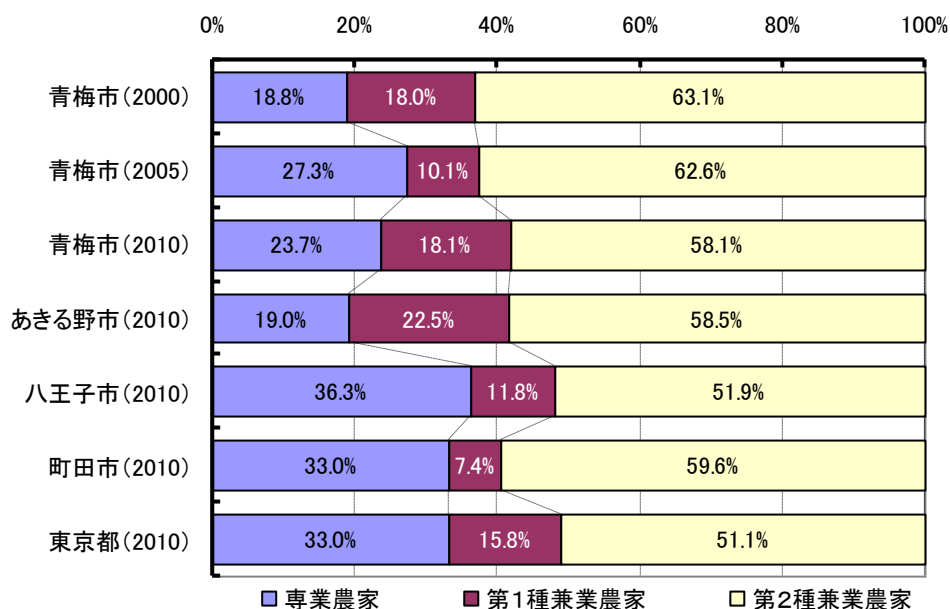
■ 図表 2-2 販売農家・自給的農家



資料：農林業センサス

販売農家を専業・兼業別にみると、2010年の青梅市の専業農家は23.7%、第1種兼業農家は18.1%、第2種兼業農家は58.1%となっている。東京都全体や八王子市、町田市に比べると、青梅市の専業農家の割合は低い（図表 2-3）。

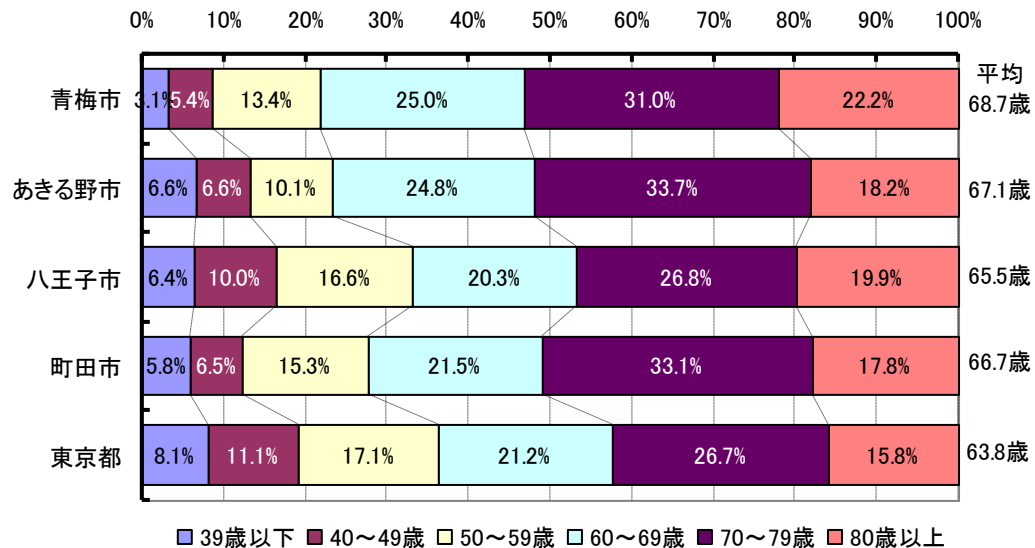
■ 図表 2-3 専業・兼業別販売農家



資料：農林業センサス

販売農家の年齢別農業就業人口の割合をみると、青梅市では70代が31.0%、80代以上が22.2%であり、東京都および周辺自治体に比べて高齢者の割合が高い。平均年齢は68.7歳となっており、周辺自治体よりも高齢化が進んでいる（図表2-4）。

■ 図表 2-4 年齢別農業就業人口



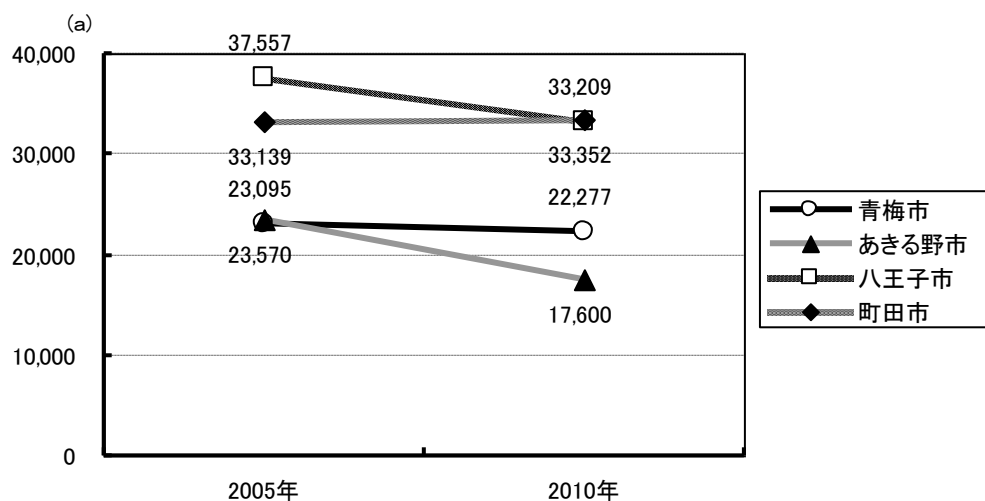
資料：農林業センサス（2010）

② 農地の状況

青梅市の経営耕地面積をみると、2005年の23,095 aから2010年には22,277 aと僅かに減少している。経営耕地面積では、青梅市の規模はあきる野市よりも大きく、八王子市および町田市よりも小さい（図表2-5）。

前述の農業経営体数当たりの経営耕地面積は、青梅市は75.8 aとなり、あきる野市（64.2 a）、八王子市（66.7 a）、町田市（62.1 a）よりも規模が大きい。

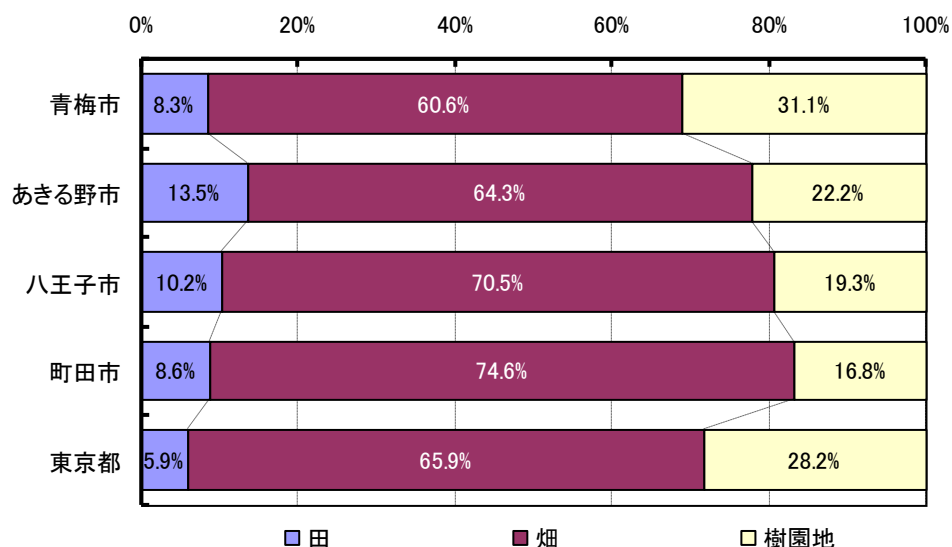
■ 図表 2-5 経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

経営耕地面積の割合を形態別（田、畑、樹園地）にみると、青梅市では畑が60.6%で最も多く、次いで樹園地が31.1%となっている。周辺地自体と比較すると、ウメを含む樹園地の割合が高い（図表2-6）。

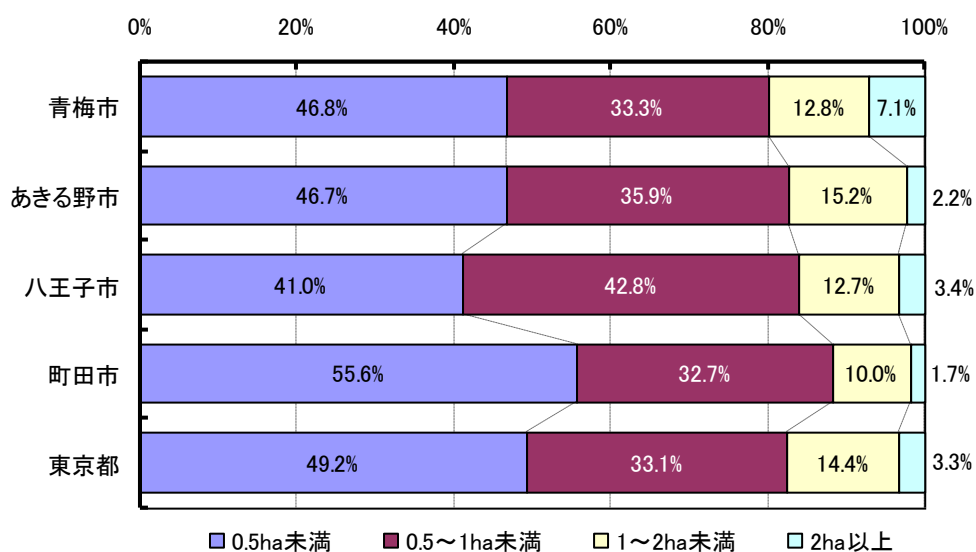
■ 図表 2-6 形態別経営耕地面積



資料：農林業センサス(2010)

経営耕地面積の割合を規模別に見ると、青梅市では0.5ha以下の小規模な経営体が46.8%と最も高く、1ha以上の経営体は19.9%となっている。青梅市の割合は、東京都全体の値に近く、周辺自治体との比較でも大きな違いはみられない（図表2-7）。

■ 図表 2-7 経営耕地面積規模

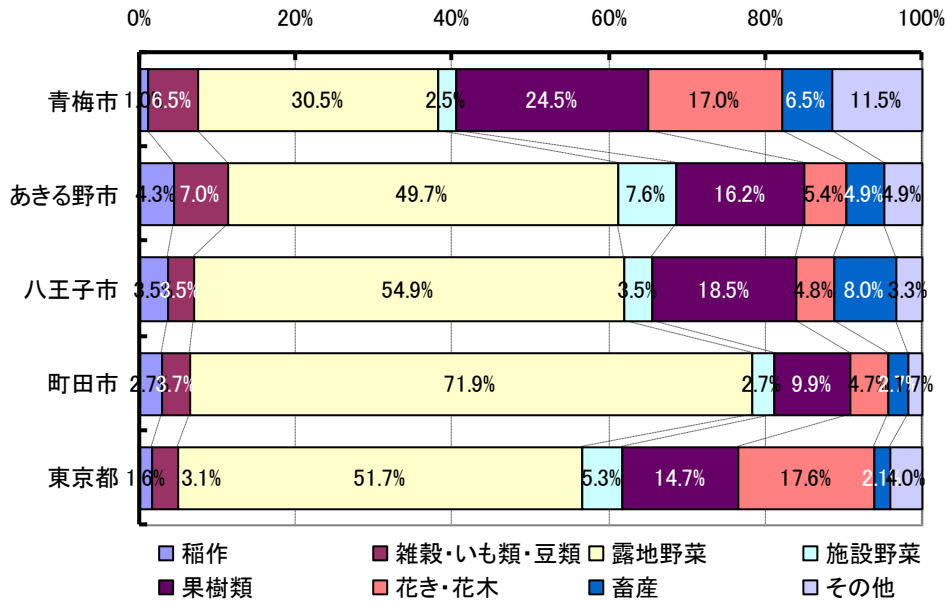


資料：農林業センサス(2010)

③ 農業生産の状況

農産物販売金額1位の部門別に、農業経営体の割合をみると、青梅市では露地野菜（30.5%）が最も高く、次いで果樹類（24.5%）、花き・花木（17.0%）と続いている。周辺自治体と比較すると、青梅市では露地野菜の割合が低く、果樹類および花卉・花木の割合が高いことが分かる（図表2-8）。

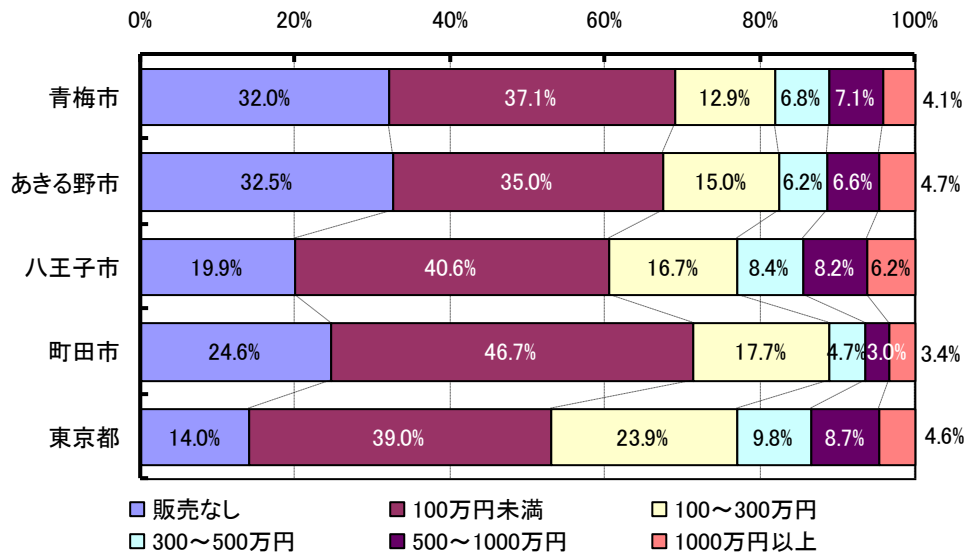
■図表2-8 販売金額1位の部門



資料：農林業センサス(2010)

農産物の販売金額別に農業経営体の割合をみると、青梅市では「販売なし」が32.0%であり、「販売あり」の経営体では、100万円以下（37.1%）が最も高い。東京都全体では、「販売なし」を含めて100万円以上の割合が約5割となっているが、周辺自治体では6割以上を占めており、販売金額が少ない経営体の割合が高い（図表2-9）。

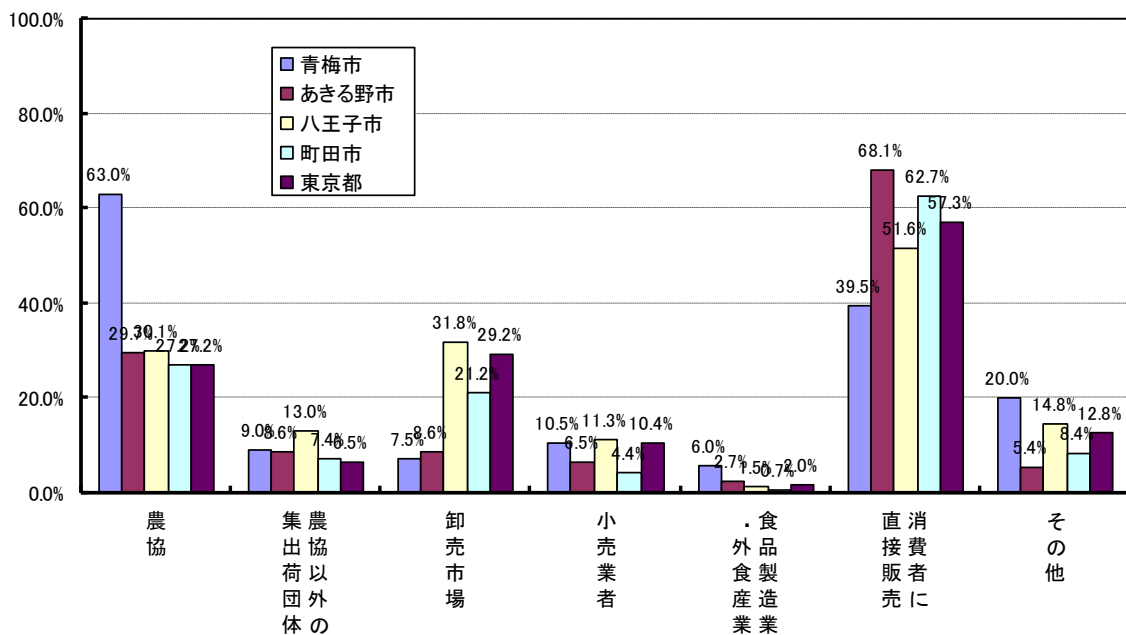
■ 図表 2-9 農産物販売金額規模



資料：農林業センサス(2010)

農産物の販売のあった農業経営体の出荷先をみると、青梅市では「農協」(63.0%)が最も高く、次いで「消費者に直接販売」(39.5%)となっている。周辺自治体と比べて、「農協」が2倍以上に高いことが特徴となっている(図表 2-10)。

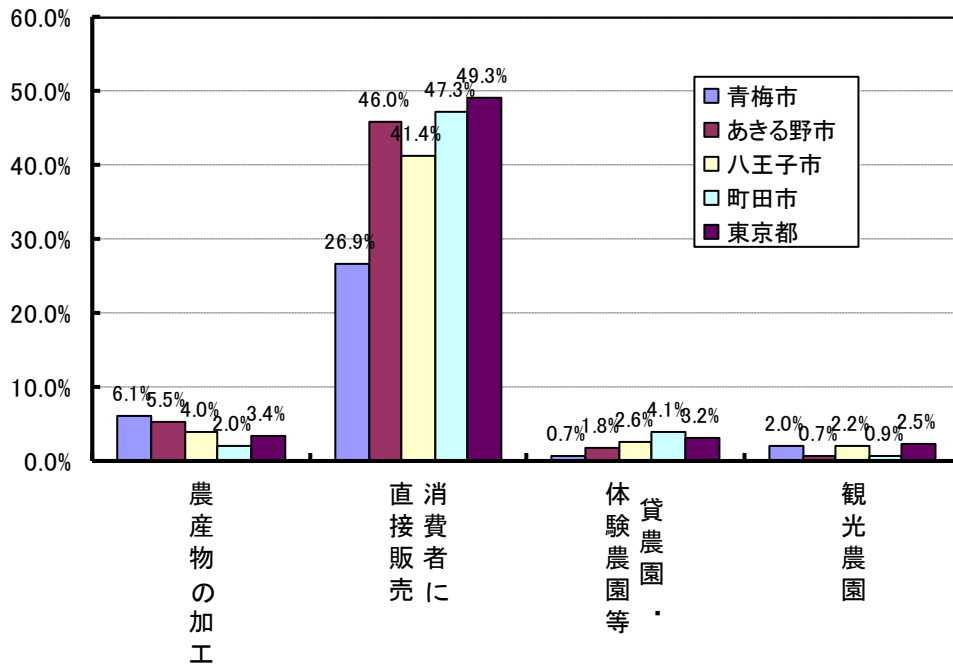
■ 図表 2-10 農産物出荷先



資料：農林業センサス(2010)

農業生産関連事業に取り組む農業経営体の割合をみると、青梅市では「消費者に直接販売」(26.9%)が最も高いが、他の自治体に比べると低水準であることが分かる。また、梅干しを含む「農産物の加工」は、青梅市においても6.1%にとどまっている (図表 2-11)。

■図表 2-11 農業生産関連事業への取組み状況

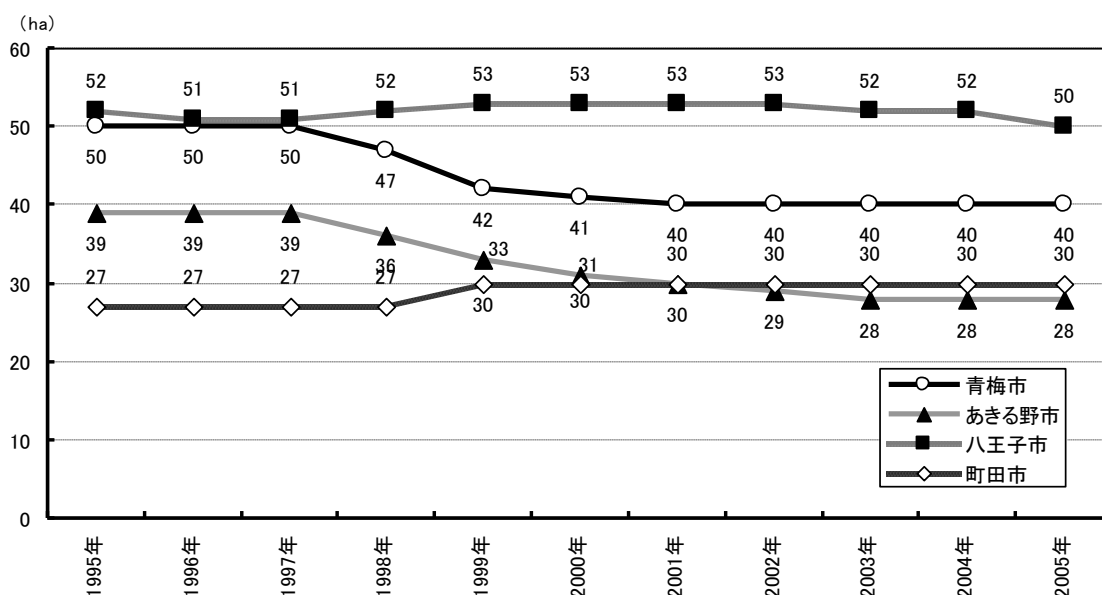


資料：農林業センサス(2010)

④ ウメの生産

青梅市のウメの結果樹面積は、1997年までは50haであったが、2001年には40haまで減少し、近年は横這いとなっている。一方、八王子市は1995年から2005年までは約50haで推移しており、結果樹面積では青梅市よりも規模が大きい。あきる野市および町田市は、30ha前後で推移している(図表 2-12)。

■ 図表 2-12 ウメの結果樹面積

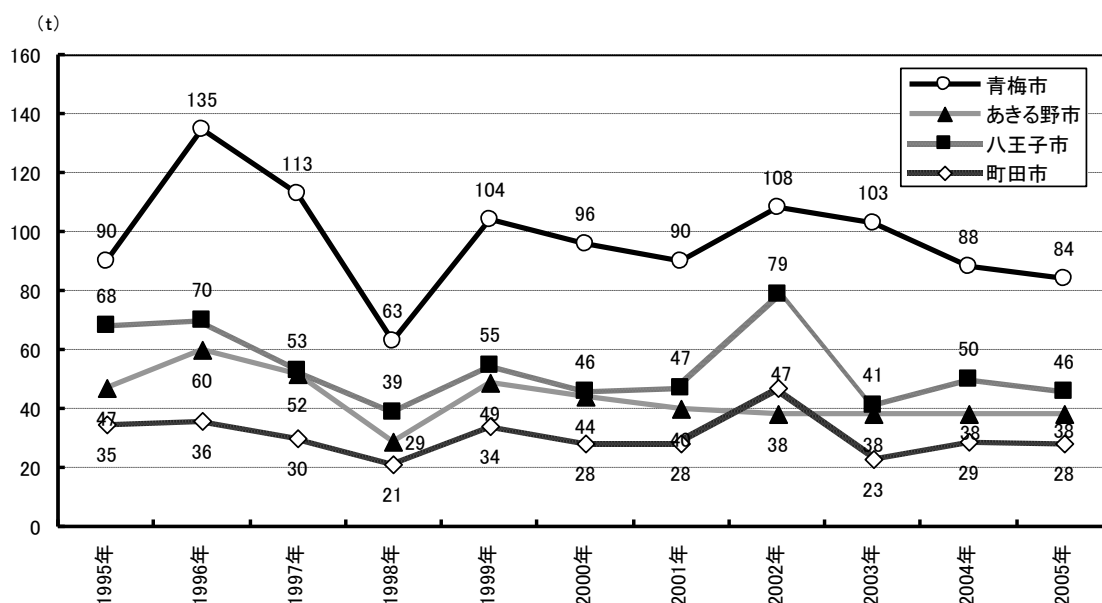


資料：作物統計

収穫量をみると、年によって大きく変動しているが、2005年の青梅市の収穫量は84 tとなっており、結果樹面積の大きい八王子市よりも多い（図表 2-13）。

2005年の結果樹面積当たりの収穫量は、あきる野市 1.4 t /ha、八王子市 0.9 t /ha、町田市 0.9 t /ha に対して、青梅市は 2.1 t /haであり、生産性の高さが際立っている。

■ 図表 2-13 ウメの収穫量



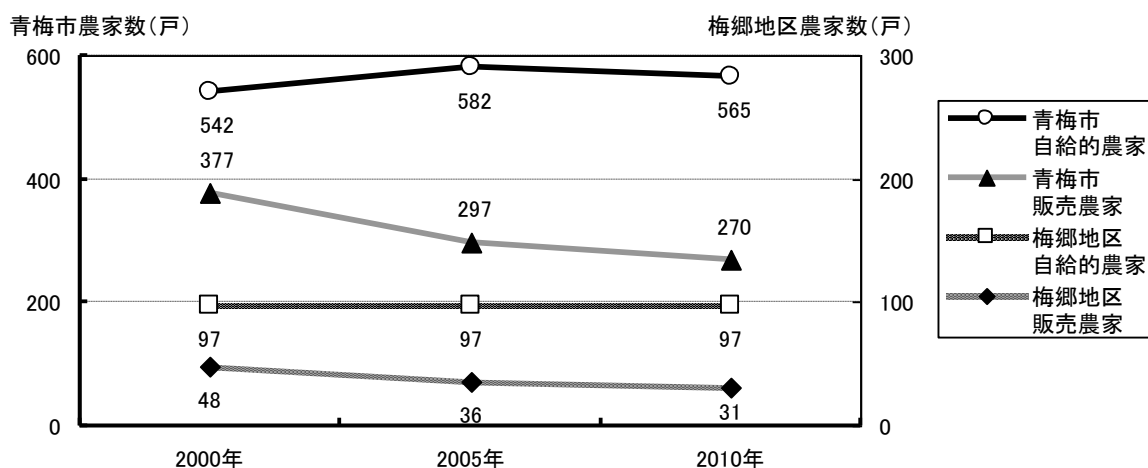
資料：作物統計

(2) 梅郷地区の農業の現状

① 農家の状況

梅郷地区（旧吉野村）の2010年の農家数は、「自給的農家」が97戸、「販売農家」が31戸で総農家数は128戸となる。過去10年間の推移をみると、「自給的農家」は増減がなく、「販売農家」は17戸（35.4%）減少している（図表2-14）。

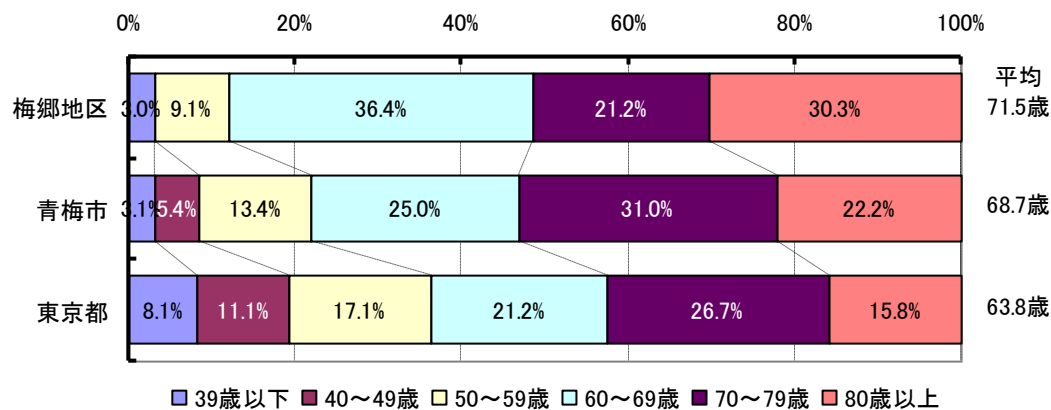
■ 図表 2-14 販売農家・自給的農家の推移



資料：農林業センサス

販売農家の年齢別農業就業人口の割合をみると、梅郷地区では60代以上が9割近く占めており、80歳以上が3割を超えている。平均年齢も71.5歳となっており、梅郷地区は青梅市全体よりも高齢化が進んでいる（図表2-15）。

■ 図表 2-15 年齢別農業就業人口

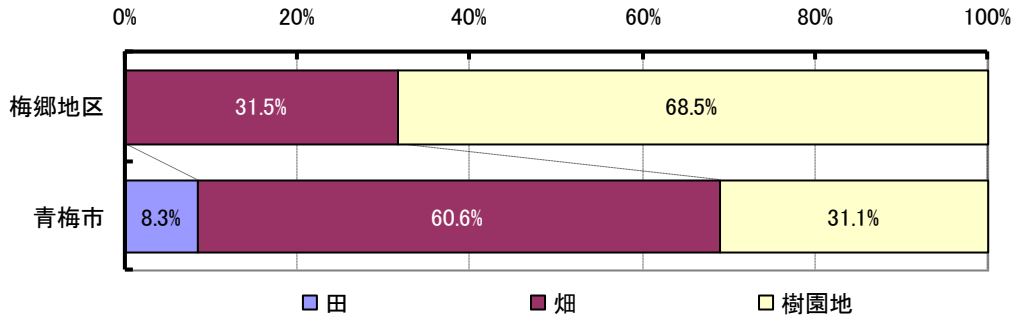


資料：農林業センサス(2010)

② 農地の状況

経営耕地面積の割合を形態別（田、畑、樹園地）にみると、梅郷地区（旧吉野村）はウメを含む樹園地が約7割を占めており、畑が約3割となっている（図表 2-16）。

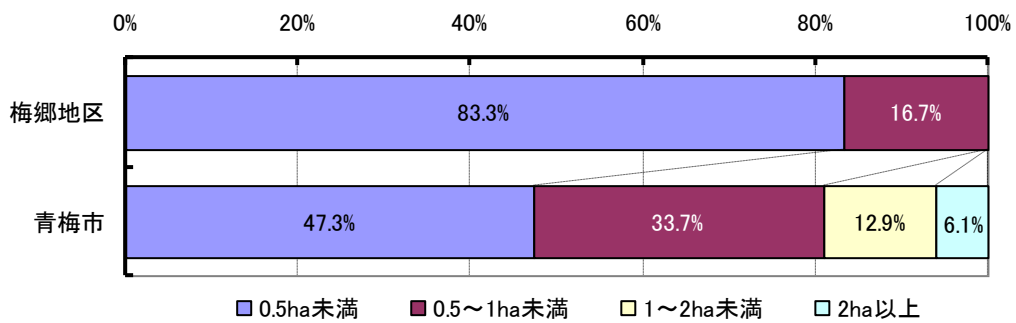
■ 図表 2-16 形態別経営耕地面積の割合



資料：農林業センサス(2010)

経営耕地面積規模別に見ると、梅郷地区（旧吉野村）では0.5ha以下の小規模な経営体が83.3%と最も高く、0.5～1haが16.7%である。梅郷地区は小規模な農地が集積しており、1ha以上の耕地面積を有する農業経営体はみられない（図表 2-17）。

■ 図表 2-17 経営耕地面積規模別経営体

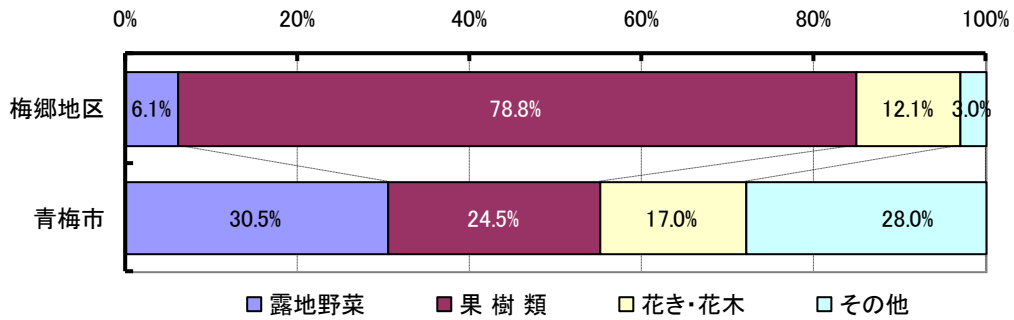


資料：農林業センサス(2010)

③ 農業生産の状況

農産物販売金額1位の部門別に、農業経営体の割合をみると、梅郷地区（旧吉野村）では果樹類（78.8%）が圧倒的に高く、次いで花卉き・花木（12.1%）となっている（図表2-18）。

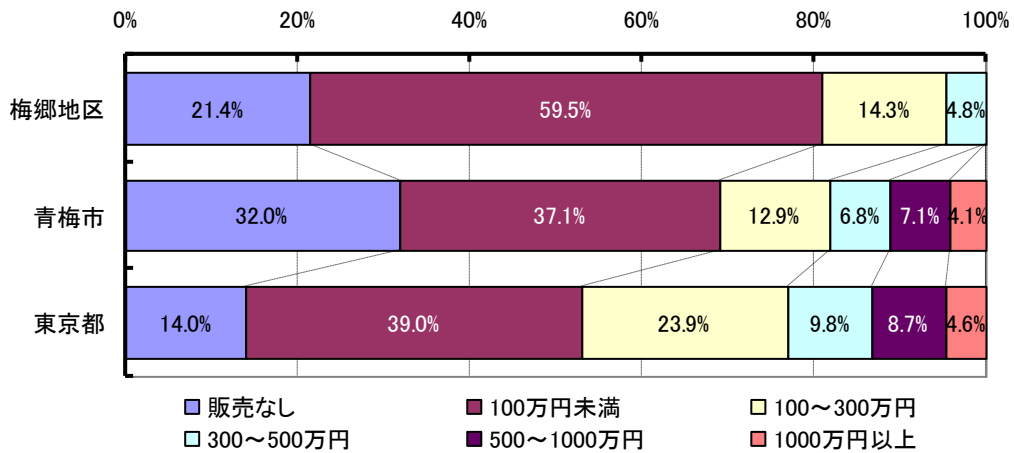
■図表2-18 販売金額1位の部門別農業経営体



資料：農林業センサス（2010）

農産物の農産物販売金額別に農業経営体の割合をみると、梅郷地区（旧吉野村）では、青梅市全体と比較すると「販売なし」は21.4%と低いが、販売されていても100万円に満たない経営体（59.5%）が大半を占めている（図表2-19）。

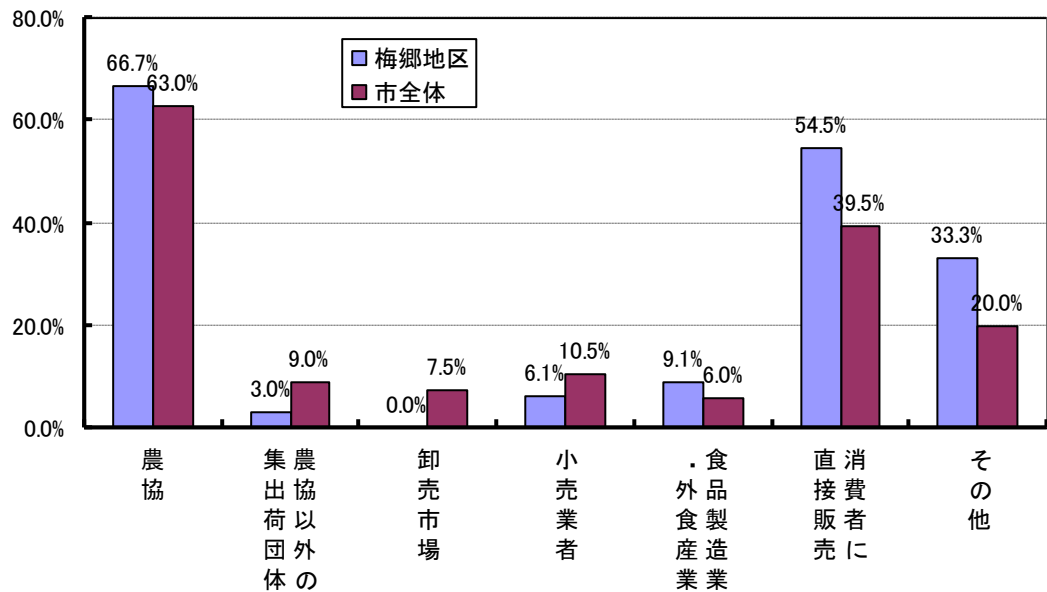
■図表2-19 農産物販売金額規模別経営体



資料：農林業センサス（2010）

農産物の販売のあった農業経営体の出荷先をみると、梅郷地区（旧吉野村）では「農協」（63.0%）が最も高く、次いで「消費者に直接販売」（39.5%）となっている。青梅市全体と比べて大きな違いはなく、青梅市全体で「農協」と関わりが強いことが分かる（図表 2-20）。

■図表 2-20 農産物出荷先延べ経営体数



資料：農林業センサス（2010）



J A 西東京・かすみ直売センター



J A 西東京・グリーンセンター

3. 青梅市梅郷地区の観光・商業の現状

(1) 梅郷地区とその周辺の観光の現状

① 観光資源の分布状況

青梅市の観光資源を「自然資源」、「博物館・美術館」、「寺社・建物」、「庭園・公園」、「その他」、「行催事」に分類すると、主要な資源として以下のようなものが挙げられる。

○自然資源（山岳・溪谷・河川）

御岳山／日の出山／岩茸石山／高水山／惣岳山／御岳溪谷／多摩川

○博物館・美術館

郷土博物館／昭和レトロ商品博物館／赤塚不二夫会館／青梅きもの博物館／吉川英治記念館／櫛かんざし美術館／玉堂美術館

○寺社・建物

金剛寺／天寧寺／塩船観音寺／安楽寺／海禅寺／武蔵御嶽神社／即清寺／旧宮崎家住宅

○庭園・公園

水の公園／青梅鉄道公園／吹上しょうぶ公園／青梅市梅の公園／御岳苑地

○その他

岩蔵温泉郷

○行催事

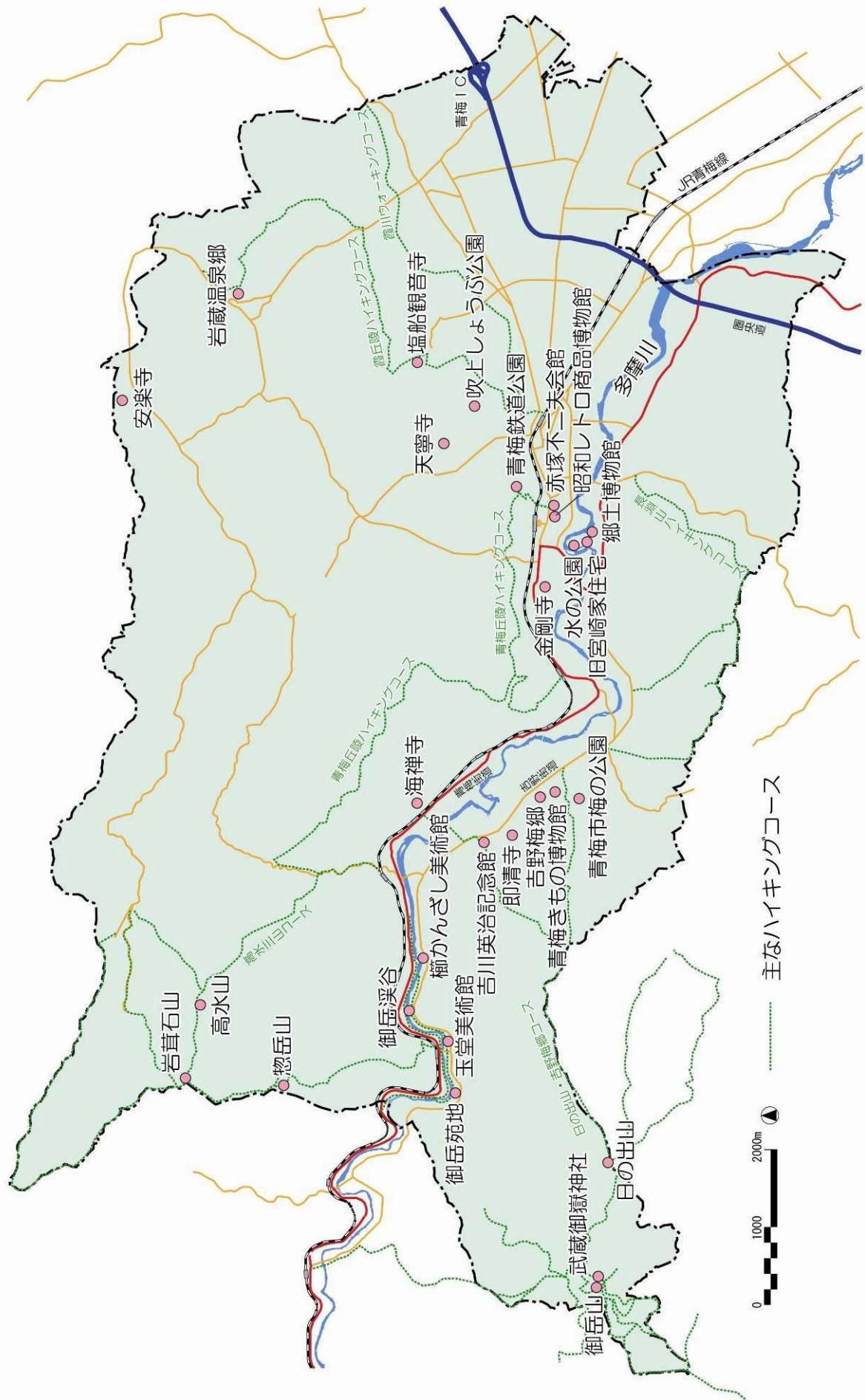
吉野梅郷梅まつり／青梅大祭／塩船観音つつじまつり／青梅マラソン

上記の観光資源の分布状況は、図表 3-1 に示すとおりである。

青梅市においては、観光資源が集積している「青梅宿」、「御岳溪谷」、「御岳山」、「吉野梅郷」の4つのエリアが観光滞在の拠点エリアになっている。また、4つのエリアを結ぶ吉野街道、青梅街道、JR青梅線が市内周遊の観光動線になっている。

また、青梅市では良好な自然環境の維持と観光事業の振興に寄与することを目的に、梅の古木、名木および梅林として価値のあるものを指定し、管理に要する費用の一部を補助しており、平成 23 年 4 月 1 日時点では、古木・名木は 92 本（梅郷地区：75 本、その他の地区：17 本）、梅林は梅郷地区で 3 箇所を指定していた。その後、PPVの影響により、平成 24 年 4 月 1 日時点では、古木・名木は 56 本（梅郷地区：42 本、その他の地区：14 本）に、また、梅林は 1 箇所に減少している。

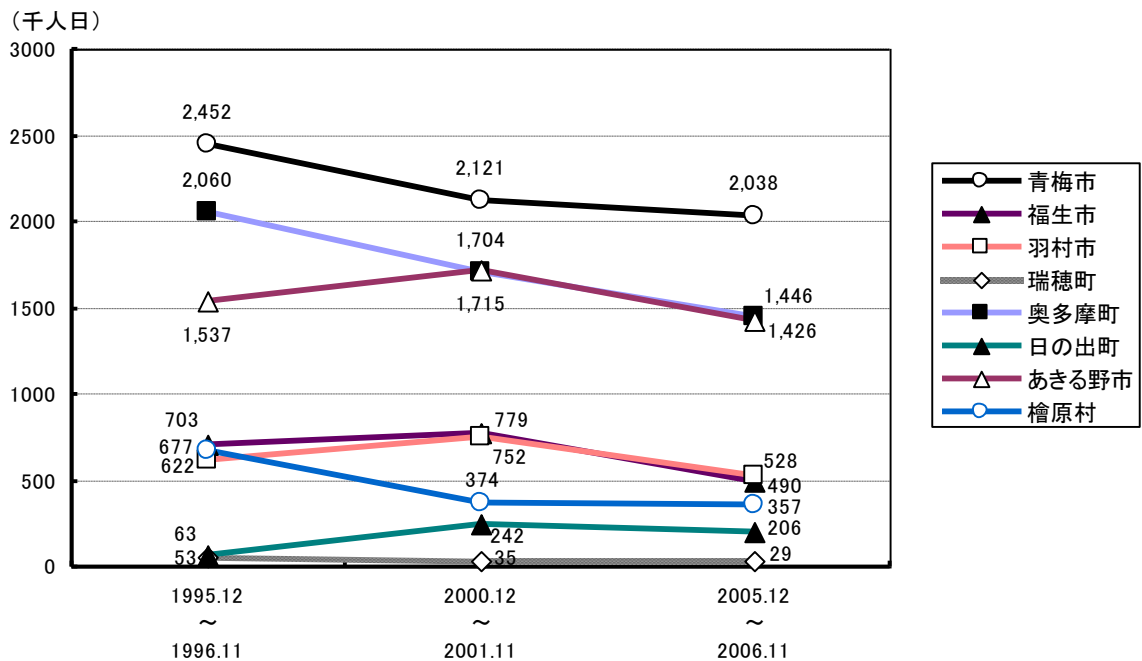
■ 図表3-1 青梅市の主な観光資源



② 観光客数の推移

観光客数の推移を西多摩地域の市町村と比較してみると、青梅市は西多摩地域の中で最も多くの観光客が訪れており、2005年12月からの1年間の観光客数は、約200万人となっている。観光客数は減少傾向にあり、過去10年間で約40万人(16.9%)減少している(図表3-2)。

■図表3-2 西多摩地域の観光客数の推移

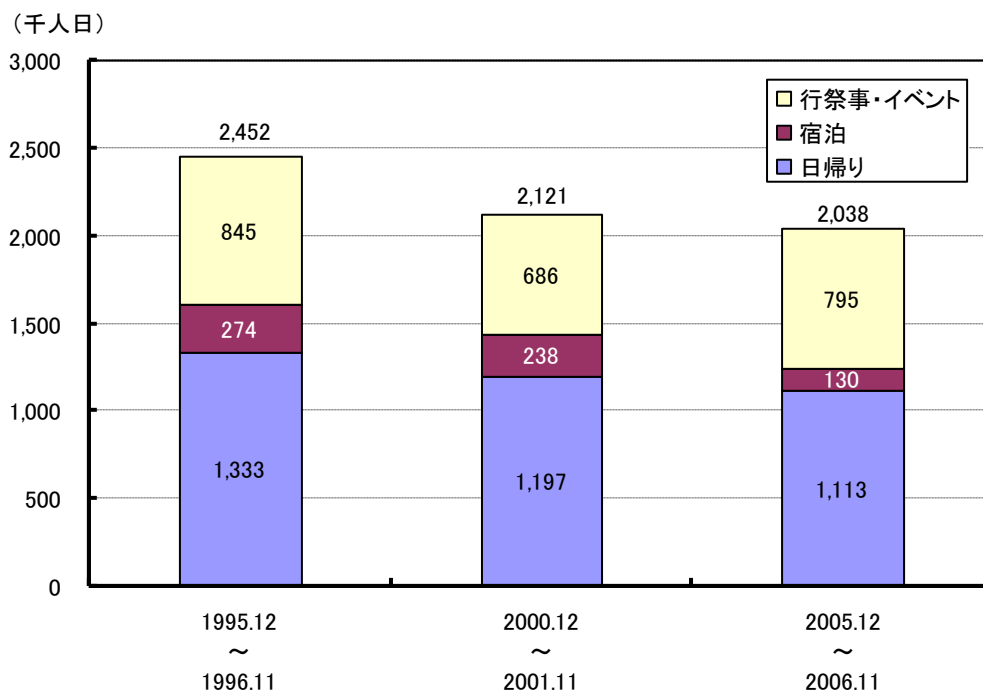


資料：西多摩地域入込観光客数調査

青梅市の観光客数を日帰り・宿泊別にみると、2005年12月からの1年間では、行祭事・イベントを含む日帰り客は1,908千人、宿泊客は130千人であり、宿泊客の比率は6.4%と低い(図表3-3)。

10年間の推移をみると、日帰り、宿泊ともに減少しており、宿泊客数は半減している。

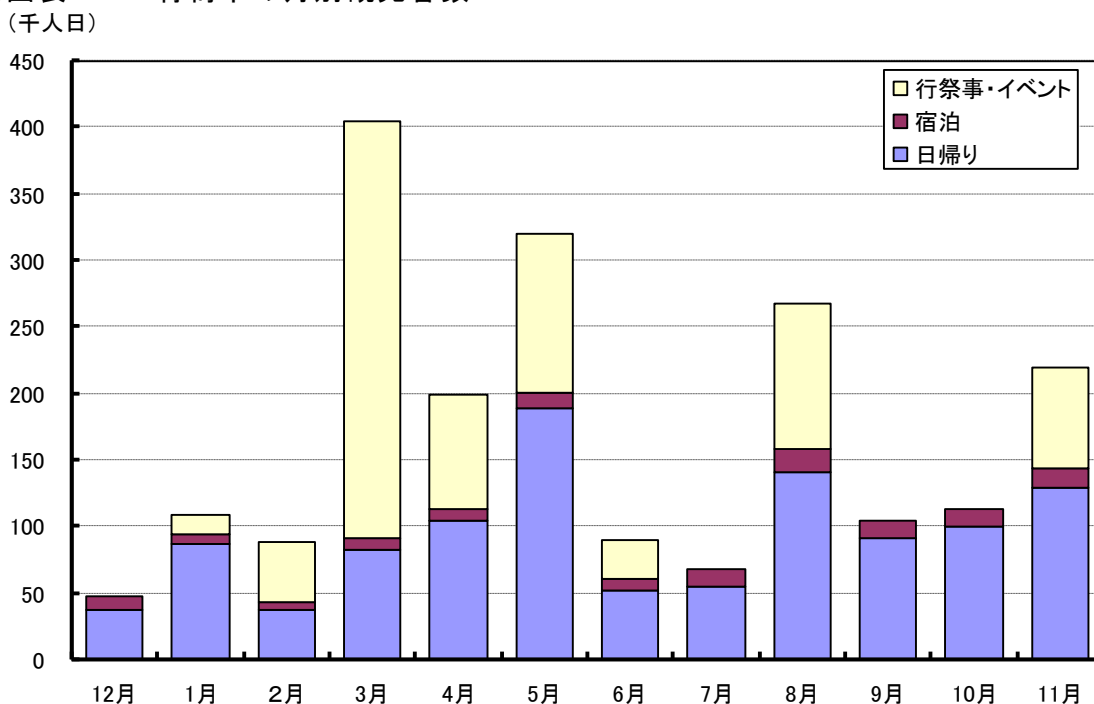
■ 図表 3-3 青梅市の日帰り・宿泊別の観光客数の推移



資料：西多摩地域入込観光客数調査

観光客数を月別で見ると、3月が400千人を超えて最も多く、吉野梅郷梅まつりの影響の大きさが窺える。3月には年間観光客数の約2割が集中していることになる。その他の月は、全国的に観光客が動くゴールデンウィーク（5月）、夏休み期間（8月）、紅葉の時期（11月）の日帰り客が多い（図表 3-4）。

■ 図表 3-4 青梅市の月別観光客数

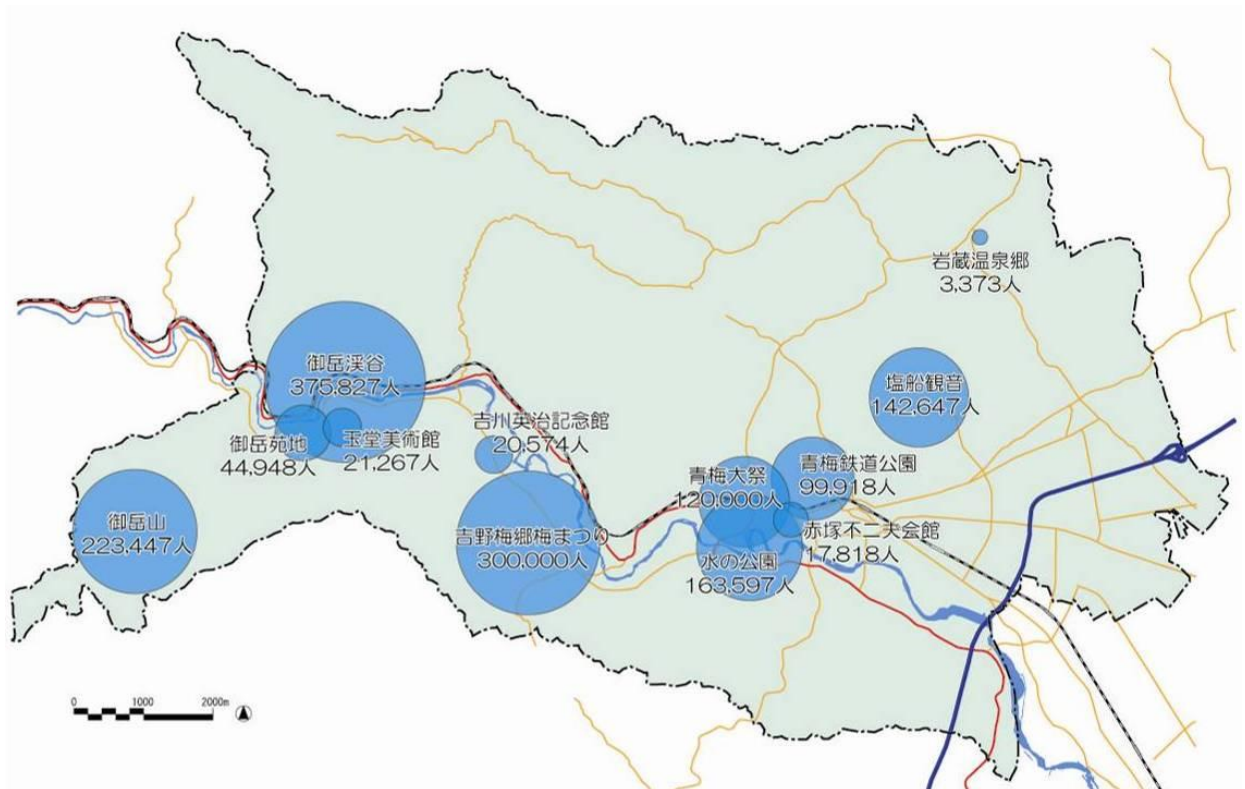


資料：西多摩地域入込観光客数調査 (H19)

主要観光資源の観光客数をみると、最も観光客数が多いのは「御岳溪谷」(375,827人)であり、次いで「吉野梅郷梅まつり」(300,000人)、「御岳山」(223,447人)、「水の公園」(163,597人)の順となっている(図表3-5)。

1ヶ月間のイベントで30万人を集客する「吉野梅郷梅まつり」は、集客力の高さでは青梅市内で随一と言える。

■図表3-5 主要観光資源の観光客数



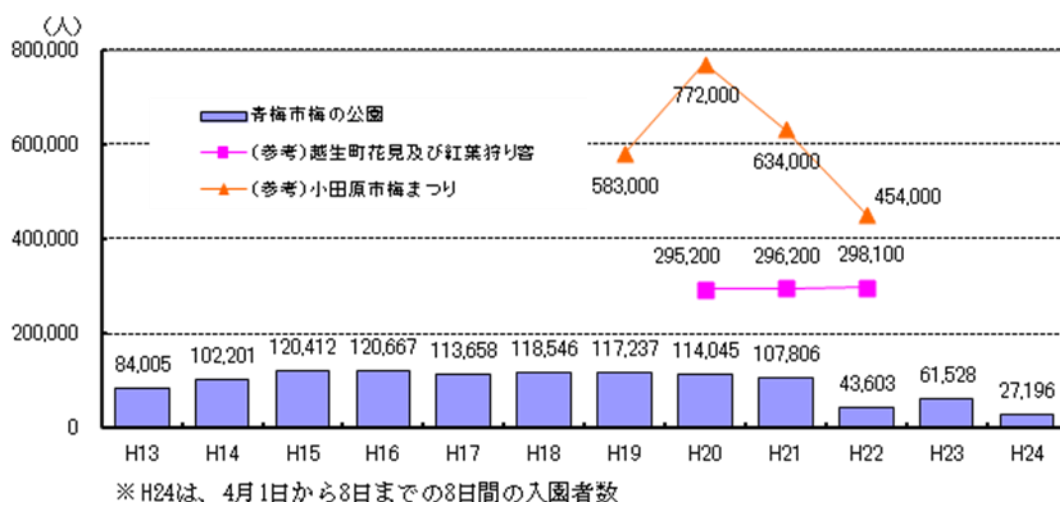
資料：西多摩地域入込観光客数調査(H19)

吉野梅郷梅まつり期間中の青梅市梅の公園の入園者数の推移をみると、平成22年度は東日本大震災の影響で、平成23年度は開花の遅れにより減少したが、それ以前では10万人~12万人でほぼ横ばいに推移している(図表3-6)。

梅まつり全体の入込み推計30万人のうち、青梅市梅の公園の入園者は3分の1程度となり、公園以外にも梅郷地区の民間の観梅園や商店などに立寄っていることが分かる。

吉野梅郷梅まつりの消費額の推計は、合計で約9億円となる。その内訳は、飲食代が3億6千万円、買い物代が2億7千万円、駐車場代が3千万円となっている(図表3-7)。

■ 図表 3-6 梅の公園の入園者数（梅まつり期間）の推移



資料：青梅市資料、神奈川県入込観光客調査、埼玉県入込観光客「推計」調査

■ 図表 3-7 行祭事・イベントの消費額の推計

行祭事・イベント名	駐車場代	飲食代	買い物代	その他	合計
吉野梅郷梅まつり	27 百万円	355 百万円	269 百万円	272 百万円	923 百万円
青梅大祭	11 百万円	142 百万円	107 百万円	109 百万円	369 百万円
塩船観音つつじまつり	8 百万円	102 百万円	77 百万円	78 百万円	265 百万円

資料：(社)大多摩観光連盟「大多摩地域における観光産業経済波及効果調査報告書」(H20)

③ 観光まちづくりの取組み

梅郷地区の観光振興に向けた取組みは、平成 17 年度に財団法人広域関東圏産業活性化センターが実施した「梅の里交流促進計画策定事業」において、10 の事業計画が提案されている（図表 3-8）。

これらの施策を実施する組織として、梅郷地区の有志による「梅の里実行委員会」が立ち上げられ、ロウバイやツツジ等の植栽による花の名所づくりや、赤ぼっこまでのハイキングルートの開発、オープンガーデン整備、梅加工製品の開発・販売等を行っている。

これまで実施されてきた取組みの概要を次下に示す。

■図表 3-8 「梅の里交流促進計画策定事業」で提案された施策

誘致基盤の整備	
1) 「山里景観」の魅力の演出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間の景観整備 ・ 眺望景観の整備 ・ 地域資源を活かした周遊コースの設定
2) 「文化芸術資源、施設」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の強化による地域文化性の強調 ・ 新たな芸術文化施設の誘致 ・ 地元在住芸術家や大学等との連携 ・ イベント開催による地域イメージと知名度の向上 ・ 展示の魅力向上と市民参加の促進
3) 「梅」に関わる各種製品の製造販売体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家が活用する加工施設の整備 ・ 地元での販売先の確保 ・ 付加価値を高める販売方法
利用促進策の検討	
4) 花の名所による四季の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節毎の花の名所づくり
5) オープンガーデンの整備と梅の木の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庭園や玄関先の部分的開放 ・ 梅古木の造園的な演出
6) 食の魅力の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食施設の整備 ・ 食のテーマ、献立等の開発
7) 地域づくり組織の充実とお休み処等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり組織の充実 ・ 売店・茶店の整備
8) 自然との対話の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然理解のための情報提供の体制づくり ・ 自然との対話を活かしたイベント等の演出
9) 杉保の文化体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業体験の場と機会の提供 ・ 後継者の育成と林業技術の伝承
観光関連施設と広報体制の充実	
10) サービス施設整備と広報宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光情報システムの整備 ・ 観光案内施設の整備 ・ 案内・誘導サインの整備 ・ 案内地図・ガイドブックの作成 ・ トイレ・休憩施設の充実

■ オープンガーデンの整備



〈鎌倉の梅・梅花園〉

〈親木の梅・大聖院〉

〈吉野梅郷中心地眺望苑〉

■ ロウバイ・ツツジの植栽



■ハイキングルート of 整備



■案内・誘導サイン of 整備



■案内地図の作成（青梅市観光歩き道マップ：梅の郷コース）

青梅市 観光歩き道マップ 梅の郷コース

青梅へのアクセス

青梅観光案内所 ☎0428-20-0011
9:30~17:30（年中無休）
観光情報センター ☎0428-24-3400
観光情報ホームページで検索

青梅市高江鏡光観光館
〒323-0292 青梅市高江町鏡光
TEL:0428-24-3400 FAX:0428-24-3401
E:meiji@meiji-kankou.com

梅の郷コース

JR二俣尾駅からJR日南和田駅の南西に広がる「梅の郷コース」は、青梅市街の公園から個人の梅園まで、大小さまざまな梅の名所を誇る吉野梅郷をめぐるコースです。

1 奥多摩橋
昭和14(1939)年に架けられたアーチ式の橋。高さ約40mです。昭和33年に建設された多摩川に架かる最大の橋であり、非常に重要であるため、平成21年に土木学会選定土木遺産に認定されました。

2 吉川英治記念館
文豪 吉川英治が1917年(昭和2)に青梅市(旧多野村)へ移住し、この地で『新・平家物語』を執筆しました。記念館は英治の生家として名匠の住居の一角が再現されています。
休館日 月曜日の場合は休館 観覧料 108~129人 1人1880円まで 1月~2月は108~16800円
1月~2月は108~16800円 入館料 1人300円 観覧時間 0428-76-1675

3 即清寺 招き梅
元永年間(87~895)に元永天皇が開創。聖安寺(1646年)に改称され、寛政21(1809)年に火災に焼失されました。境内にある梅の木「招き梅」のほか、ツツジやモイモイ、竹、竹藪など多くの植物、経巻や文書が多数あり、四季ごとに楽しむことができます。

4 大聖院 親木の梅
本宮は寛永15(1638)年、寛政21(1809)年に石の礎石が下されました。親木の木は天保3(1832)年に再建されたものです。
観音堂に引掛の梅は、樹齢700年を誇る老木で、梅郷の梅郷といわれています。同じ青梅市にある金持寺の梅郷とよく似ています。1980年に、親木の木は、切欠の木を移植した二代目です。

5 岩割の梅
別荘跡の梅。別荘跡の梅は、寛政21(1809)年に石の礎石が下されたことにより、寛政21(1809)年に再建されたものです。その歴史が刻み込まれた梅は、寛政21(1809)年、その切欠の梅、寛政21(1809)年、1980年に、親木の木は、切欠の木を移植した二代目です。

6 鎌倉の梅
鎌倉の梅は、寛政21(1809)年に石の礎石が下されたことにより、寛政21(1809)年に再建されたものです。その歴史が刻み込まれた梅は、寛政21(1809)年、その切欠の梅、寛政21(1809)年、1980年に、親木の木は、切欠の木を移植した二代目です。

7 青梅きもの博物館
日本の伝統文化、着物文化の歴史、近代の着物を中心に展示され、大規模な展示、豊富な資料が展示されています。
休館日 月~木 年中無休、土曜日は10:00~17:00、日曜日は10:00~16:00
観覧料 108~129人 1人1880円 130人以上 16800円
入館料 1人300円 観覧時間 0428-76-2010(梅郷観光センター)0428-24-3401

吉野梅郷

青梅市街の南西に広がる「梅の郷コース」は、青梅市街の公園から個人の梅園まで、大小さまざまな梅の名所を誇る吉野梅郷をめぐるコースです。

8 青梅市梅の公園
1200坪、1200坪の梅の郷コースは、青梅市街の南西に広がる「梅の郷コース」は、青梅市街の公園から個人の梅園まで、大小さまざまな梅の名所を誇る吉野梅郷をめぐるコースです。

9 愛宕神社
創建は慶長年間(1624~1643)と伝えられ、明治維新(1868)に焼失されました。境内には梅とツツジが多く植えられており、観望もよく知られています。

10 山内新四国八十八ヶ所霊場
安政年間(1854~1860)に山内新四国八十八ヶ所霊場が完成しました。境内には梅とツツジが多く植えられており、観望もよく知られています。

11 古野山園地
園地が整備されおり、観望ができます。観望は紅葉まで楽しめます。ハイキングコースが整備され、日の出まで楽しめます。

12 三二解散
と名前の通り、毎年(1953年)に実施されています。毎年(1953年)に実施されています。毎年(1953年)に実施されています。

おすすめ立ち寄りスポット

1 高野寺
高野寺は寛政21(1809)年に建立された三田氏の菩提寺。創建は寛政21(1809)年と伝えられ、境内には梅とツツジが多く植えられており、観望もよく知られています。

2 下山神社
下山神社は、境内には梅とツツジが多く植えられており、観望もよく知られています。

3 天沢院
天沢院は、境内には梅とツツジが多く植えられており、観望もよく知られています。

4 石神社
石神社は、境内には梅とツツジが多く植えられており、観望もよく知られています。

5 伊豆川
伊豆川は、境内には梅とツツジが多く植えられており、観望もよく知られています。

青梅市観光歩き道マップ

梅の郷コース 全長約4.5km、1時間30分

凡例

花ざかりカレンダー

1 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

1 奥多摩橋 2 吉川英治記念館 3 即清寺 招き梅 4 大聖院 親木の梅 5 岩割の梅 6 鎌倉の梅 7 青梅きもの博物館 8 青梅市梅の公園 9 天沢院 10 ロウバイ庭 11 青梅きもの博物館 12 下山神社 13 山内新四国八十八ヶ所霊場 14 古野山園地 15 愛宕神社 16 高野寺

道標

1:8000

(2) 梅郷地区の観光・商業事業者の現状

①小売業、飲食店等の事業規模

卸売り・小売業の事業所数および従業者数の推移をみると、梅郷1～6丁目（梅郷）の事業所数および従業者数はともに青梅市全体の2.5%前後であり、梅郷地区（畑中、和田町、梅郷、柚木町）はともに青梅市全体の5.0%前後となっている。平成21年とそれ以前では調査方法が異なり単純に比較はできないが、平成13年以降では大きな変化はみられない（図表3-9）。

卸売り・小売業の従業者規模をみると、梅郷では4人以下が51.7%で最も多く、次いで5～9人が31.0%となっている。梅郷地区および青梅市全体では、4人以下が約6割と梅郷よりも高い（図表3-10）。

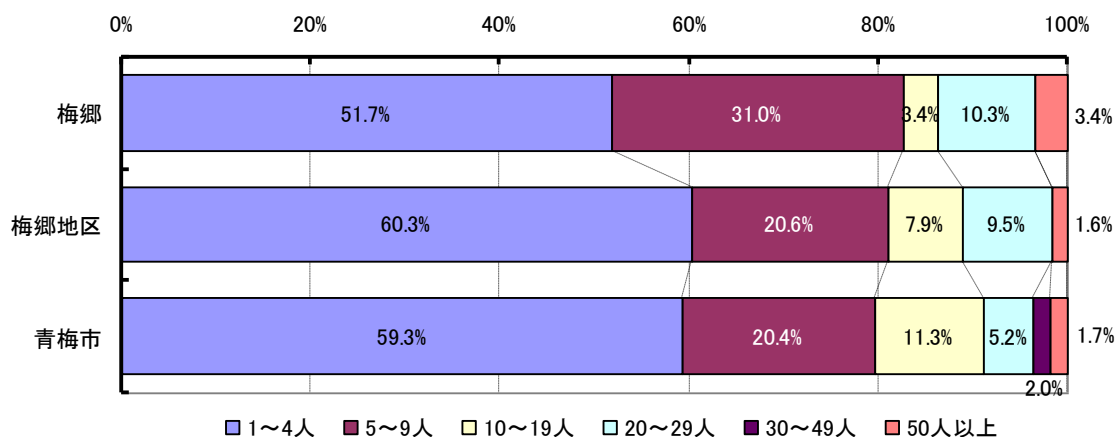
小売業の年間販売額をみると、平成19年の梅郷の販売額は市全体の2.7%、売場面積も2.7%である。梅郷地区の販売額は3.9%、売場面積は3.8%となっている。平成19年の売場面積当たりの年間販売額は、梅郷では83万円/m²、梅郷地区では87万円/m²、青梅市全体では84万円/m²であり、大きな違いはみられない（図表3-11）。

■図表3-9 卸売り・小売業の事業所数、従業者数の推移

卸売り・小売業	事業所数			従業者数		
	青梅市	梅郷地区	梅郷	青梅市	梅郷地区	梅郷
平成13年	1,369	66 : 4.8%	32 : 2.3%	10,403	487 : 4.7%	286 : 2.7%
平成16年	1,280	58 : 4.5%	29 : 2.3%	9,446	415 : 4.4%	243 : 2.6%
平成18年	1,218	61 : 5.0%	30 : 2.5%	9,595	417 : 4.3%	239 : 2.5%
平成21年	1,208	63 : 5.2%	29 : 2.4%	9,653	456 : 4.7%	260 : 2.7%

資料：事業所・企業統計（H13～18）、経済センサス（H21）

■図表3-10 卸売り・小売業の従業者規模



資料：経済センサス（H21）

■ 図表 3-11 小売店の年間販売額、売場面積

小売業	年間販売額				売場面積					
	青梅市	梅郷地区	梅郷		青梅市	梅郷地区	梅郷			
平成 16 年	117,304	-	-	3,287	2.8%	116,471	-	-	2,356	2.0%
平成 19 年	113,092	4,414	3.9%	3,019	2.7%	134,605	5,064	3.8%	3,655	2.7%

資料：商業統計

飲食店・宿泊業の事業所数および従業者数の推移をみると、梅郷の事業所数は青梅市全体の 2.0% 前後、従業者数は 1.5% 前後となっている。梅郷地区の事業所数は 5.0% 前後、従業者数は 2.5~3.0% となっている（図表 3-12）。

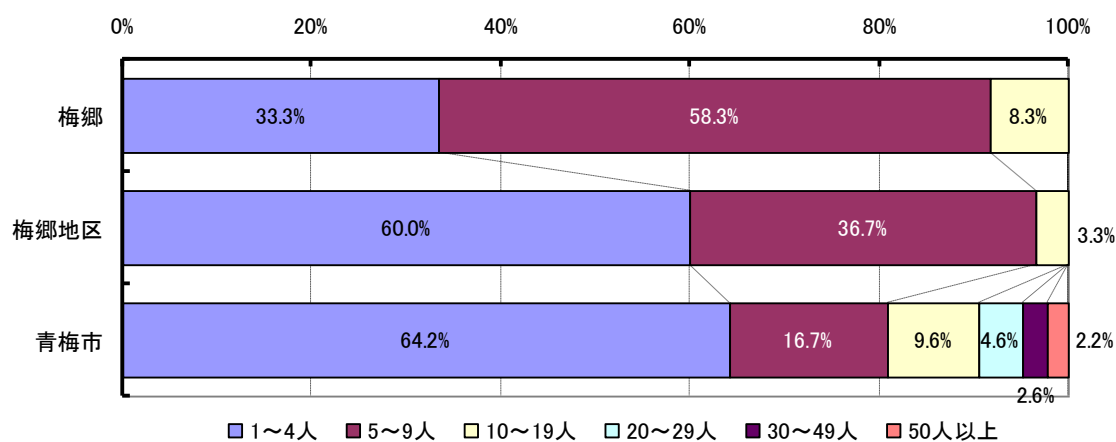
飲食店・宿泊業の従業者規模をみると、梅郷では 5~9 人が 58.3% で最も多く、次いで 4 人以下が 33.3%となっている。梅郷地区および青梅市全体では、4 人以下が約 6 割と梅郷よりも高い。梅郷および梅郷地区では、20 人以上の事業所はみられない（図表 3-13）。

■ 図表 3-12 飲食店、宿泊業の事業所数、従業者数の推移

飲食店・宿泊業	事業所数			従業者数						
	青梅市	梅郷地区	梅郷	青梅市	梅郷地区	梅郷				
平成 13 年	669	33	4.9%	15	2.2%	4,067	110	2.7%	51	1.3%
平成 16 年	663	36	5.4%	17	2.6%	4,251	121	2.8%	58	1.4%
平成 18 年	630	33	5.2%	15	2.4%	3,800	114	3.0%	57	1.5%
平成 21 年	646	30	4.6%	12	1.9%	4,727	114	2.4%	62	1.3%

資料：事業所・企業統計（H13~18）、経済センサス（H21）

■ 図表 3-13 飲食店・宿泊業の従業員規模

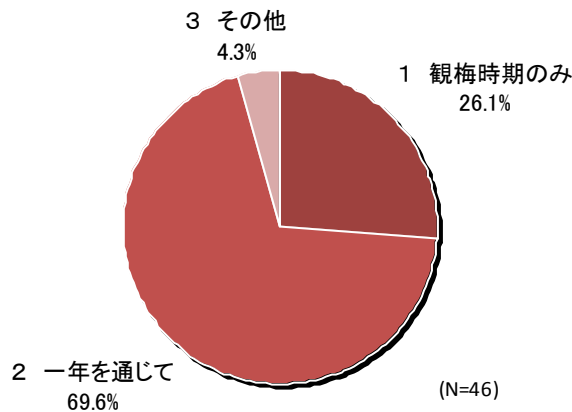


資料：経済センサス（H21）

② 観梅シーズンの営業状況

梅郷地区には観梅シーズンに多くの観光客が集中するが、観梅シーズンのみ営業している観光・商業事業者は26.1%である。その業種は、梅の公園周辺の「駐車場」や「観梅園」などである（図表 3-14）。

■図表 3-14 梅郷地区の商店等の営業期間

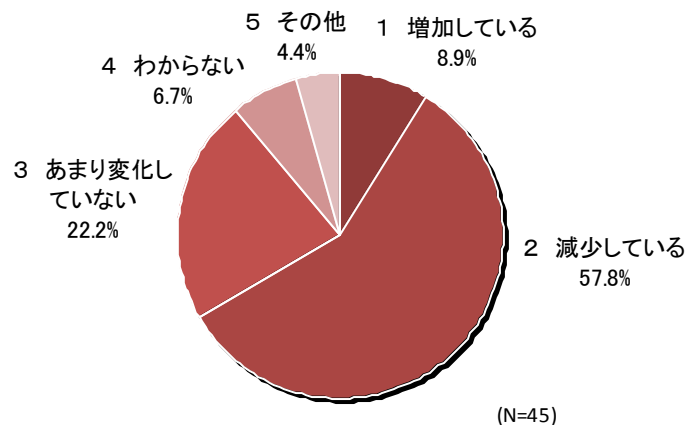


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

観梅シーズンの観光客数は、近年は吉野梅郷梅まつり全体で30万人、青梅市梅の公園の入場者数が10万人で推移しているが、来店者数が「減少している」店舗は57.8%である。また、「増加している」と回答した店舗は8.9%である（図表 3-15）。

来店者数は各店舗の魅力にも左右されるが、観梅の楽しみ方として、梅郷地区を逍遥しながら各店舗に立寄る行動パターンよりも、駐車場と梅の公園を往復するだけの来訪者が増えていることも考えられる。

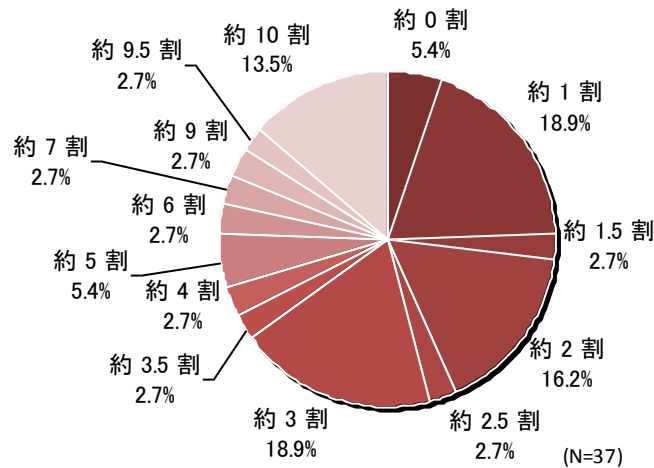
■図表 3-15 観梅時期の来店者数の動向



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

年間売上に占める観梅シーズンの割合をみると、2割以下が43.2%であり、それ以上が56.8%である。平均すると約4割となる（図表3-16）。市全体の年間観光客数は3月に約2割が集中していることを考えると、梅郷地区では通年で営業している観光・商業事業者でも、観梅シーズンの売上比率が高いことが分かる。

■図表 3-16 年間売上額に占める観梅シーズンの割合



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

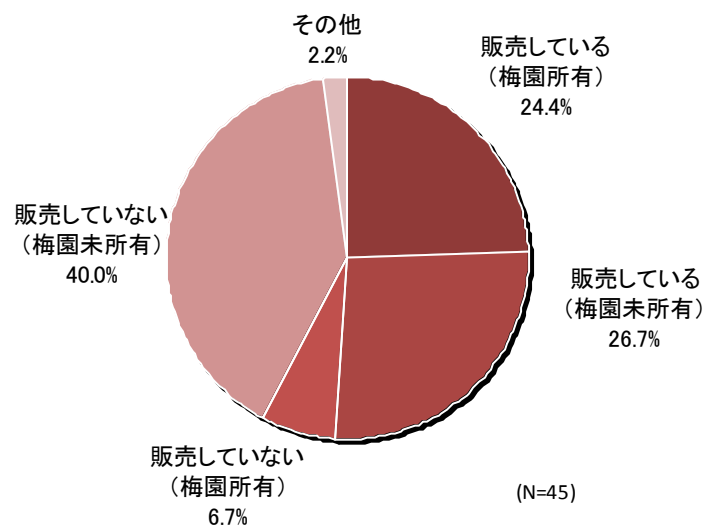
■観梅シーズンのみ営業している駐車場・観梅園



③ 梅に関わる商品等の販売状況

梅製品の販売状況をみると、自家梅園を所有し、自店舗で梅製品を販売している店舗は24.4%、梅園は所有していないが梅製品を販売している店舗は26.7%であり、梅製品を販売している店舗が合計で51.1%となる。この中には、観梅園や梅製品を売りにしている店舗以外の一般の小売店や飲食店が多く含まれており、梅製品を扱うのは梅郷地区の特徴と考えられる（図表3-17）。

■ 図表 3-17 梅関連製品の販売の有無



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

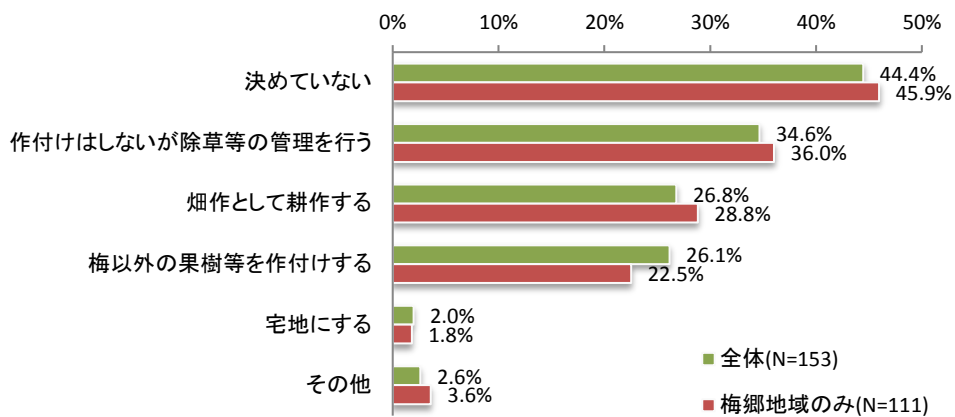
4. ウメ輪紋ウイルスによる農業・観光・商業への影響

(1) ウメ輪紋ウイルスによる農業への影響

① 防除指定期間中の樹園地の活用方法

防除指定期間中の樹園地の活用方法については、44.4%が「決めていない」ものの、「作付けはしないが除草等の管理を行う」との意向が34.6%とやや多い（図表4-1）。梅郷地域に限ってみてもほぼ同様の傾向である。

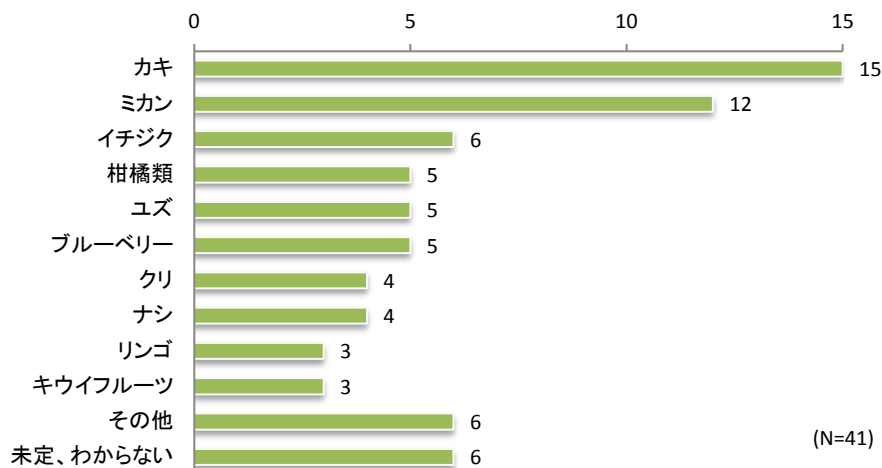
■ 図表 4-1 防除指定期間中の樹園地の活用方法



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

防除指定期間中に「梅以外の果樹等を作付けする」場合、その種類として「カキ」や「ミカン」などの柑橘類が多く挙げられている（図表4-2）。その理由として、「栽培の手間がかからない」「栽培適地である」「実を食用にできる」などの回答が多い。

■ 図表 4-2 防除指定期間中に作付けする予定の果樹等の種類

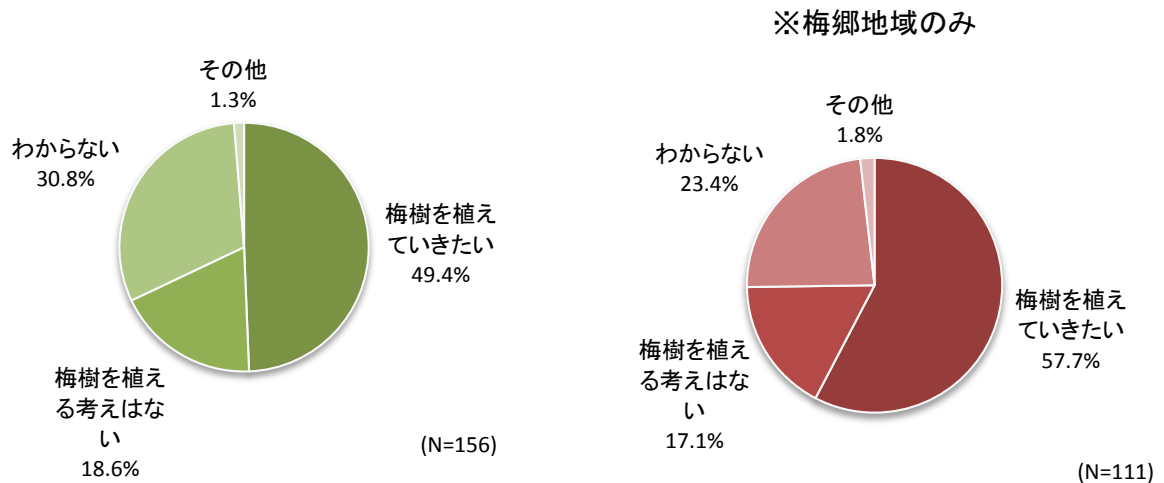


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

② 防除指定期間解除後の樹園地の活用方法

防除指定期間の解除後、ほぼ半数の49.4%が再び「梅樹を植えていきたい」と考えているが、30.8%は「わからない」としている。なお、梅郷地域では再び梅樹を植える意向が57.7%と全体に比べるとやや高い（図表4-3）。

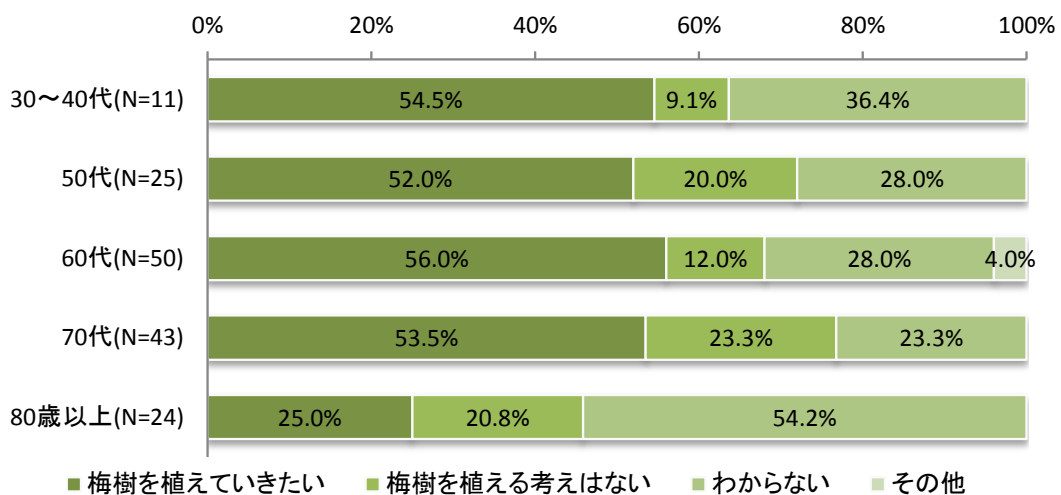
■ 図表 4-3 防除指定期間解除後に再び梅樹を植える意向



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】（H23）

年代別に防除指定期間解除後の再び梅樹を植える意向をみると、80歳以上の過半数（54.2%）は「わからない」と回答し、再び梅樹を植える意向は25.0%と低い。70代以下では再び梅樹を植える意向に大きな差はみられない。また、50代および70代以上は「梅樹を植える考えはない」人の割合が約2割とやや多い（図表4-4）。

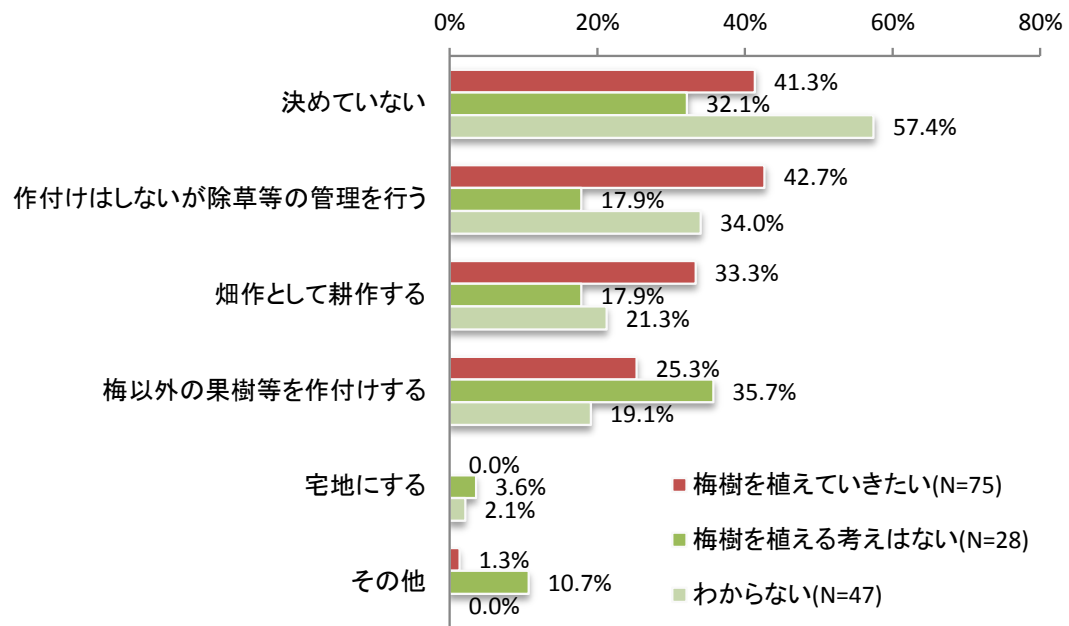
■ 図表 4-4 年代×再び梅樹を植える意向



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】（H23）

防除指定期間解除後の再び梅樹を植える意向の有無別に、防除指定期間中の樹園地の活用方法をみると、「梅樹を植えていきたい」と考える人は、防除指定期間中は「作付けはしないが除草等の管理を行う」(42.7%) または「畑作として耕作する」(33.3%) 割合がやや多い。一方、「梅樹を植える考えはない」人は、「梅以外の果樹等を作付けする」(35.7%) 割合が多い (図表 4-5)。

■ 図表 4-5 再び梅樹を植える意向 × 防除指定期間中の樹園地の活用方法

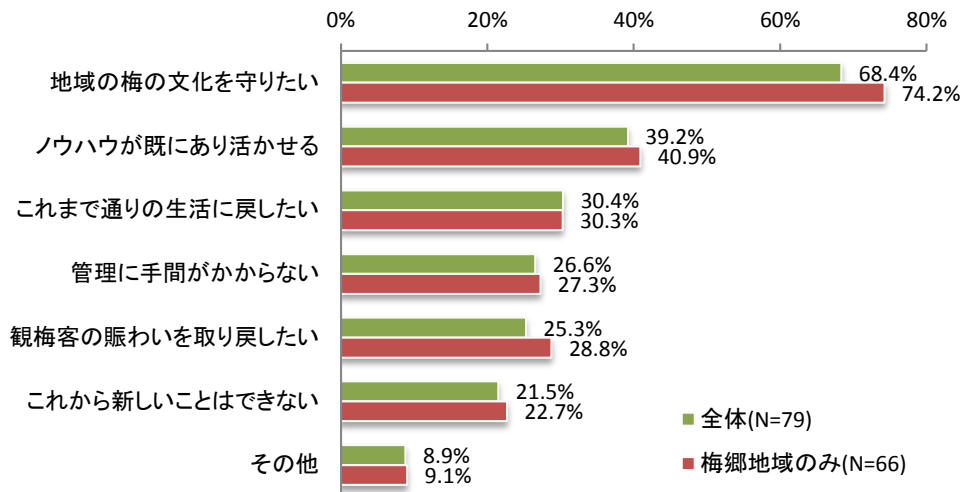


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

再び「梅樹を植えていきたい」と考える理由として、「地域の梅の文化を守りたい」が68.4%と最も多く、次いで「ノウハウが既にあり活かせる」が39.2%と多い。梅郷地域では、「地域の梅の文化を守りたい」「観梅客の賑わいを取り戻したい」との理由が全体に比べてやや多い（図表4-6）。

■ 図表 4-6 防除指定期間解除後に再び梅樹を植えたいと考える理由

※防除指定期間解除後に再び「梅樹を植えていきたい」と回答した場合

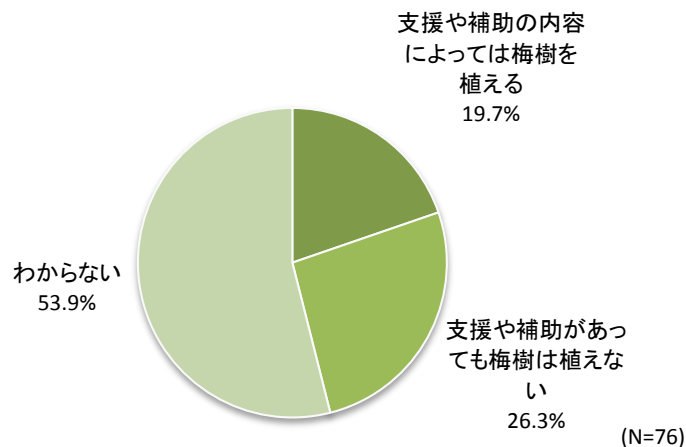


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

「梅樹を植える考えはない」「わからない」と回答した人のうち、支援があった場合に梅樹を植えるかどうかは「わからない」とする人が過半数の53.9%を占めるが、どちらかといえば「支援があっても梅樹は植えない」と思う人が26.3%とやや多い（図表4-7）。

■ 図表 4-7 支援があった場合に防除指定期間解除後に梅樹を植える意向

※防除指定期間解除後に「梅樹を植える考えはない」または「わからない」と回答した場合



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

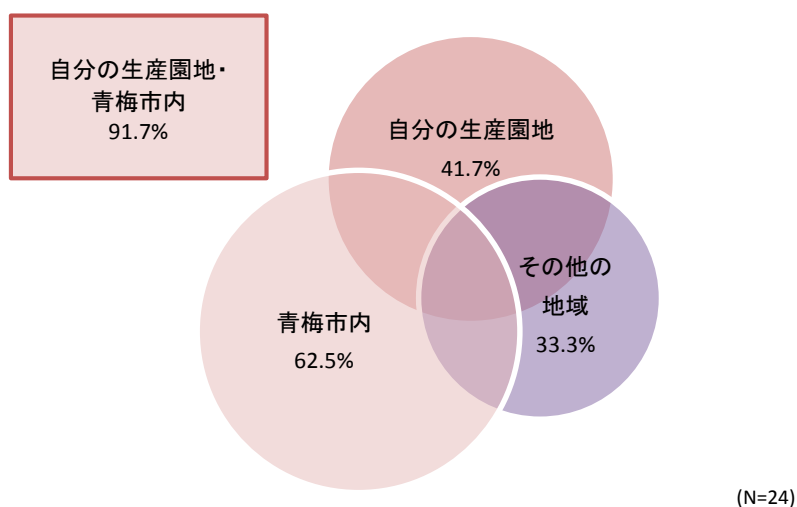
(2) ウメ輪紋ウイルスによる観光・商業への影響

① 梅関連商品への影響

梅を使った商品を販売している事業者のうち、41.7%が自分の生産園地、62.5%が青梅市内から梅・梅製品を仕入れており、合わせて91.7%が青梅市内の梅を使用している（図表 4-8）。

■図表 4-8 梅・梅製品の仕入れ先

※商売で梅を使った商品を「販売している」と回答した場合

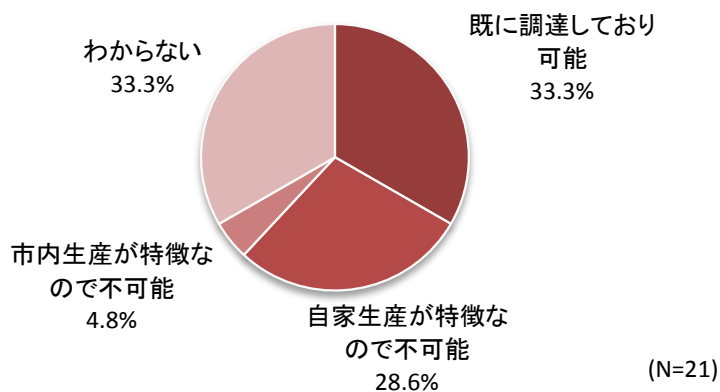


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

自分の生産園地または青梅市内から梅・梅製品を仕入れている事業者のうち、28.6%は「自家生産が特徴なので他の地域から調達して営業することは不可能」と回答している（図表 4-9）。具体的な業種は、飲食店・土産物店などの店舗が多い。

■図表 4-9 青梅市以外の地域から梅を調達し営業する可能性

※梅・梅製品の仕入れ先を「自分の生産園地」または「青梅市内」と回答した場合

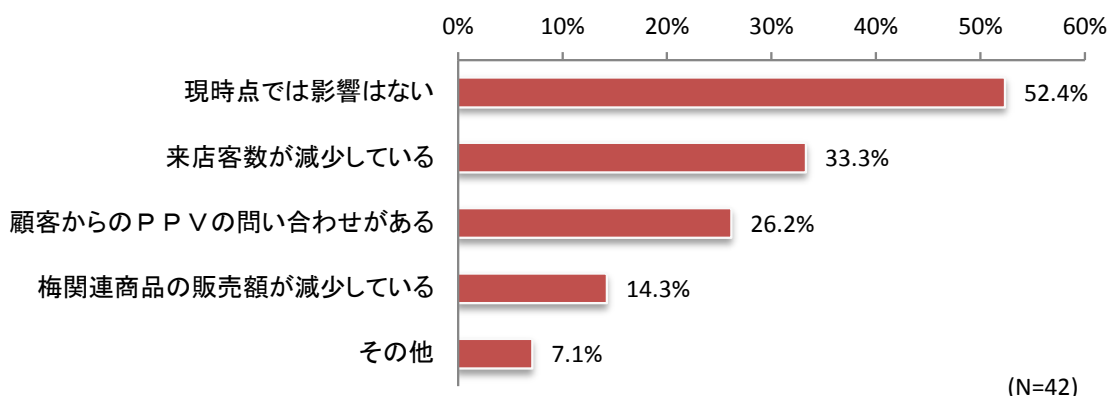


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

② 観光・商業への影響

現時点でPPVの影響が商売に出ている事業者は47.6%と半数近くあり、具体的には「来店客数の減少」(33.3%)や「顧客からの問い合わせ」(26.2%)が多い(図表4-10)。

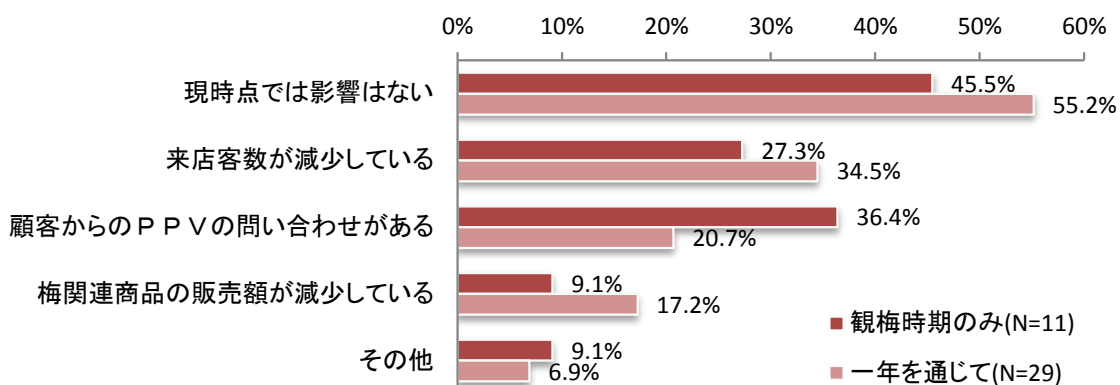
■図表4-10 現時点のPPVによる観光・商業への影響



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

商店等の営業期間別にみると、観梅シーズンのみ営業している事業者は現時点でPPVの影響が出ている割合が54.5%とやや多く、具体的には「顧客からの問い合わせ」(36.4%)が多い。通年で営業している事業者は「来店客数の減少」(34.5%)がやや多い(図表4-11)。

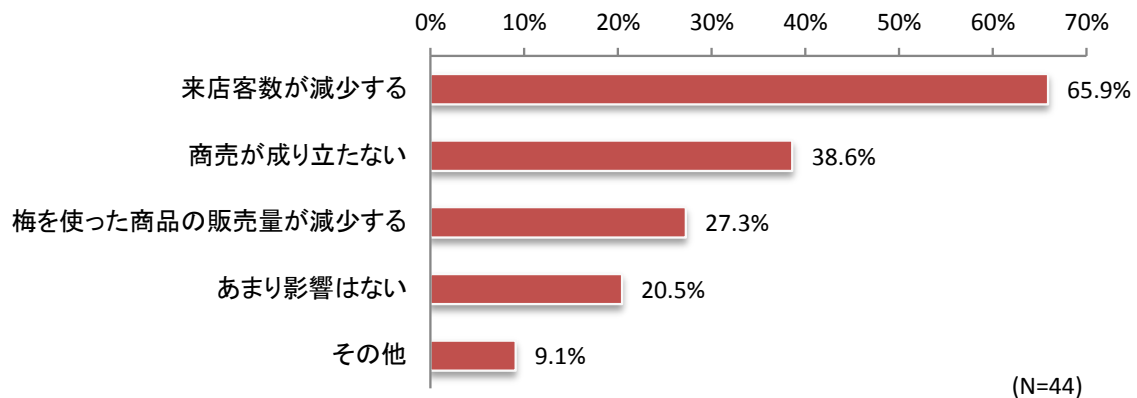
■図表4-11 商店等の営業期間×現時点のPPVによる観光・商業への影響



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

梅郷地区の梅樹が全て伐採された場合に予測される商売への影響として「来店客数の減少」が 65.9%と最も多く、次いで「商売が成り立たない」とする事業者が 38.6%と 4 割近くにのぼる（図表 4-12）。「商売が成り立たない」とする事業者の具体的な業種は、観梅園や店舗がほとんどである。

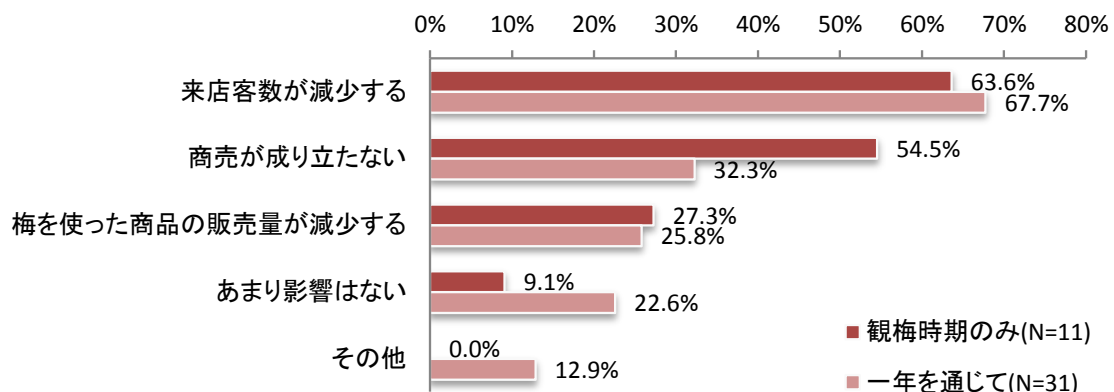
■ 図表 4-12 梅樹が無くなった場合の観光・商業への影響



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

商店等の営業期間別にみると、観梅シーズンのみ営業している事業者の過半数 (54.5%) は「商売が成り立たない」としている。通年で営業している事業者は、梅樹が無くなっても「あまり影響はない」(22.6%) とする事業者もみられるが、「来店客数の減少」(67.6%) を予測する事業者も多い（図表 4-13）。

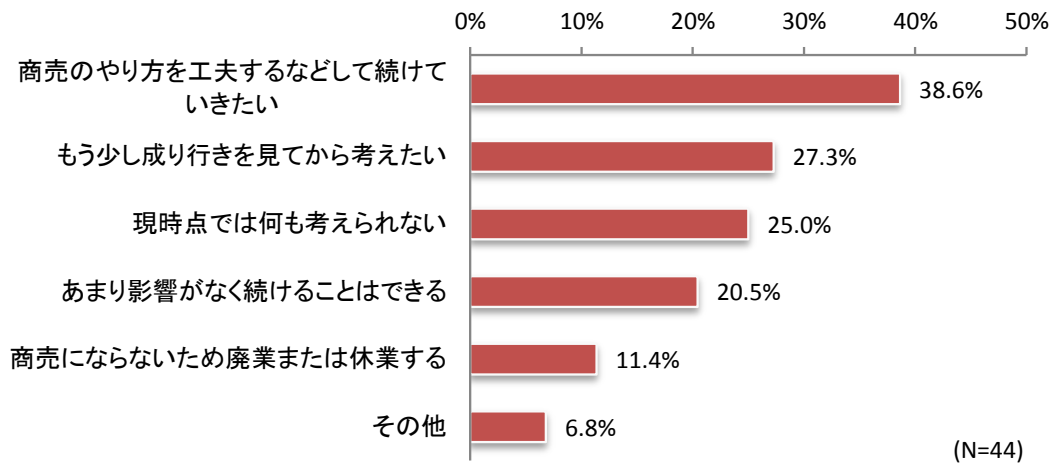
■ 図表 4-13 商店等の営業期間×梅樹が無くなった場合の観光・商業への影響



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

3年間伐採された状態が続いた場合、38.6%は「工夫して商売を続けたい」としている。一方、「成り行きを見て考えたい」または「現時点では考えられない」という様子見の回答は約半数にのぼる（図表 4-14）。

■図表 4-14 3年間梅樹が伐採された状態が続いた場合の観光・商業への影響

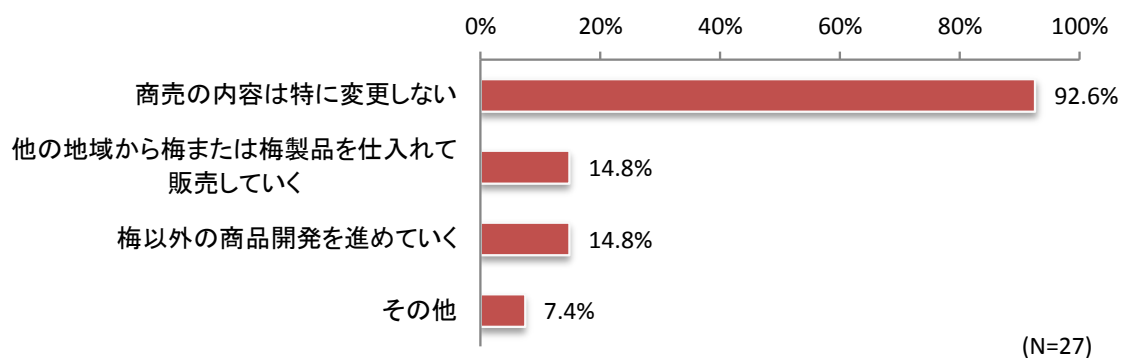


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

商売を続ける意向をもつ事業者のほとんどは、商売の内容を特に変更する考えはない（図表 4-15）。

■図表 4-15 P P V 対策として商売の内容を変更する可能性

※ 3年間梅樹が伐採された状態が続いた場合、商売を「あまり影響なく続けることができる」または「商売のやり方を工夫するなどして続けていきたい」と回答した場合



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

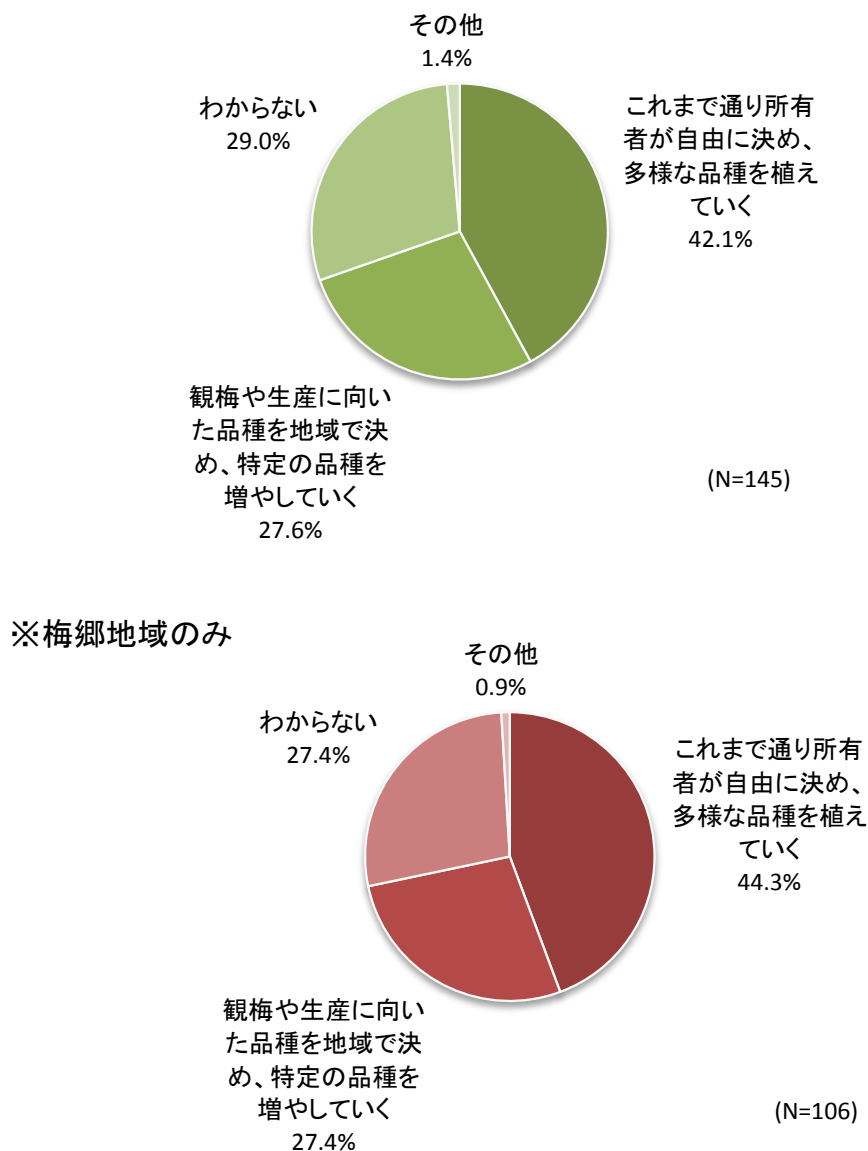
5. 梅の里再生に関する市民の意向

(1) 梅樹の植栽に関する意向

① 増やしていく梅樹の品種に関する意向

市内に再び梅樹を植えていく場合、市全体では「これまで通り多様な品種を植えていくべき」と考える人が42.1%、「地域で特定の品種を増やしていくべき」と考える人が27.6%であり、意見が分かれている。梅郷地域に限ってみてもほぼ同様の傾向である（図表5-1）。

■図表5-1 青梅市内に再び梅樹を植える場合の方針



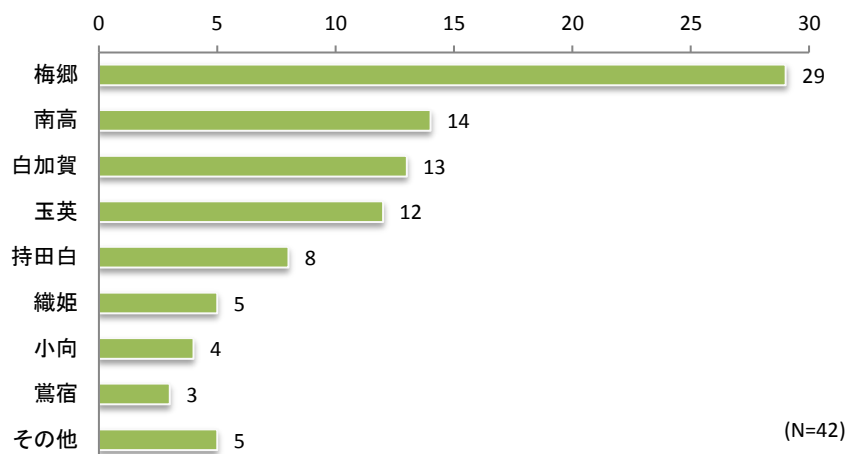
資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

「地域で特定の品種を増やしていく」場合、具体的には「梅郷」「南高」「白加賀」「玉英」などの品種が多く挙げられている（図表 5-2）。

生産用には、地域のブランドとなっている「梅郷」や、加工しやすい品種として「白加賀」などを増やすという意見が多い。また、観梅用には「多様な品種を植える」という意見が多い。

■図表 5-2 青梅市内で増やした方が良く考える品種

※青梅市内に再び梅樹を植える場合「地域で特定の品種を増やしていく」と回答した場合

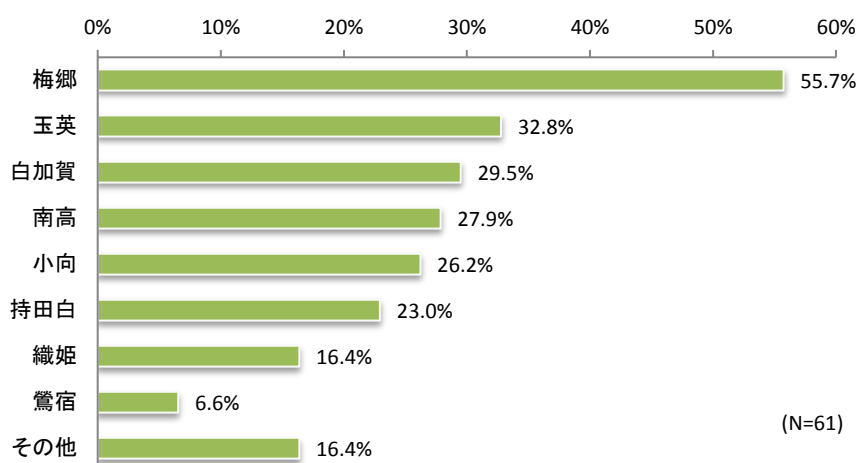


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】（H23）

市による梅樹の栽培支援を「要望する」と回答した人は、自分の生産園地で植えていきたい品種として、「梅郷」が最も多く、次いで「玉英」「白加賀」「南高」などが多い（図表 5-3）。

■図表 5-3 自分の生産園地で植えていきたい品種

※市による梅樹の栽培支援について「要望する」と回答した場合

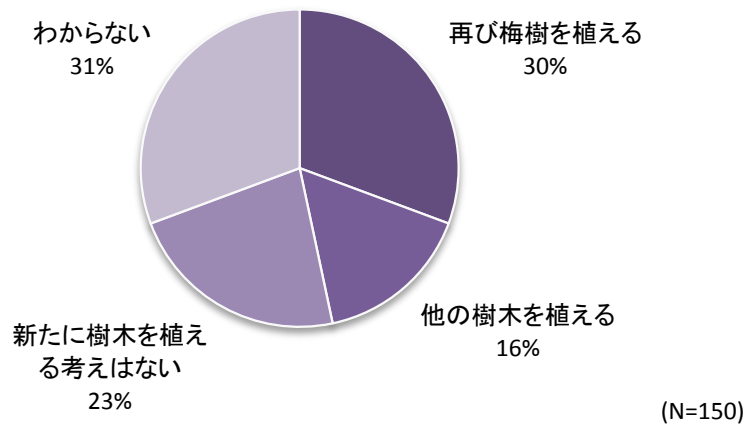


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】（H23）

② 庭木に関する意向

庭木の伐採処分後、「再び梅樹を植える」との回答が30.7%とやや多いが、「新たに樹木を植える考えはない」「他の樹木を植える」との回答もそれぞれ2割前後みられる（図表 5-4）。

■ 図表 5-4 庭木の伐採処分後に樹木を植える意向



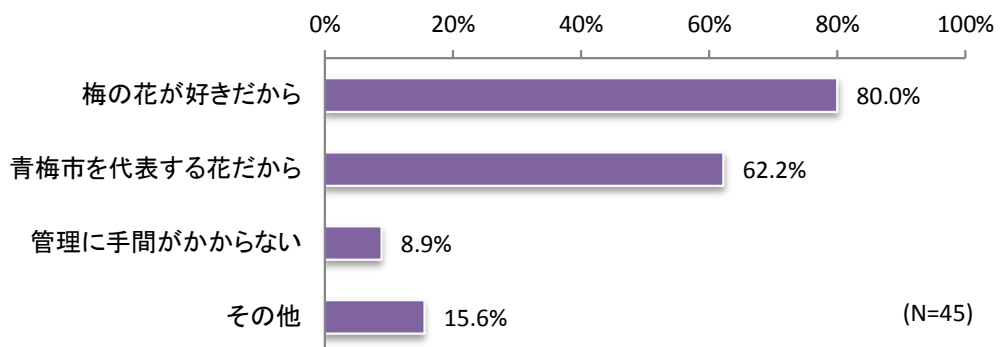
資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

「再び梅樹を植える」と考える理由として、「梅の花が好きだから」が80.0%と最も多く、次いで「青梅市を代表する花だから」が62.2%と多い（図表 5-5）。

再び植える場合の品種としては、「白梅」「紅梅」が多く挙げられている。

■ 図表 5-5 再び梅樹を植える理由

※庭木の伐採処分後に「再び梅樹を植える」と回答した場合



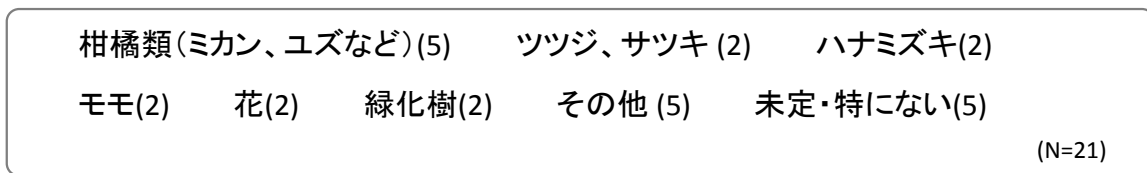
資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

「他の樹木を植える」場合、具体的にはミカンなどの「柑橘類」、「ツツジ」「ハナミズキ」「モモ」などの花木が挙げられている（図表 5-6）。その理由は「実を食用にできる」「観賞用に花がきれい」などである。

「他の樹木を植える」と回答した人のうち、半数の 50.0%は「支援があっても梅樹は植えない」と考えているが、「支援があれば梅樹を植える」と思う人も 27.3%と 3 割程度みられる（図表 5-7）。

■図表 5-6 他の樹木を植える場合の樹種

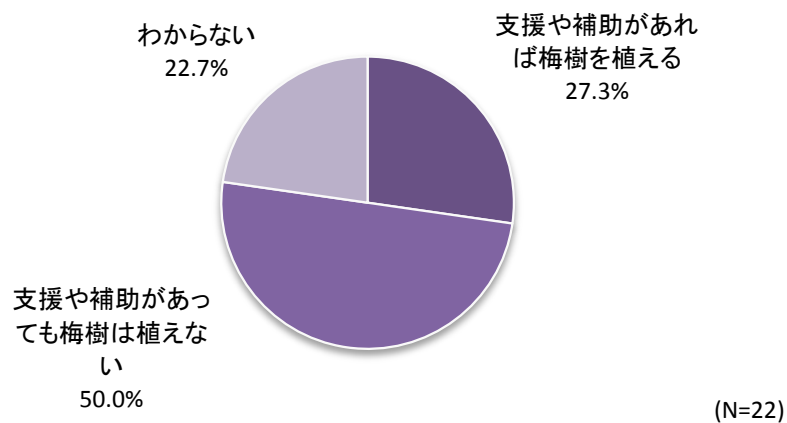
※庭木の伐採処分後に「他の樹木を植える」と回答した場合



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

■図表 5-7 他の樹木を植える場合、支援があれば梅樹を植える意向

※庭木の伐採処分後に「他の樹木を植える」と回答した場合



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

「新たに樹木を植える考えはない」理由として、「管理が大変・管理できない」「庭が狭い」といった回答が多く挙げられている（図表 5-8）。

「新たに樹木を植える考えはない」と回答した人のうち、79.3%が「支援があっても梅樹は植えない」と考えており、「支援があれば梅樹を植える」と思う人は6.9%と1割に満たない（図表 5-9）。

■図表 5-8 新たに樹木を植えない理由

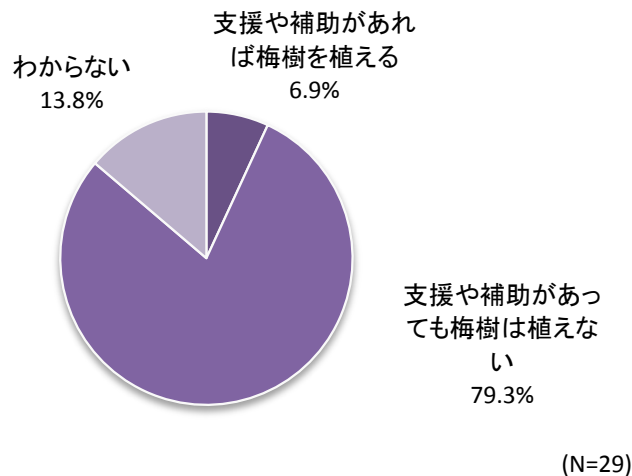
※庭木の伐採処分後に「新たに樹木を植える考えはない」と回答した場合

管理が大変(10) …… 面倒、手入れが大変になってきた、高齢で管理できない 等
敷地が狭い(8) …… 庭が狭くなる、植木が込み合っている 等
草花を植えたい(3) その他(5) (N=22)

資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

■図表 5-9 新たに樹木を植えない場合、支援があれば梅樹を植える意向

※庭木の伐採処分後に「新たに樹木を植える考えはない」と回答した場合



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】(H23)

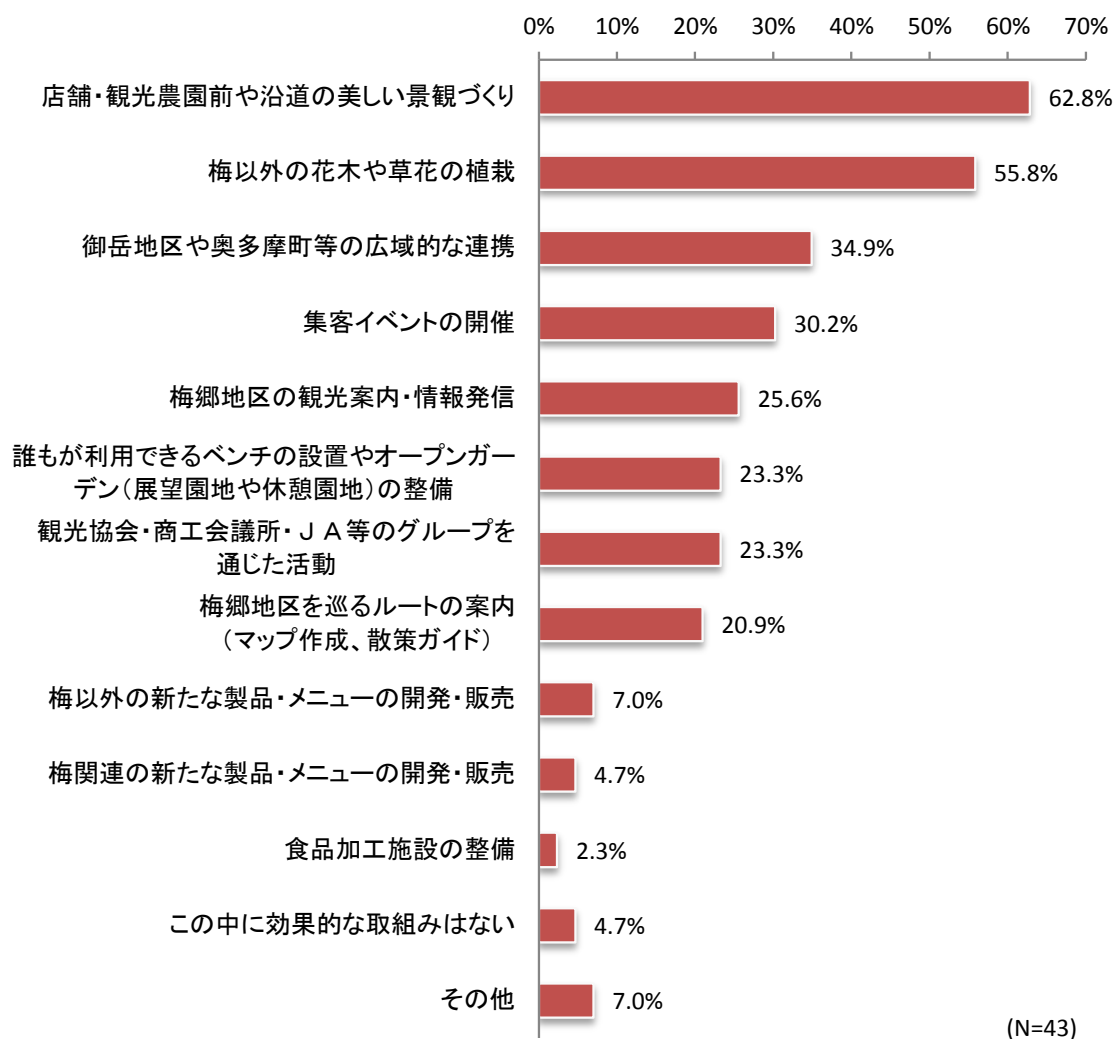
(2) 観光振興に関する意向

PPV被害からの再生を図るための取組みとして、「店舗前や沿道の美しい景観づくり」(62.8%)や「梅以外の花木や草花の植栽」(55.8%)が多く挙げられている。梅樹の伐採により損なわれる景観面での魅力を回復・向上させることが第一に考えられている。

その他に効果的と思われる取組みとして、「御岳地区や奥多摩町等の広域的な連携」(34.9%)、「集客イベントの開催」(30.2%)、「梅郷地区の観光案内・情報発信」(25.6%)、「ベンチの設置やオープンガーデンの整備」(23.3%)等が挙げられた。

梅や梅以外の「新たな製品・メニューの開発・販売」については、他の取組みに比べると期待度は高くない(図表5-10)。

■図表 5-10 観光・商業事業者が考える効果的な取組み



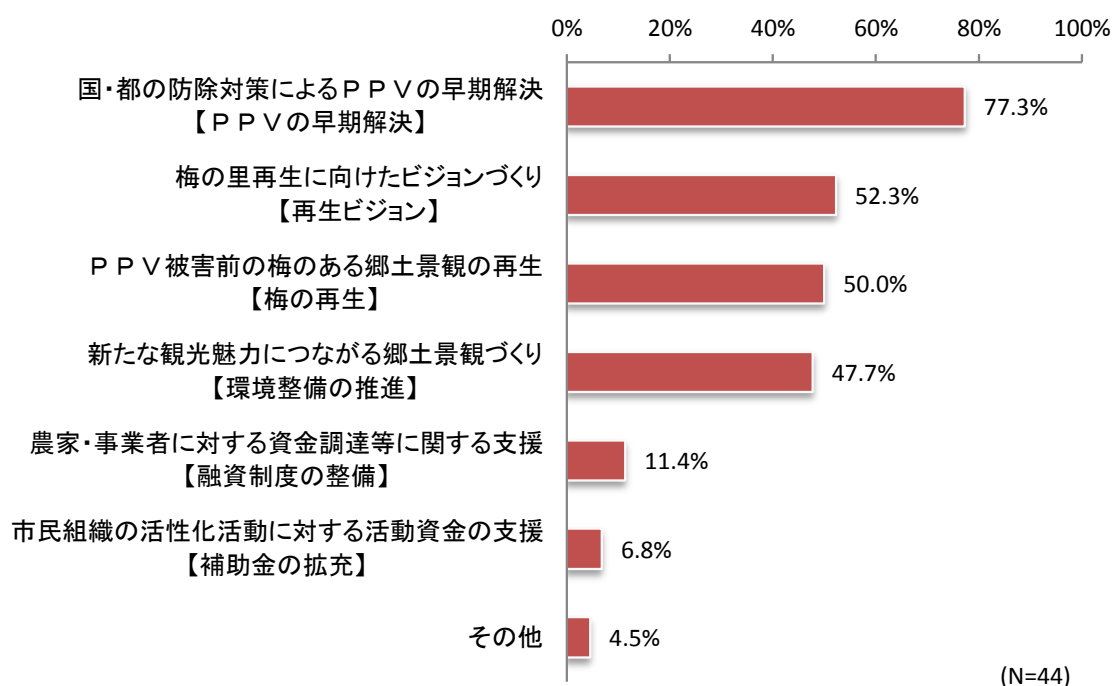
資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

(3) 行政機関による支援に関する要望

① 観光・商業振興に向けた要望

行政に期待する方策として、「国・都の防除対策によるPPVの早期解決」(77.3%)が最も多く、次いで「梅の里再生に向けたビジョンづくり」(52.3%)、「梅のある郷土景観の再生」(50.0%)、「新たな観光魅力につながる郷土景観づくり」(47.7%)が多く挙げられている(図表 5-11)。PPV対策と並行して、再生ビジョンに基づく郷土景観の再生・創出を期待する声が多いといえる。

■ 図表 5-11 観光・商業事業者が期待する観光・商業振興に向けた方策

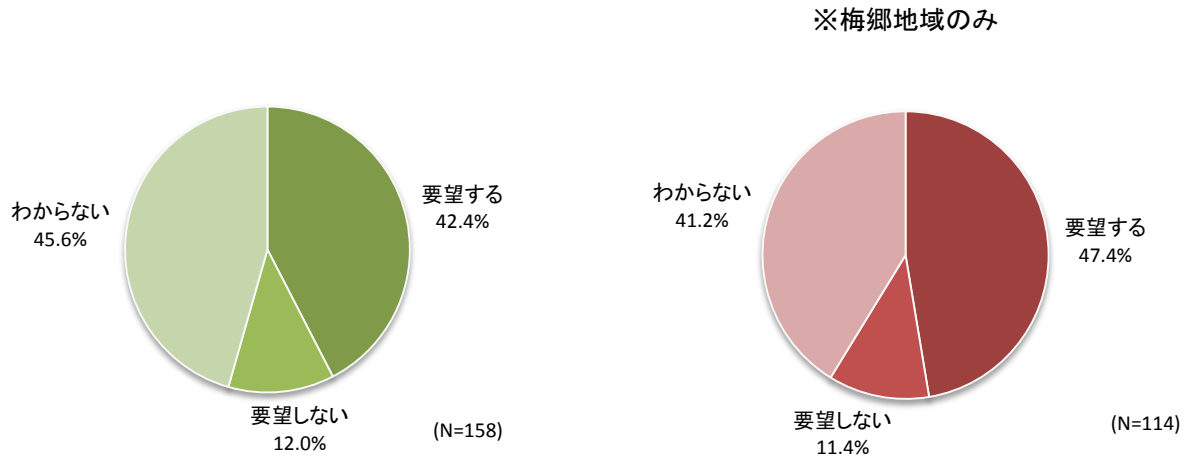


資料：梅の里再生に関するアンケート調査【観光・商業】(H23)

② 栽培支援に関する要望

防除地域の指定解除後にすぐに梅樹を植えられるように、防除地域以外で希望する梅樹を栽培しておく対応（栽培支援）について、42.4%が「要望する」と回答しているが、半数近くは「わからない」としている（図表 5-12）。梅郷地域にかぎってみると、要望する割合が 47.4%と全体に比べてやや高い。

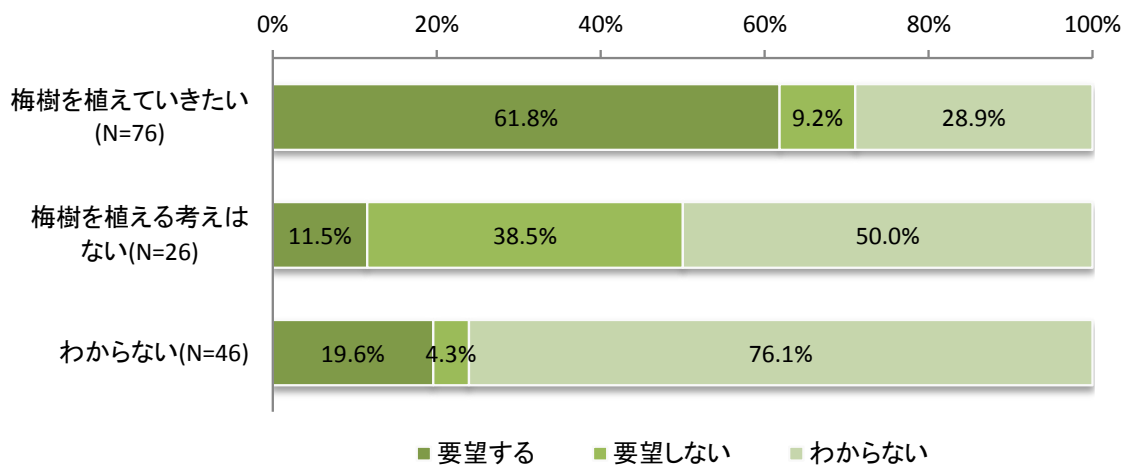
■図表 5-12 栽培支援に関する梅樹所有者の意向



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】（H23）

防除指定期間解除後の再び梅樹を植える意向の有無別に、栽培支援に関する意向をみると、「梅樹を植えていきたい」と考える人の 61.8%は「要望する」と回答している（図表 5-13）。

■図表 5-13 再び梅樹を植える意向×栽培支援に関する意向



資料：梅の里再生に関するアンケート調査【一般・農業】（H23）

6. 梅の里再生に向けた課題と対策の方向性

(1) 問題点と地元意向の再整理

統計データ等の既存資料や市民を対象としたアンケート調査の結果などから、問題点および地元意向を再整理すると、以下ようになる。

① 農業に関する問題点

1) 農家の高齢化

- ・青梅市の農家の平均年齢は 68.7 歳。梅郷地区はさらに高齢化が進んでおり、平均年齢は 71.5 歳で、80 歳以上が 3 割を超える。
- ・今後も梅林を管理していけるか、不安を抱えている農家もいる。

2) 農業収入の低迷

- ・農産物販売額が 100 万円以下の農家が市全体で 7 割、梅郷地区で 8 割であり、農産物を出荷するだけで生活することは難しい。

3) 梅生産の意欲低下

- ・梅樹を再び植える意向がある農家は、70 代以下は半分以上であるが、80 歳以上は 2 割半ばである。
- ・ P P V 対策が遅れると、梅栽培から手を引く農家が続出することが懸念されている。
- ・梅樹を再び植える考えはない、または、わからないと回答した農家のうち、支援があった場合に梅樹を植える意向について、わからないが半分以上である。

② 農業に関する意向

1) 梅樹の植栽について

- ・再び梅樹を植えたいと考えている農家は約 5 割で、決めかねている農家は約 3 割になる。
- ・再び梅樹を植える理由は、約 7 割が「梅の文化を守りたい」と指摘している。

2) 植栽する品種について

- ・再び梅樹を植えていく場合の品種は、「自由に決める」が約 4 割、「特定の品種を決める」が約 3 割となる。

3) 梅樹植栽に向けた支援について

- ・防除地域の指定解除後にすぐに梅樹を植えられるように、支援を要望する農家は約 4 割で、わからないと回答した農家が約 5 割になる。

③ 観光・商業に関する問題点

1) 観光客数の減少

- ・青梅市に訪れる観光客は、近年減少傾向にある。
- ・梅郷地区の観梅客数は横ばいに推移してきたが、近年、東日本大震災、開花の遅

れの影響で、梅の公園の入園者数は減少傾向となっている。

- ・観梅シーズンに来店者数が減少している店舗は約6割となる。

2) 観梅シーズンの観光客の集中

- ・梅郷地区では観梅シーズンに観光客が集中している。市全体では3月に年間の約2割の観光客が訪れている。
- ・梅郷地区の観光・商業事業者の年間売上に占める観梅シーズンの割合は4割と高い。

3) P P Vによる売上減

- ・現時点でP P Vの影響が商売に出ている事業者は約5割になる。
- ・地元産または自家製の梅がなくなると、梅製品を販売できないと考えている事業者は約3割になる。
- ・多くの梅樹が処分されることで、観光客の減少を懸念している事業者は約7割になる。
- ・観梅シーズンのみ営業している事業者をはじめ、梅樹がなくなると商売できないと考えている事業者は約4割になる。

④ 観光・商業に関する意向

1) 景観づくりについて

- ・梅の里再生に効果的な取組みとして、「美しい景観づくり」（約6割）と「梅以外の花木や草花の植栽」（約6割）の支持が高い。
- ・行政の施策として、「梅のある郷土景観づくり」（5割）「新たな観光魅力につながる郷土景観づくり」（約5割）が期待されている。

2) 梅の公園を中心とする観梅観光について

- ・梅の公園を今まで以上に整備し、再生を図る。拡張することも検討すべき。
- ・吉野梅郷固有の樹種や名木・古木を保全していく。

3) 新たな観光魅力について

- ・梅の公園に梅以外の花木も植え、観梅以外にも年間を通じて楽しめる観光地づくりを進める。
- ・樹園地を活用し、地域ごとに草花を植えて観光客を誘致する。
- ・青梅・奥多摩全体を見据えた観光魅力を提供できるようにする。

⑤ P P V対策に関する意向

1) 緊急防除について

- ・防除区域が解除されるように、早急に対応すべき。
- ・防除区域の早期解除に向けて、公園や庭木等も樹園地と同様に対応すべき。

2) 防除への協力について

- ・国や都の防除に対して、消毒の回数を増やすなど、早期根絶に向けて地域の協力体制を強化していきたい。

3) 補償について

- ・観光・商業を含め梅で生計を立てている人すべてが損害を受けており、補償の対

象として検討して欲しい。

4) 情報公開について

- ・ P P Vに関する情報が不足している。市民が正しく理解できるように情報公開する必要がある。

(2) 梅の里再生に向けた課題と対策の方向性

前述の問題点や意向を踏まえて、「青梅市梅の里再生計画検討委員会」の協議結果等から梅の里再生に向けた課題と対策の方向性を「緊急対応」「中長期的な対応」に分けて整理すると、以下のようになる。

【緊急に対応すべき課題と対策の方向性】

梅樹の植栽ができない自粛期間では、地域産業としての活力の維持と、梅樹の植栽が可能になった後の取組みに向けた準備が大きな課題となる。

「農業」では、梅生産による収入は当面期待できないため、防除区域内でも可能な副次的な農業生産を行うなど、新たな収入源を確保する必要がある。また、梅樹の植栽が可能となった時点でいち早く元の生産量が確保できるように、樹園地や植栽する苗木の準備を進めていく必要がある。

「観光・商業」では、梅郷地区における梅樹の伐採に伴う観梅客の減少を最小限に抑え、観光客による地域消費額を維持していただくことが不可欠である。また、新たに植栽した梅樹が観梅の対象になるには20年以上を要するため、梅樹以外の観光資源を早急に創出していくことが求められる。一方で、人の流れが急激に変化しないように、これまで集客拠点となってきた「青梅市梅の公園」等に新たな魅力を付加し、集客力を維持させることが肝要である。

また、PPVに関する風評被害を防ぐために市内外に正確な情報を伝える体制を強化することや、事業を推進・検証していくための体制を構築していくことも重要となる。

以上のことを「農業」「観光・商業」「(農業と観光・商業)総合」にまとめると、下表のようになる。

分野	再生に向けた課題	対策の方向性
農業	課題1 梅生産再開への活力の維持	1-1 樹園地の維持・管理体制の充実 1-2 植栽に向けた準備 1-3 樹園地の有効活用 1-4 高付加価値梅製品開発に向けた準備
観光・商業	課題2 観光・商業事業の維持	2-1 梅の公園の管理・運営の充実 2-2 新たな集客対策の検討・実施 2-3 事業者に対する支援体制の充実
総合	課題3 情報発信体制・事業推進体制の整備	3-1 風評被害を防ぐ情報発信体制の強化 3-2 事業推進体制の構築

【中長期的に対応すべき課題と対策の方向性】

梅樹の植栽が可能になった次のステップでは、地域の産業を支えてきた梅生産および梅のある郷土景観を取り戻すとともに、梅を活かした地域産業の次世代への継承が大きな課題となる。

「農業」では、PPV被害を受ける以前から厳しい経営環境にあり、ただ単に以前の状態に戻すだけでは次世代への継承は困難なため、梅生産を継続できる体制の構築が求められる。また、より収益性の高い産業に転換していくため、梅を中心とした農産物の付加価値を高めていく6次産業化を視野に入れていく必要がある。

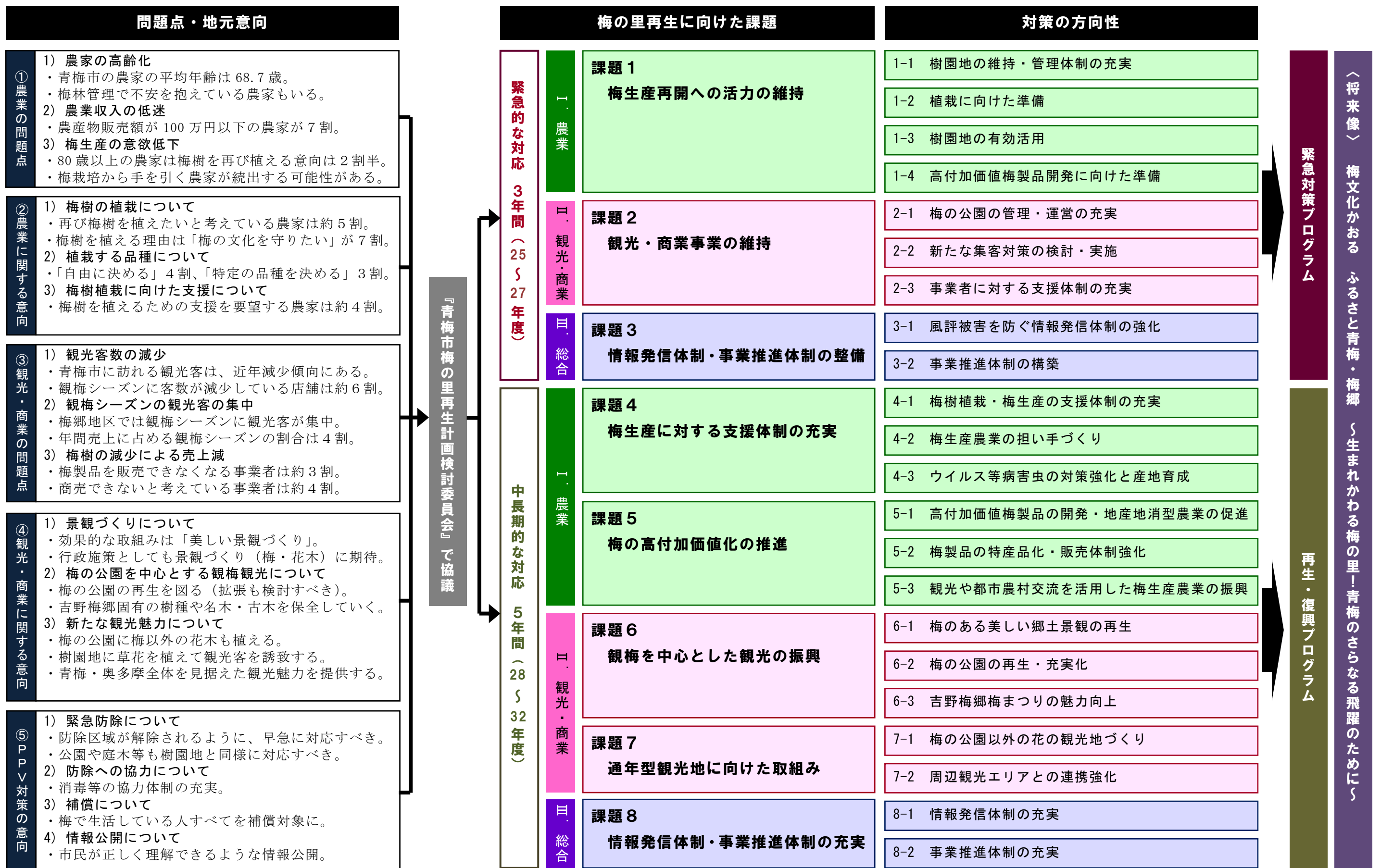
「観光・商業」では、梅樹の伐採に伴って減少した観梅客を取り戻していくとともに、集客拠点である「青梅市梅の公園」と連携させた新たな魅力を付加し、観梅客を増やしていくことが求められる。また、観梅観光に頼らずに年間を通じて集客できる魅力を地域全体で高めていく必要がある。

また、梅の里再生に向けた事業が円滑に、かつ効果的に実施できるように、情報発信体制および事業推進体制を充実させていく必要がある。

以上のことを「農業」「観光・商業」「(農業と観光・商業)総合」にまとめると、下表のようになる。

分野	再生に向けた課題	対策の方向性
農業	課題4 梅生産に対する支援体制の充実	4-1 梅樹植栽・梅生産の支援体制の充実 4-2 梅生産農業の担い手づくり 4-3 ウイルス等病害虫の対策強化と産地育成
	課題5 梅の高付加価値化の推進	5-1 高付加価値梅製品の開発・地産地消型農業の促進 5-2 梅製品の特産品化・販売体制強化 5-3 観光や都市農村交流を活用した梅生産農業の振興
観光・商業	課題6 観梅を中心とした観光の振興	6-1 梅のある美しい郷土景観の再生 6-2 梅の公園の再生・充実化 6-3 吉野梅郷梅まつりの魅力向上
	課題7 通年型観光地に向けた取組み	7-1 梅の公園以外の花の観光地づくり 7-2 周辺観光エリアとの連携強化
総合	課題8 情報発信体制・事業推進体制の充実	8-1 情報発信体制の充実 8-2 事業推進体制の充実

■ 図表 6-1 梅の里再生に向けた課題と対策の方向性



7. 梅の里再生プログラム

梅の里再生プログラムは、前述の「緊急的な対応」として、梅の植栽の自粛解除までに実施する『緊急対策プログラム』と、「中長期的な対応」として、梅を植栽し、農業や観光・商業の再生・復興を図るために実施する『再生・復興プログラム』から構成されている。

2つの梅の里再生プログラムの内容は、以下に示すとおりである。

(1) 緊急対策プログラムの内容（平成25年度～平成27年度）

【緊急対策プログラムの全体構成】

分野	対策の方向性	施策
農業	1-1 樹園地の維持・管理体制の充実	1-1-1 P P V感染樹処分後の園地における管理サポート体制の構築 1-1-2 市・農業委員会・農協・普及センター等の連携による農家の相談・連絡体制等の強化
	1-2 植栽に向けた準備	1-2-1 P P V被害を教訓とした早期発見・早期防除のための対策 1-2-2 自粛解除後に植栽を希望する梅の苗木の品種・数量に関する農業者意向の把握 1-2-3 市内に普及すべき梅樹の奨励品種・優良品種・栽培方法の検討 1-2-4 自粛期間中の市外での梅の苗木の確保 1-2-5 ウイルスに強い産地づくりに向けた防除対策の徹底
	1-3 樹園地の有効活用	1-3-1 景観作物・緑肥作物の栽培支援による景観の向上 1-3-2 市街化区域内園地における財団による緑化木の委託栽培への協力 1-3-3 野菜・果樹等の商品作物の栽培支援等
	1-4 高付加価値梅製品開発に向けた準備	1-4-1 梅の高付加価値化の検討
観光・商業	2-1 梅の公園の管理・運営の充実	2-1-1 梅の公園の新たな植栽方針 2-1-2 吉野梅郷梅まつりの宣伝活動の強化
	2-2 新たな集客対策の検討・実施	2-2-1 新たな集客拠点整備の検討 2-2-2 集客イベントの実施・拡大 2-2-3 公的施設を活用した景観整備
	2-3 事業者に対する支援体制の充実	2-3-1 再生に向けての事業者支援
総合	3-1 風評被害を防ぐ情報発信体制の強化	3-1-1 多様な媒体を活用した情報発信の推進
	3-2 事業推進体制の構築	3-2-1 梅の里再生基金の創設 3-2-2 梅の里再生を目的としたふるさと納税制度の整備 3-2-3 青梅市梅の里再生計画推進委員会の設置

【農業に関する施策】

1-1 樹園地の維持・管理体制の充実

1-1-1 P P V 感染樹処分後の園地における管理サポート体制の構築

- ・ P P V 感染樹処分後の園地の再生を図るため、耕耘作業の補助等を実施する。
- ・ 同園地において、援農ボランティアを活用し農作業を支援するための体制を構築し、組織化を図る。
- ・ 農家間の協力により園地管理の人手不足を解消するための営農互助制度の検討を行う。

1-1-2 市・農業委員会・農協・普及センター等の連携による農家の相談・連絡体制等の強化

- ・ P P V 感染樹処分後の園地管理等の農家からの相談対応を強化するため、市・農業委員会・農協・普及センター等の各関係機関に相談窓口を設置する。
- ・ 各機関が情報共有を図り連携して農家へのサポートを実施していくため、関係機関による連絡会議を開催する。

1-2 植栽に向けた準備

1-2-1 P P V 被害を教訓とした早期発見・早期防除のための対策

- ・ 新たに P P V などの感染症が発生した場合に早期発見や早期防除につなげるための対策として、国および東京都、青梅市、農協等の関係機関が連携して危機管理体制を確立する。具体的には、関係機関による連絡会を定期的に開催するなど、連絡体制のあり方等を見直し、P P V に関する危機管理マニュアルを作成する。

1-2-2 自粛解除後に植栽を希望する梅の苗木の品種・数量に関する農業者意向の把握

- ・ P P V 感染樹の処分対象となった園地所有者に対して、梅の植栽自粛が解除された後に再び梅の植栽を希望する場合の苗木の品種・数量に関する意向把握のための調査を実施する。

1-2-3 市内に普及すべき梅樹の奨励品種・優良品種・栽培方法の検討

- ・梅の里再生に向けた生産体制を強化するため、市内に普及すべき梅樹の奨励品種・優良品種を選定するための検討会を実施する。
- ・梅の生産体制強化につながる可能性のある新たな栽培方法について、市内園地への適用性を検証する。

1-2-4 自粛期間中の市外での梅の苗木の確保

- ・梅の植栽自粛が解除された後に早期成園化を図るため、各種関係機関と連携して自粛期間中に市外において感染のない梅の苗木の確保と育成を図る。
- ・市外の苗木生産業者等と連携し、奨励品種の苗木について必要本数の確保を図る。

1-2-5 ウイルスに強い産地づくりに向けた防除対策の徹底

- ・PPV感染を媒介すると考えられているアブラムシ防除等の作業実施を徹底させるため、防除マニュアルを作成する。
- ・庭木（ウメ、モモ等）の防除を行うため、薬剤購入に対しての支援を検討する。
- ・地区単位での徹底した防除対策を推進するため、集団防除モデル地区を検討・実施する。

1-3 樹園地の有効活用

1-3-1 景観作物・緑肥作物の栽培支援による景観の向上

- ・PPV感染樹処分後の園地を活用して、自粛期間中、地域景観の向上を図るため、対象となる景観作物・緑肥作物の種子購入に対して支援を行う。
- ・景観作物・緑肥作物の栽培に関して、適切な栽培技術・管理方法等の情報提供を行う。
- ・観光および商店会事業との連携を図り、計画的な景観作物・緑肥作物の栽培を推奨する。

1-3-2 市街化区域内園地における財団による緑化木の委託栽培への協力

- ・市街化区域内のPPV感染樹処分後の園地所有者を対象として、公益財団法人東京都農林水産振興財団を通じた緑化木の委託栽培に関する意向把握のための調査を実施する。

- ・上記の栽培希望者に対して、財団の苗木生産供給事業に関する情報提供を行い、事業の円滑な実施を図る。

1-3-3 野菜・果樹等の商品作物の栽培支援等

- ・ P P V 感染樹処分後の園地の有効活用を図るため、生産者との情報交換を図り、野菜・果樹等の栽培に関する情報提供や指導を行う。
- ・ 農協グリーンセンター等を活用し、野菜・果樹等の販売体制を構築する。

1-4 高付加価値梅製品開発に向けた準備

1-4-1 梅の高付加価値化の検討

- ・ 市内で生産される梅の商品価値を上げていくため、伝統ある梅加工技術を継承するとともに、規格の基準化や販路拡大に向けての検討会を実施する。
- ・ 農商工業等の異種産業との連携による新機軸の開拓（イノベーション）に関する検討を行う。具体的には、新たな商品開発や流通・販売の仕組みづくりなど、6次産業化に向けた対応を図る。

【観光・商業に関する施策】

2-1 梅の公園の管理・運営の充実

2-1-1 梅の公園の新たな植栽方針

- ・梅の公園の魅力向上を図り、P P V感染樹伐採による影響を最小限に抑えるため、公園西側を拡張して園路、植栽部の整地を進め、新たな利用ゾーンとして開放する。
- ・拡張エリアの園路沿いには、観梅シーズンを過ぎても花を楽しめるゲンカイ ツツジ等の花木を植栽する。
- ・観梅シーズンの春とともに、紅葉シーズンの秋にも立ち寄る施設となるように、拡張エリアに春と秋に開花する草本系の花の種子を播く。
- ・P P V感染樹によって空き地になった場所には、再び梅樹を植栽することを想定し、観梅シーズン前後に開花して梅樹の足元を飾る低木類を植栽する。
- ・再び植栽する梅樹およびその他の花の植栽によって、早い時期から魅力的な景観が創り出されるよう植栽計画を策定し、計画にもとづき苗の確保に努める。

2-1-2 吉野梅郷梅まつりの宣伝活動の強化

- ・梅の公園には多くの梅樹が残され、引き続き吉野梅郷梅まつりを実施することを広く発信するため、情報媒体である広報、HP、観光テレホンサービス等を積極的に活用し、開花状況やイベント情報を発信していく。
- ・吉野梅郷梅まつりの宣伝活動や現地案内に使われるパンフレット類を見直し、効果的な作成・配布ができるように検討・実施する。
- ・吉野梅郷梅まつりの誘致エリアとなる、都内を中心とした関東一円の住民等に対して効果的な情報発信ができるように、新たに高速道路のサービスエリアにリーフレットを設置したり、都庁の観光情報センター、JR線や西武線といった鉄道関係機関等の協力を得てPR活動を強化していく。
- ・吉野梅郷梅まつりの情報の露出度を高めるため、テレビ、ラジオを始めとする多様な情報媒体を活用したPR活動を展開する。
- ・吉野梅郷商店会より誕生したゆるキャラ「おうめちゃん」を始めとするキャラクターや、この度復活した「吉野音頭」等を地域のマスコットとして積極的に活用し、地域の活性化を図っていく。

2-2 新たな集客対策の検討・実施

2-2-1 新たな集客拠点整備の検討

- ・ P P Vによる観梅客の減少を最小限に食い止めるとともに、観光入込の3シーズン化による観光・商業の安定化を図るため、梅の公園に並ぶ新たな集客拠点の整備を検討する。
- ・ 新たな集客拠点としては、天満公園、梅郷ゴルフ場跡地、中道梅園を候補地として検討を進める。
- ・ 吉野梅郷を巡り歩く仕掛けとして、平成18年度以降に整備されてきたオープンガーデンについて、これまでの利用状況や古木等の伐採状況を踏まえて、整備・運営方法の見直しを行う。
- ・ 廃業した事業者の空き店舗を活用した、新たな集客事業について検討する。

2-2-2 集客イベントの実施・拡大

- ・ 観梅シーズンの集客力を維持していくため、吉野梅郷梅まつり期間中に最も来訪者が集まる「観梅市民まつり」を引き続き開催し、イベント内容の充実化を図っていく。
- ・ 梅の公園では、集客効果が最も期待できる3月中の日曜日にも集客イベントを開催する。
- ・ 中道梅園をイベント会場として活用した、集客性の高い新たなイベント等を検討し、観梅シーズンを中心に積極的に展開できるようにする。
- ・ 吉野梅郷商店会が実施している梅まつり、紅葉まつり事業に対し、市や青梅市観光協会、地元観光協会も積極的に協力し、集客力の拡充を図っていく。
- ・ 梅郷地区への通年の集客が図られるよう、市内のミュージアム等と連携した新たなイベントを検討する。

2-2-3 公的施設を活用した景観整備

- ・ 訪れた人を魅了するような郷土景観を創造していくため、中道梅園、木原梅園において、植栽自粛解除後に植えていく梅樹と調和する多様な花を植栽していく。
- ・ 花のある沿道景観を楽しめるように、神代橋通り等の都道の街路樹植樹帯に花を植栽し、地域住民で管理できるようにする。

2-3-1 再生に向けての事業者支援

- ・ 吉野梅郷を中心とする本計画対象地域の観光・商業事業者に対し、梅の里再生に向けて、事業者を支援するための融資制度を創設する。
- ・ ものづくり支援制度により、梅の里に合った物産開発を支援するとともに、関係機関においても事業者に対し、積極的に協力していく。
- ・ 地域資源を活用した新たな物産開発について、広く市民から意見収集を実施し、情報提供を行っていく。

【総合の施策】

3-1 風評被害を防ぐ情報発信体制の強化

3-1-1 多様な媒体を活用した情報発信の推進

- ・青梅市の観光や農産物に対する誤解を生じさせないように、P P Vの正確な情報を取り入れた新たなパンフレットを作成し、市内外で実施する宣伝活動等において情報発信を行っていく。
- ・市および青梅市観光協会のHPを通じて、P P Vの正確な情報を積極的に発信していく。
- ・梅の里再生に向けた取組みを市職員等が名刺に記載し、市内外に広報・PRすることにより、吉野梅郷への支援および協力者を増やしていく。
- ・多様なニーズに対応できる吉野梅郷総合HPを立ち上げ、吉野梅郷の観光・商業や農業等の地域情報をリアルタイムに提供できるよう運営する。
- ・吉野梅郷総合HP等によって梅の里再生へのメッセージ、梅の花や景色などを動画などで効果的に情報発信できるように、HPの立ち上げおよび運営に対する支援を行う。

3-2 事業推進体制の構築

3-2-1 梅の里再生基金の創設

- ・継続的に梅の里再生事業が推進できるように、梅の里再生事業の財源として活用できる「梅の里再生基金」の創設を検討する。

3-2-2 梅の里再生を目的としたふるさと納税制度の整備

- ・青梅市出身者や吉野梅郷の愛好家からも協力を得て、事業が円滑に推進できるように、ふるさと納税の事業メニューに「梅の里再生事業」を追加し、特典を付与する。

3-2-3 青梅市梅の里再生計画推進委員会の設置

- ・梅の里再生計画に関わる農家、観光・商業事業者、市民、行政等の機関が連携し、計画に掲げた施策を円滑に進め、また効果的に推進できるように協議する場、およびP D C Aサイクルマネジメント手法を活用した達成状況等を検証する場として、青梅市梅の里再生計画推進委員会を設置・運営するとともに、信頼関係の構築を図っていく。また、緊急防除の取組みなど、前提条

件が変更された場合は、本委員会で計画内容の見直しを行う。

【緊急対策プログラムの実施主体およびスケジュール】

緊急対策プログラム【農業】		実施主体													実施年度			
		青 梅 市	東 京 都	農 協	農 家	農 業 委 員 会	農 業 団 体	商 工 会 議 所	会 青 梅 市 観 光 協	協 会 吉 野 梅 郷 観 光	会 吉 野 梅 郷 商 店	梅 の 里 づ く り 実 行 委 員 会	自 治 会	ポ ラ ン テ ィ ア	そ の 他	H 25	H 26	H 27
管 理 園 地 の 維 持 実 施	1-1-1 PPV 感染樹処分後の園地における管理サポート体制の構築																	
	(1) 処分後園地の耕耘作業補助の実施	桜		桜														
	(2) 援農ボランティアによる農作業支援体制の構築	桜			桜								桜					
	(3) 営農互助制度の検討	桜		桜	桜	桜												
	1-1-2 市・農業委員会・農協・普及センター等の連携による農家の相談・連絡体制等の強化																	
	(1) 各機関に相談窓口を設置	桜	桜	桜														
(2) 各機関の連絡会議の開催	桜	桜	桜		桜													
植 栽 に 向 け た 準 備	1-2-1 PPV 被害を教訓とした早期発見・早期防除のための対策																	
	(1) 関係機関と連携し危機管理体制の確立	桜	桜	桜		桜												
	1-2-2 自粛解除後に植栽を希望する梅の苗木の品種・数量に関する農業者意向の把握																	
	(1) 対象園地所有者への意向調査の実施	桜				桜												
	1-2-3 市内に普及すべき梅樹の奨励品種・優良品種・栽培方法の検討																	
	(1) 品種を選定するための検討会の実施	桜	桜	桜	桜													
	(2) 新たな栽培方法の検証	桜	桜	桜	桜													
	1-2-4 自粛期間中の市外での梅の苗木の確保																	
	(1) 早期成園化のための苗の育成を図る	桜	桜															
	(2) 市外苗木生産業者等と連携し、奨励品種苗木の確保を図る	桜		桜			桜											
1-2-5 ウイルスに強い産地づくりに向けた防除対策の徹底																		
(1) アブラムシ防除等作業のマニュアル作成	桜	桜																
(2) 庭木への薬剤購入支援の検討	桜		桜															
(3) 集団防除モデル地区の検討・実施	桜		桜	桜		桜						桜						
樹 園 地 の 有 効 活 用	1-3-1 景観作物・緑肥作物の栽培支援による景観の向上																	
	(1) 対象作物の種子購入への支援	桜		桜														
	(2) 栽培に関する情報提供		桜	桜														
	(3) 観光および商店会事業との連携	桜		桜					桜	桜	桜							
	1-3-2 市街化区域内園地における財団による緑化木の委託栽培への協力																	
	(1) 対象園地所有者への意向調査の実施（1-2-2(1)と同じ）	桜				桜												
(2) 栽培希望者に対して事業実施の調整	桜																	
1-3-3 野菜・果樹等の商品作物の栽培支援等																		
(1) 栽培に関する指導および情報提供		桜	桜															
(2) 販売体制の構築	桜		桜						桜									
製 品 開 発 に 向 け た 準 備	1-4-1 梅の高付加価値化の検討																	
	(1) 伝統ある梅加工技術の継承、規格の基準化や販路拡大に向けての検討会の実施	桜	桜	桜	桜		桜		桜		桜							
(2) 異種産業との連携による新機軸の開拓（6次産業化）	桜	桜	桜	桜					桜		桜							

緊急対策プログラム【観光・商業】		実施主体													実施年度				
		青梅市	東京都	農協	農家	農業委員会	農業団体	商工会議所	会	青梅市観光協会	吉野梅郷観光協会	吉野梅郷商店会	梅の里づくり実行委員会	自治会	ボランティア	その他	H25	H26	H27
2-1 梅の公園の管理・運営の充実	2-1-1 梅の公園の新たな植栽方針																		
		(1) 西側拡張部の整備(園路・植栽部整地)	桜																
		(2) 西側拡張部の園路沿いへの樹木等の植栽	桜																
		(3) 西側拡張部の2シーズン化(春・秋)	桜																
		(4) 伐採による空地への植栽	桜																
		(5) 梅樹植栽に向けた植栽計画の策定	桜																
		2-1-2 吉野梅郷梅まつりの宣伝活動の強化																	
		(1) 各種媒体等を活用したインパクトある宣伝活動の実施	桜							桜									
		(2) より効果的なパンフレット類の作成・配布	桜							桜	桜	桜							
		(3) 高速道路サービスエリアへのリーフレット設置	桜							桜									
		(4) JR、西武鉄道等関係機関へのPR強化	桜							桜	桜	桜							
	(5) 多様な情報媒体を活用したPRの実施	桜							桜	桜	桜								
	(6) 御当地キャラクター等の創設・活用								桜	桜	桜								
2-2 新たな集客対策の検討・実施	2-2-1 新たな集客拠点整備の検討																		
		(1) 天満公園整備の検討・実施	桜							桜									
		(2) 中道梅園の活用方法の検討	桜							桜				桜					
		(3) オープンガーデンの運営の見直し								桜			桜						
		(4) 梅郷ゴルフ場跡地活用の検討	桜													桜			
		(5) 空き店舗対策事業の検討	桜	桜								桜				桜			
		2-2-2 集客イベントの実施・拡大																	
		(1) 観梅市民まつりの開催継続	桜							桜	桜								
		(2) 梅の公園内での集客イベントの拡大	桜							桜	桜								
		(3) 中道梅園を中心とした集客イベントの検討・実施	桜							桜	桜								
		(4) 商店会イベント等への協力・強化	桜							桜	桜	桜				桜			
	2-2-3 公的施設を活用した景観整備																		
	(1) 中道梅園・木原梅園への花の植栽	桜							桜	桜		桜							
	(2) 都道(神代橋通り等)植樹帯への花の植栽と管理	桜								桜	桜	桜	桜						
2-3 支事 援業 体者 制に 対 充 す 実 る	2-3-1 再生に向けての事業者支援																		
		(1) 再生支援のための融資制度の創設・支援	桜																
		(2) 地域資源を活用した物産開発支援	桜		桜				桜	桜									
		(3) 新たな物産開発につながる情報提供の実施	桜							桜						桜			

緊急対策プログラム【総合】		実施主体													実施年度			
		青梅市	東京都	農協	農家	農業委員会	農業団体	商工会議所	会	青梅市観光協会	吉野梅郷観光協会	吉野梅郷商店会	梅の里づくり実行委員会	自治会	ボランティア	その他	H25	H26
3-1	3-1-1 多様な媒体を活用した情報発信の推進																	
風評被害を防止する情報発信体制の強化	(1) 新たなパンフレットを活用した情報発信	✿				✿				✿								
	(2) HPを活用した、PPVに関連する正確な情報発信	✿								✿								
	(3) 名刺を活用した梅の里再生にかかる広報・PR活動の実施	✿		✿					✿	✿					✿			
	(4) 多様なニーズに対応する吉野梅郷総合HPの立ち上げ・運営			✿					✿		✿	✿	✿					
	(5) 吉野梅郷総合HPの立ち上げ・運営支援	✿								✿								
3-2	3-2-1 梅の里再生基金の創設																	
事業構築の推進	(1) 梅の里再生事業の財源となる梅の里再生基金の検討	✿																
	3-2-2 梅の里再生を目的としたふるさと納税制度の整備																	
	(1) ふるさと納税の事業メニューの見直し	✿																
	3-2-3 青梅市梅の里再生計画推進委員会の設置																	
	(1) 青梅市梅の里再生計画推進委員会の設置・運営	✿	✿	✿	✿	✿	✿	✿	✿	✿	✿	✿	✿	✿	✿			

(2) 再生・復興プログラムの内容（平成28年度～平成32年度）

【再生・復興プログラムの全体構成】

分野	対策の方向性	施策
農業	4-1 梅樹植栽・梅生産の支援体制の充実	4-1-1 梅樹植栽に対する農家の相談・連絡体制の充実 4-1-2 援農ボランティアによる農家への支援 4-1-3 早期成園化技術等による栽培の促進 4-1-4 梅生産農業に関する支援制度の検討・実施 4-1-5 梅生産園の拡大および作業の効率化
	4-2 梅生産農業の担い手づくり	4-2-1 後継者・新規就農希望者の研修や勉強会等の活動支援
	4-3 ウイルス等病害虫の対策強化と産地育成	4-3-1 病害虫防除に関する継続的な対策実施 4-3-2 苗木等の植栽時における安全管理の徹底
	5-1 高付加価値梅製品の開発・産地消型農業の促進	5-1-1 農家の梅加工技術の継承・向上を目的とした研究会の開催 5-1-2 商店や飲食店等と連携した地場産品を活用した食の開発 5-1-3 梅製品の地域ブランド化に向けた認証制度等の推進 5-1-4 6次産業化の検討
	5-2 梅製品の特産品化・販売体制強化	5-2-1 直売施設や飲食施設等での地場産品の消費拡大 5-2-2 梅製品等の販売体制の見直し・魅力向上
	5-3 観光や都市農村交流を活用した梅生産農業の振興	5-3-1 都市農村交流事業の推進 5-3-2 地域における梅の体験プログラムの実施
観光・商業	6-1 梅のある美しい郷土景観の再生	6-1-1 オープンガーデン整備の推進 6-1-2 樹園地以外の民有地・市有地への梅樹の植栽 6-1-3 歩行空間の景観整備等 6-1-4 居心地の良い飲食施設の充実
	6-2 梅の公園の再生・充実化	6-2-1 公園エリア整備と公園全体の造園的な演出 6-2-2 梅の公園の通常管理の充実
	6-3 吉野梅郷梅まつりの魅力向上	6-3-1 吉野梅郷梅まつりの充実
	7-1 梅の公園以外の花の観光地づくり	7-1-1 四季の花を活用したまちづくり 7-1-2 新たな集客拠点の整備・活用
	7-2 周辺観光エリアとの連携強化	7-2-1 周遊コースの充実 7-2-2 観光周遊を図るための利便性の向上
総合	8-1 情報発信体制の充実	8-1-1 多様な情報媒体を活用した情報発信の推進 8-1-2 来訪者の要望にきめ細かく対応する情報発信体制の整備
	8-2 事業推進体制の充実	8-2-1 事業実施体制の充実

【農業に関する施策】

4-1 梅樹植栽・梅生産の支援体制の充実

4-1-1 梅樹植栽に対する農家の相談・連絡体制の充実

- ・梅樹植栽に対する農家の相談・連絡体制を充実させるため、各関係機関による連絡会議を継続して開催する。

4-1-2 援農ボランティアによる農家への支援

- ・農家の梅生産の継続と生産意識向上に寄与するため、援農ボランティアの育成を図り、援農ボランティア団体による農作業支援活動を実施する。
- ・上記の農作業支援活動の円滑な推進を図るため、援農ボランティアに対する剪定や梅もぎ技術の習得指導を充実する。

4-1-3 早期成園化技術等による栽培の促進

- ・梅生産園地の早期成園化技術等導入による栽培を促進するため、関係機関が連携し栽培技術に関する指導を実施する。
- ・上記の早期成園化技術等による栽培に必要な資材等の導入に対して、支援を行う。

4-1-4 梅生産農業に関する支援制度の検討・実施

- ・高齢化や後継者不足等により梅生産農業の継続が困難な農家を支援するため、梅生産作業受委託制度を確立する。

4-1-5 梅生産園の拡大および作業の効率化

- ・地域を主体とした収益性の高い梅生産体制を確立するため、梅生産組織を強化し、共同防除・共同出荷等の促進を図る。

4-2 梅生産農業の担い手づくり

4-2-1 後継者・新規就農希望者の研修や勉強会等の活動支援

- ・梅生産農業の担い手を確保・育成するため、梅生産農家の後継者を対象として、梅栽培技術の講習会を開催する。
- ・梅生産技術講座等を開催し、新規就農者への支援を実施する。

4-3 ウイルス等病害虫の対策強化と産地育成

4-3-1 病害虫防除に関する継続的な対策実施

- ・梅生産再開後も P P V をはじめとするウイルス等病害虫の対策強化と産地の育成を図るため、集団防除モデル地区における防除対策を実施する。

4-3-2 苗木等の植栽時における安全管理の徹底

- ・梅の苗木等によるウイルス感染を防ぐため、植栽時におけるウイルス感染の有無について継続的に確認作業を行う。

5-1 高付加価値梅製品の開発・地産地消型農業の促進

5-1-1 農家の梅加工技術の継承・向上を目的とした研究会の開催

- ・梅生産が本格化するまでの期間を利用して農家の梅加工技術の継承・向上を図るため、他の産地との交流を図り、梅加工技術の向上を目的とした研究会を開催する。

5-1-2 商店や飲食店等と連携した地場産品を活用した食の開発

- ・梅生産が本格化するまでの期間を利用して梅をはじめとする食の魅力を高めるため、フードコーディネーターを招き、地場産品を活用した新たな食の開発を行う。
- ・商店や飲食店等からのアイデアをもとに、新たな食の開発を行う。

5-1-3 梅製品の地域ブランド化に向けた認証制度等の推進

- ・市内で生産される梅を使用した梅製品の規格基準を確立するため、青梅産ウメの生産から加工、販売までのトレーサビリティの管理体制を強化していく。

- ・青梅産ウメを使用した梅製品の地域ブランド化を図るため、青梅産ウメ使用の認証シールを作成し、対象事業者に配布する。

5-1-4 6次産業化の検討

- ・市内において一貫した梅製品の生産・加工・販売体制を整えることにより、梅の安定的な生産と高付加価値につなげていくため、梅製品の加工・販売施設の整備・充実を図る。

5-2 梅製品の特産品化・販売体制強化

5-2-1 直売施設や飲食施設等での地場製品の消費拡大

- ・市内における梅製品をはじめとする地場製品の消費拡大を図るため、道の駅等の新たな直売施設や飲食施設等の整備について研究を行う。

5-2-2 梅製品等の販売体制の見直し・魅力向上

- ・梅製品等の品質や価格に応じた販売体制を整えるため、市内の商店・飲食店等において商品の案内表示やレイアウト等を工夫し販売促進につなげる。
- ・梅製品等のインターネットでの販売を研究する。

5-3 観光や都市農村交流を活用した梅生産農業の振興

5-3-1 都市農村交流事業の推進

- ・消費者との交流を通じて梅生産農家の維持と経営安定化を図るため、梅の木のオーナーを市内外から募集する梅のオーナー制度を創設する。
- ・オーナー制度を活用した継続的な交流を推進するため、梅の木のオーナーと農家が集う花見や収穫祭等のイベントを実施する。
- ・遊休地を活用し、都市部の住民が農作業体験等を楽しむことができるレクリエーション農園を検討する。

5-3-2 地域における梅の体験プログラムの実施

- ・地域の産業であり生活文化でもある梅に対する理解と愛着を深めるため、市民や小中学生を対象として、梅のもぎ取り・加工体験等の体験プログラムを実施する。

- ・梅の植栽から加工までの梅の里再生の取組みを紹介するDVDを作成し、学校や図書館等での活用を図る。

【観光・商業に関する施策】

6-1 梅のある美しい郷土景観の再生

6-1-1 オープンガーデン整備の推進

- ・農地や公園以外でも吉野梅郷らしい梅のある郷土景観を残していくため、吉野梅郷で残された梅樹の防除対策を充実し、保全・活用するオープンガーデンの整備を推進していく。
- ・梅の古木等に限らずにオープンガーデンとして活用を図るため、現行の古木等指定制度を見直していく。

6-1-2 樹園地以外の民有地・市有地への梅樹の植栽

- ・梅のある美しい郷土景観の再生に向けて、一般市民も参加できる市民協働の取組みとなるように、庭への梅樹植栽を希望する市民に対して、苗提供の支援を行う。（記念樹配布事業、イベント配布事業等）
- ・公園、道路、公共施設などの公有地に積極的に梅樹を植栽し、梅のある郷土景観の再生を市が先導的に実施していく。都、国等の各機関に対しても協力を要請する。

6-1-3 歩行空間の景観整備等

- ・吉野梅郷の自然環境を活かした美しい風景を楽しみながら、地域を巡り歩く市民や観光客の利用を促進するための景観整備を積極的に展開できるよう、吉野梅郷を景観形成地区に指定することを検討し、歩行空間の景観整備を進めていく。
- ・歩行空間の景観整備では、梅の里の景観に調和した公共施設（街路灯、ガイドレール、橋、サイン類など）の整備を行う。
- ・健康づくり、健康増進を目的として、自然環境を活かしたウォーキングロードの整備を行う。
- ・地域を巡る歩行空間の美しい景観づくりを促進するため、周辺山林の針葉樹の広葉樹化を検討する。また、梅の公園に隣接する山林については、所有者の協力を得て、森林整備について検討する。

6-1-4 居心地の良い飲食施設の充実

- ・飲食店での食事を目的に訪れる市民や観光客を増やしていくため、地産地消のメニューづくりや名物料理の研究を推進するとともに、食のイベントを通

じてメニュー開発を行い、各店舗での取組みをPRしていく。

- ・梅の里の郷土景観を眺めながら食事を楽しめたり、居心地の良さを実感できる雰囲気やサービスを受けられる飲食店を増やしていくため、モデルとなる店舗レイアウトの研究を進める。

6-2 梅の公園の再生・充実化

6-2-1 公園エリア整備と公園全体の造園的な演出

- ・観梅観光の拠点施設として、梅が咲き誇る風情豊かな景観を再生し、再び多くの観梅客の賑わいを取り戻すため、緊急対策プログラムで検討した植栽計画にもとづき、梅樹の植栽を進める。
- ・観梅シーズン以外の魅力を高め、梅の公園の来園者数を増やしていくため、植栽計画にもとづき緊急対策プログラムで実施してきた草花や花木の植栽を継続的に実施していく。

6-2-2 梅の公園の通常管理の充実

- ・春の観梅シーズンと、緊急プログラムで利用拡大を図ってきた秋の紅葉シーズンだけでなく、花の魅力向上による利用シーズンの拡大に合わせて、いつでも快適に利用できる公園となるように、通常管理の方法を検討する。
- ・これまで公園内に整備してきた遊歩道、ベンチ、トイレ、四阿（あずまや）等の既存施設について、誰もが安全・快適に利用できるように適切な維持管理を行っていく。また、新たに増えた樹種を中心に、樹名板等の解説サインの整備を進めていく。

6-3 吉野梅郷梅まつりの魅力向上

6-3-1 吉野梅郷梅まつりの充実

- ・吉野梅郷に訪れる観梅客の滞在時間の延長やリピーターの確保とともに、吉野梅郷に興味を持つファンの満足度を高めていくことを狙いとして、吉野梅郷梅まつりのプログラムの充実化を図っていく。
- ・これまで実施してきたお囃子、野点、スタンプラリー等のプログラムを継続するとともに、食の開発、地場産品開発等の新たな取組みの展開や、ガイドウォークならびに展示施設における企画展等の既存の取組みとの連携等、多様なプログラムに参加・体験できるイベントにしていくことを検討する。

7-1 梅の公園以外の花の観光地づくり

7-1-1 四季の花を活用したまちづくり

- ・吉野梅郷を含む周遊コースに、観梅シーズンに限らず年間を通じて観光客が訪れるように、沿道に四季折々の花を植栽し、フラワーロードとしてPRしていく。周遊コース沿いの居住者の協力を得て、住宅の庭先、軒先、空き地等に花を植栽し、地域で管理できるようにする。
- ・樹園地においても、梅樹を植栽して育つまでの間、花のある沿道景観を演出するため、接道部分を中心に花の植栽を行う。

7-1-2 新たな集客拠点の整備・活用

- ・緊急対策プログラムの中で検討した整備計画にもとづき、「天満公園の拡充整備」、「中道梅園の整備」、「梅郷ゴルフ場跡地の活用」を順次進めていく。
- ・新たな集客拠点では、花の観光地づくりを推進する「花の名所」として市民に親しまれるように、計画策定や整備、管理において市民協働で推進できる方法を検討する。

7-2 周辺観光エリアとの連携強化

7-2-1 周遊コースの充実

- ・観光シーズンの通年化を図るため、吉野梅郷に隣接する「青梅宿エリア」および「御岳溪谷エリア」と連携し、エリアをまたぐ周遊コースを設定する。新たな集客拠点の整備に合わせてコースを見直し、周遊コースの魅力を高めていく。
- ・周遊コースの通年利用を促進するため、花の名所、寺社、オープンガーデン、商店等に立ち寄りながら、コースを巡り歩くイベントを検討・実施する。
- ・ハイキングコースについても、新たな集客拠点の整備に合わせて見直しを行い、適切に案内できるようにサイン類の整備を行う。

7-2-2 観光周遊を図るための利便性の向上

- ・市内周遊の利便性を高め、「青梅宿エリア」や「御岳溪谷エリア」からの「吉野梅郷エリア」への立寄りを促すため、レンタサイクルシステムの導入について検討する。
- ・「御岳溪谷エリア」と「吉野梅郷エリア」の境界に位置する青梅柚木苑地駐車場を活用した新たな観光ルートの整備を推進する。

- ・御岳溪谷と吉野梅郷の観光周遊を促進するため、御岳溪谷遊歩道の延伸整備実現に向けて、東京都と協議を行う。

【総合の施策】

8-1 情報発信体制の充実

8-1-1 多様な情報媒体を活用した情報発信の推進

- ・吉野梅郷の観光・商業や農業に関する情報が、多様な年代に伝わるように、緊急対策プログラムで立ち上げた吉野梅郷総合HPの情報を活用し、市内関係機関と連携して携帯サイトやツイッター、フェイスブック等、様々な媒体で発信する。
- ・新たに整備された観光拠点や梅製品、農業体験プログラム等の新たな取組みを広く発信していくため、旅行会社やトラベルライター等を対象としたモニターツアーを検討・実施する。
- ・梅の公園において、梅やその他の花の開花状況がわかるライブカメラの導入について検討する。

8-1-2 来訪者の要望にきめ細かく対応する情報発信体制の整備

- ・青梅市観光協会のHPを市内観光情報のポータルサイトとして位置づけ、既存の各HPとのリンクを充実化させる。市民の協力を得て情報収集体制を整備し、常に最新の情報を発信できるようにする。
- ・来訪のきっかけとなるようなビジュアルでわかりやすいパンフレットの作成にむけて、目的や利用シーンに合わせた内容に見直しをする。
- ・観梅シーズンにおける観光コンシェルジュの導入を検討する。

8-2 事業推進体制の充実

8-2-1 事業実施体制の充実

- ・青梅市梅の里再生計画推進委員会を継続的に開催し、本計画で掲げた施策が実現しているか、実現した場合に効果が表れているか、改善・修正すべき点はあるか、計画内容を見直すべきか、について検証するとともに、官民協働による取組みの強化を図っていく。
- ・梅の里再生を図るための担当主幹ならびに農業、観光部門の担当主査を配置し、地元ならびに関係部署と連携を図り、梅の里再生に関する施策を推進していく。

【再生・復興プログラムの実施主体およびスケジュール】

再生・復興プログラム【農業】		実施主体													実施年度					
		青 梅 市	東 京 都	農 協	農 家	農 業 委 員 会	農 業 団 体	商 工 会 議 所	会 青 梅 市 観 光 協 会	吉 野 梅 郷 観 光 協 会	吉 野 梅 郷 商 店 会	梅 の 里 づ く り 実 行 委 員 会	自 治 会	ボ ラ ン テ ィ ア	そ の 他	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
4-1 の 梅 樹 植 栽 ・ 梅 生 産 の 支 援 体 制	4-1-1 梅樹植栽に対する農家の相談・連絡体制の充実																			
	(1)各機関の連絡会議を継続して開催	✿	✿	✿		✿														
	4-1-2 援農ボランティアによる農家への支援														✿					
	(1)援農ボランティア団体による農作業支援活動	✿				✿														
	(2)剪定や梅もぎ技術の習得指導	✿				✿														
4-2 担 農 梅 生 産 の 手 の 産	4-1-3 早期成園化技術等による栽培の推進																			
	(1)栽培技術の指導		✿	✿																
	(2)栽培資材等の導入支援	✿		✿																
	4-1-4 梅生産農業に関する支援制度の検討・実施																			
	(1)梅生産作業受委託制度の確立	✿		✿		✿														
4-3 地 策 病 ウ イ ル ス と 産 の 対 等	4-1-5 梅生産の拡大および作業の効率化																			
	(1)梅生産組織の強化による共同防除・共同出荷等の促進	✿		✿																
	4-2-1 後継者・新規就農希望者の研修や勉強会等の活動支援																			
	(1)後継者への梅栽培技術の講習会開催	✿	✿	✿		✿														
	(2)梅生産技術講座等による新規就農者への支援	✿	✿	✿																
5-1 進 発 高 付 加 価 値 地 産 地 消 型 梅 製 品 の 開 発 の 促	4-3-1 病害虫防除に関する継続的な対策実施													✿						
	(1)集団防除モデル地区における防除の実施	✿		✿																
	4-3-2 苗木等の植栽時における安全管理の徹底																			
	(1)感染の有無について継続的に確認を行う		✿																	
	5-1-1 農家の梅加工技術の継承・向上を目的とした研究会の開催																			
(1)他の産地と交流を図り、技術の向上を目指す	✿	✿	✿	✿																
5-2 制 品 梅 製 品 の 販 売 体 産	5-1-2 商店や飲食店等と連携した地場産品を活用した食の開発																			
	(1)フードコーディネーターを招き新たな食の開発を行う	✿		✿	✿				✿		✿									
	(2)商店や飲食店からのアイデアをもとに新たな食の開発				✿				✿	✿										
	5-1-3 梅製品の地域ブランド化に向けた認証制度等の推進																			
	(1)青梅産ウメの生産から販売までのトレーサビリティの強化			✿	✿															
(2)認証シールの作成・配布	✿		✿																	
5-3 業 を 観 光 や 都 市 農 村 交 流 農	5-1-4 6次産業化の検討																			
	(1)梅製品の加工・販売施設の整備・充実	✿	✿	✿																
	5-2-1 直売施設や飲食施設等での地場産品の消費拡大																			
	(1)道の駅等整備の研究	✿		✿					✿	✿	✿	✿								
	5-2-2 梅製品等の販売体制の見直し・魅力向上																			
(1)案内表示や商品レイアウトの工夫			✿							✿										
(2)インターネット販売の研究			✿					✿		✿										
業 を 観 光 や 都 市 農 村 交 流 農	5-3-1 都市農村交流事業の推進																			
	(1)梅のオーナー制度の創設	✿			✿															
	(2)オーナーと農家が集う花見や収穫祭の実施	✿			✿				✿	✿					✿					
	(3)レクリエーション農園の検討	✿			✿				✿											
	5-3-2 地域における梅の体験プログラムの実施																			
(1)市民や小中学生を対象とした体験プログラムの実施	✿																			
(2)梅の植栽から加工までの再生を紹介するDVDの作成	✿		✿						✿											

再生・復興プログラム【観光・商業】		実施主体											実施年度								
		青 梅 市	東 京 都	農 協	農 家	農 業 委 員 会	農 業 団 体	商 工 会 議 所	会 青 梅 市 観 光 協	協 会 吉 野 梅 郷 観 光	会 吉 野 梅 郷 商 店	吉 野 梅 郷 観 光 実 行 委 員 会	梅 の 里 づ く り	自 治 会	ボ ラ ン テ ィ ア	そ の 他	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32
6-1 梅のある美しい郷土景観の再生	6-1-1 オープンガーデン整備の推進																				
	(1)オープンガーデン整備の充実	☺							☺	☺		☺									
	(2)梅の古木等指定制度の見直し	☺							☺			☺									
	6-1-2 樹園地以外の民有地・公有地への梅樹の植栽																				
	(1)希望者への苗の提供	☺	☺	☺																	
	(2)公有地への積極的な梅樹植栽	☺	☺																		
	6-1-3 歩行空間の景観整備等																				
	(1)景観形成地区の指定等の検討	☺											☺								
	(2)梅の里の景観にあった施設整備	☺	☺																		
	(3)健康・自然環境を重視したウォーキングロードの整備	☺								☺	☺	☺	☺			☺					
(4)針葉樹の広葉樹化などの検討	☺	☺																			
6-1-4 居心地の良い飲食施設の充実																					
(1)店内レイアウト、メニュー等の研究・開発								☺		☺											
6-2	6-2-1 公園エリア整備と公園全体の造園的な演出																				
充の梅 実再の 化生公 ・園	(1)植栽計画にもとづく梅の公園の再生	☺																			
	6-2-2 梅の公園の通常管理の充実																				
	(1)2シーズンからオールシーズン化に向けた管理の検討	☺																			
(2)老朽化した施設の補修、樹名板等の整備	☺																				
6-3	6-3-1 吉野梅郷梅まつりの充実																				
上 の 梅 吉 野 梅 郷 向 り	(1)集客イベントの内容充実	☺		☺				☺		☺	☺	☺									
	7-1	7-1-1 四季の花を活用したまちづくり																			
光 外 梅 の 公 園 以 外 の 花 の 観 光 地 づ く り	(1)周遊コース沿いのフラワーロード化	☺	☺	☺	☺					☺	☺	☺	☺								
	(2)伐採された樹園地への花の植栽	☺	☺	☺	☺			☺				☺									
	7-1-2 新たな集客拠点の整備・活用																				
(1)天満公園、中道梅園、梅郷ゴルフ場跡地の整備・活用	☺																				
7-2	7-2-1 周遊コースの充実																				
と 周 の 辺 観 光 携 強 エ リ ア	(1)新たな魅力的ある周遊コースの設定	☺								☺	☺	☺									
	(2)周遊コースを活用した通年型イベントの検討・実施	☺								☺	☺	☺									
	7-2-2 観光周遊を図るための利便性の向上																				
	(1)レンタサイクルシステム導入の検討	☺							☺	☺	☺	☺									
	(2)青梅柚木苑地駐車場を活用した新たな観光ルートの整備	☺								☺	☺										
(3)御岳溪谷遊歩道延伸整備の検討・協議	☺	☺																			

再生・復興プログラム【総合】		実施主体													実施年度						
		青梅市	東京都	農協	農家	農業委員会	農業団体	商工会議所	会	青梅市観光協会	吉野梅郷観光協会	吉野梅郷商店会	梅の里づくり実行委員会	自治会	ボランティア	その他	H28	H29	H30	H31	H32
8-1	8-1-1 多様な情報媒体を活用した情報発信の推進																				
実 情 報 発 信 体 制 の 充	(1) ニーズに応じた様々な媒体での情報発信	☆		☆				☆	☆	☆	☆	☆									
	(2) 旅行業関係者を対象としたモニターツアーの検討・実施	☆						☆	☆	☆	☆										
	(3) 梅の公園におけるライブカメラ導入の検討	☆							☆												
	8-1-2 来訪者の要望にきめ細かく対応する情報発信体制の整備																				
の 進 事 業 充 実 推	(1) 青梅市観光協会HPの更なる充実								☆												
	(2) 既存パンフレットの役割・内容等の見直し	☆							☆												
	(3) 観梅時期における観光コンシェルジュの検討	☆							☆	☆	☆	☆		☆							
8-2	8-2-1 事業実施体制の充実																				
の 進 事 業 充 実 推	(1) 青梅市梅の里再生計画推進委員会の継続・運営	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆						
	(2) 梅の里再生を図るための担当主幹等の設置・推進	☆																			

8. 施策イメージ

本計画では、「緊急対策プログラム」および「再生・復興プログラム」として、梅の里再生および更なる青梅の飛躍に向けて、農業および観光・商業に関わる合計51項目の施策を掲げている。

これらの取組によって、市民生活に深く関わってきた「梅」を再び植栽し、市民、農業者、観光・商業事業者、行政等が一丸となって梅のあるふるさとの風景、梅のあるふるさとの文化を取戻していきたい。また、先人たちが築き上げてきた梅生産や観梅の歴史・伝統を後世に伝え、梅郷を中心にかおり高き新たな梅文化を開花させ、生まれかわった梅の里を多くの人に見てもらいたい。このような思いをまとめたものが本計画であり、目指していく将来像としては、以下のように表現することができる。

梅文化かおる ふるさと青梅・梅郷
～生まれかわる梅の里！青梅のさらなる飛躍のために～

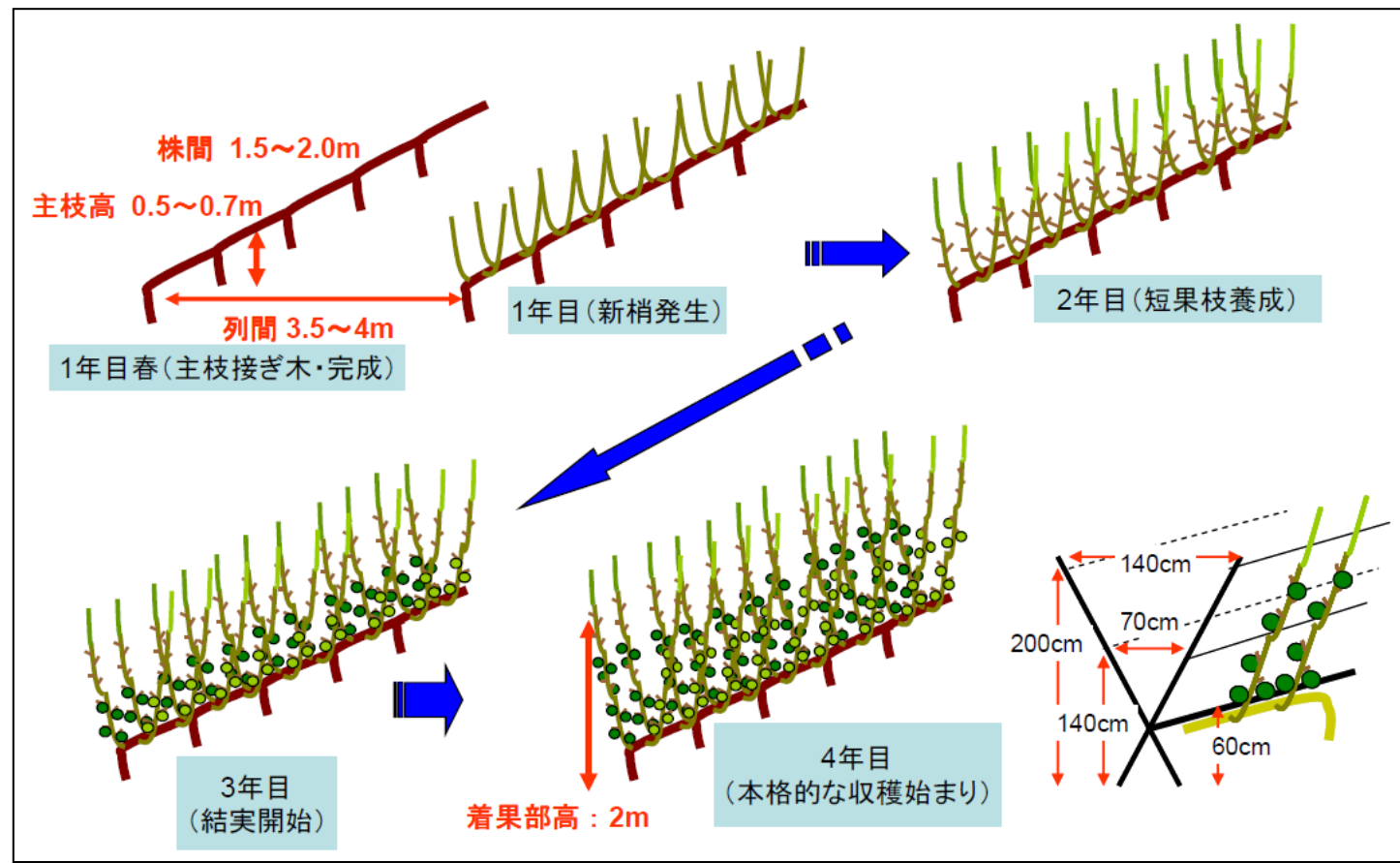
本計画に掲げた施策をイメージとして表すと、次ページ以降のようになる。

梅文化かおる ふるさと青梅・梅郷
～生まれかわる梅の里！青梅のさらなる飛躍のために～



■ 早期成園化技術等による栽培の促進 (p82 参照) のイメージ

早期多収、省力化が可能なウメのジョイント仕立て栽培 (神奈川県農業技術センターが開発)



【従来の農薬散布】

農薬散布量低減による
低コスト化



【従来の収穫作業】

収穫作業の省力化







回廊の藤蔭と茶室の景

■ 付属資料

1. 青梅市梅の里再生計画の検討経過 付-1
2. 梅の里再生に関するアンケート調査結果 付-4
3. ウメ輪紋ウイルスに関する法令・省令・告示 付-53

資料 1. 青梅市梅の里再生計画の検討経過

■青梅市梅の里再生計画の検討経過

(1/2)

年 月	区 分	主な協議・検討内容
平成 23 年 12 月～ 平成 24 年 1 月	アンケート調査 (観光・商業)	○営業状況について ○梅関連商品の有無について ○P P V の影響について ○梅郷地区の観光・商業振興に関する取組みについて
平成 24 年 1 月～2 月	アンケート調査 (一般・農業者)	○梅樹の所有状況について ○農業生産用及び自家消費用の梅樹について ○自家消費用および観賞用の梅樹について ○梅樹の栽培支援について ○行政の施策について
3 月 16 日	検討委員会 (準備会)	○委嘱状交付 ○委員長・副委員長の互選 ○アンケート調査結果等中間報告について ○計画策定スケジュールについて ○委員会の公開・非公開について
4 月 26 日	検討委員会 (第 1 回)	○計画策定の基本方針について ○課題について ○委員会の進め方について
6 月 22 日	検討委員会 (第 2 回) 部会【観光・農業】 (第 1 回)	《検討委員会》 ○梅の里再生の基本的な考え方について ○共通課題について 《部会》 ○梅の里再生に向けた課題について ○梅の里再生の方向について
7 月 20 日	意見交換会 (観光関係者)	○梅の里再生の方向について ○具体的な取組のアイデアについて
7 月 29 日	意見交換会 (農業関係者)	○梅の里再生の方向について ○具体的な取組のアイデアについて
8 月 2 日	検討委員会 (第 3 回) 部会【観光・農業】 (第 2 回)	《検討委員会》 ○意見交換会について ○視察の実施について 《部会》 ○梅の里再生の方向について ○梅の里再生の施策について

■青梅市梅の里再生計画の検討経過

(2/2)

年 月	区 分	主な協議・検討内容
10月5日	検討委員会 (第4回)	○梅の里再生に向けた議論の整理について ・緊急対策プログラム ・再生・復興プログラム
11月22日	研修視察	○神奈川県農業技術センター ○小田原フラワーガーデン
12月6日	検討委員会 (第5回)	○梅の里再生について ・緊急対策プログラム ・再生・復興プログラム ・再生・復興の将来像
平成25年 1月15日～ 1月31日	パブリック・コ メント	○青梅市梅の里再生計画(素案)に対するパ ブリック・コメントの実施 ・提出件数: 11件
2月21日	検討委員会 (第6回)	○パブリックコメントについて ○青梅市梅の里再生計画(案)について
3月7日	検討結果報告	○委員長から市長に「青梅市梅の里再生計画 検討委員会」の検討結果を報告

■青梅市梅の里再生計画検討委員会 名簿（順不同）

No.	区分	氏 名	役 職 等	担当部会
1	委員長	南 賢 二	高崎経済大学教授	観光部会 (部会長)
2	委員	榊 原 八 朗	明星大学教授	観光部会
3	委員	小 澤 徳 郎	青梅商工会議所代表（観光部会長）	観光部会
4	委員	榊 田 明 男	青梅市観光協会代表（事務局長）	観光部会
5	委員	清 水 勇	吉野梅郷観光協会会長	観光部会
6	委員	鈴 木 博	吉野梅郷商店会会長	観光部会
7	委員	廣 田 春 彦	梅の里づくり実行委員会委員長	観光部会
8	副委員長	野 崎 啓太郎	西東京農業協同組合代表理事組合長	農業部会 (部会長)
9	委員	深 沢 司	元東京都農業会議事務局長	農業部会
10	委員	伊 藤 巖	青梅市農業委員会代表 (会長職務代理)	農業部会
11	委員	石 川 清	青梅市樹苗養成振興会会長	農業部会
12	委員	石 川 毅	西東京農業協同組合吉野梅部会 部会長	農業部会
13	委員	五十山田 俊	青梅市自治会連合会代表	農業部会
14	委員	原 島 富 代	しらうめ会会長	農業部会
—	オブザー バー	杉 村 勝	東京都産業労働局農業振興事務所 西多摩農業改良普及センター所長	農業部会
—	オブザー バー	小 平 房 代	東京都産業労働局観光部 観光まちづくり担当課長	観光部会

資料 2. 梅の里再生に関するアンケート調査結果

ウメ輪紋ウイルス（PPV）による農業・観光・商業への影響を明らかにし、梅の里再生に向けた市民の意向等を把握するため、平成 23 年度「梅の里再生に関するアンケート調査」を実施した。調査は、一般・農業者用、観光・商業者用の 2 種類に分けて行った。それぞれの調査結果の概要を以下に示す。

■「梅の里再生に関するアンケート調査」の概要

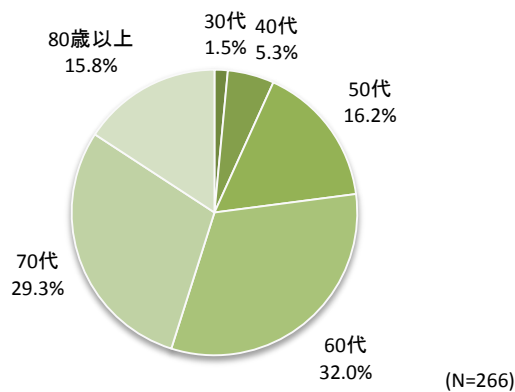
区分	一般・農業者用	観光・商業者用
調査実施時期	平成 24 年 1 ～ 2 月	平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月
調査対象	梅郷在住者 1,071 戸、および市内農業者 1,016 戸（重複あり）	吉野梅郷商店会会員または吉野梅郷観光協会会員 76 事業者
調査方法	回覧または郵送で配布、郵送により回収	郵送で配布、郵送または訪問により回収
回収結果	463 サンプル（回収率：21.9%）	46 サンプル（回収率：60.5%）

梅の里再生に関するアンケート調査（一般・農業者用） 調査結果概要

- 調査実施時期 : 平成 24 (2012) 年 1 月 5 日～平成 24 (2012) 年 2 月中旬
- 調査対象 : ①梅郷 1～6 丁目在住者 1,071 戸、および、②市内に 1,000 m²以上の農地を所有する農業者 1,016 戸（ただし①と②で重複あり）
- 調査方法 : ①梅郷在住者については、回覧で調査票を配布し、郵送により回収
②農業者については、郵送で調査票を配布し、郵送により回収
- 回収結果 : 463 サンプル（回収率 21.9%）
- ※このうち、PPV 感染樹所有者であり、かつ、感染樹が梅郷地域またはその他の地域の農地に植栽されているという条件に該当する、283 サンプルを集計対象とした。

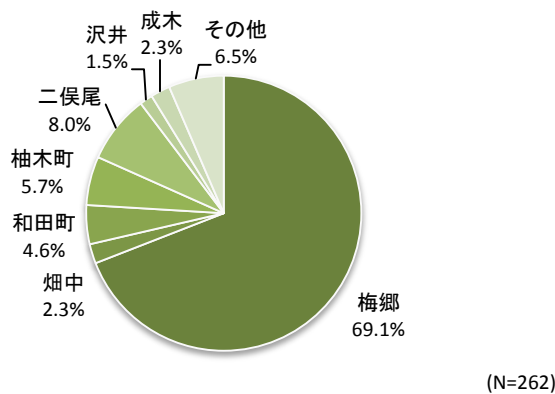
【基本事項】

F 1 あなたの年齢は。（1つに○印）



・回答者の年齢は、60代、70代がそれぞれ約3割を占める。

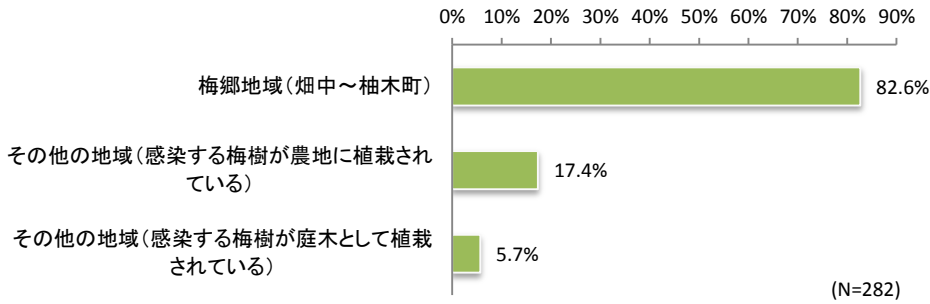
F 2 住所をお伺いします。



・回答者の約8割が梅郷地区（梅郷、畑中、和田町、柚木町）に在住している。

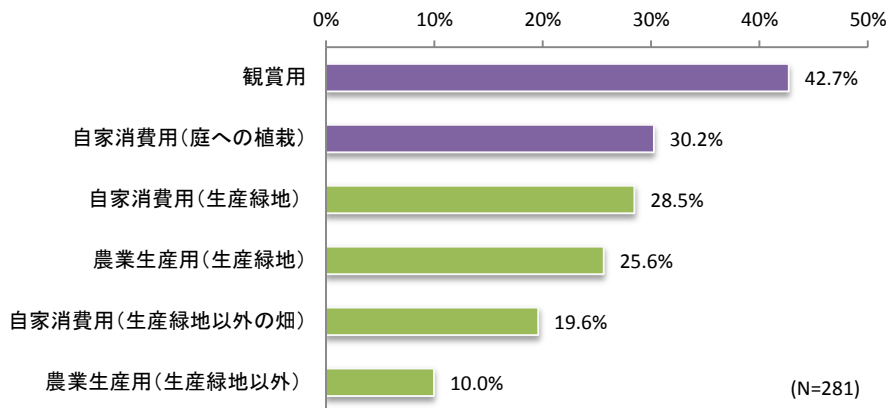
【梅樹の所有状況について】

問2 あなたが所有する感染樹のある地域はどちらですか。(○印はいくつでも)

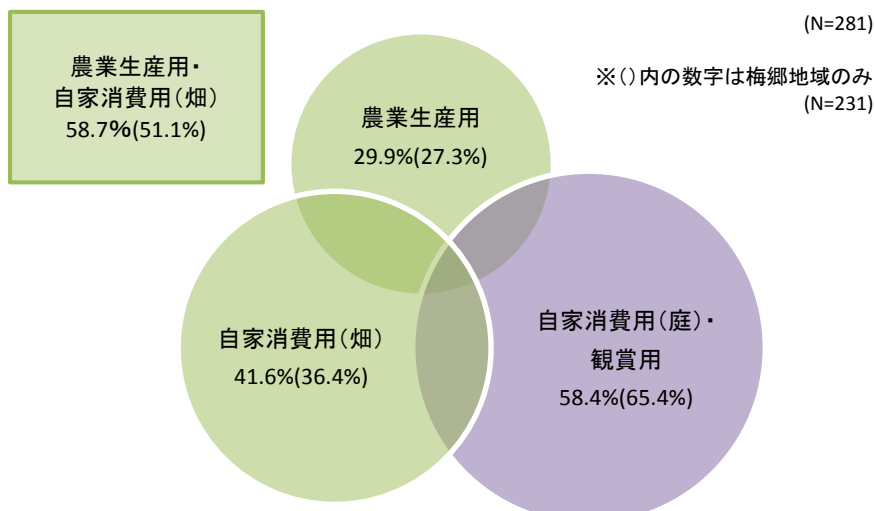


- ・感染樹のある地域は、梅郷地域(畑中～柚木町)が約8割を占める。その他の地域の農地は2割弱みられる。

問3 P P V感染に伴い処分対象およびそのおそれがある梅樹は、農業生産用ですか、自家消費用ですか、それとも観賞用ですか？(○印はいくつでも)



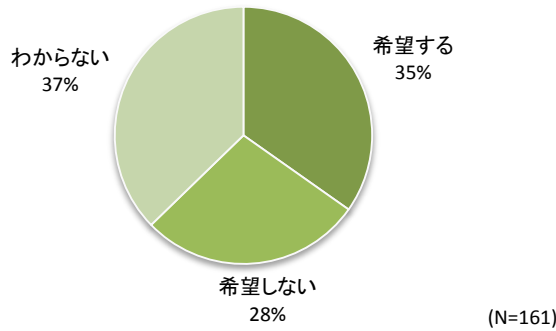
- ・処分対象およびそのおそれがある梅樹は、「観賞用」が最も多く、次いで「自家消費(庭への植栽)」、「自家消費(生産緑地)」、「農業生産(生産緑地)」の順に多い。



- ・上記を再分類すると、「農業生産用および自家消費(畑)」59%、「自家消費(庭)および観賞用」58%であり、それぞれの所有者は同数程度となる。
- ・梅郷地域に限ってみると、「自家消費(庭)および観賞用」の処分対象樹の所有者が65%とやや多い。

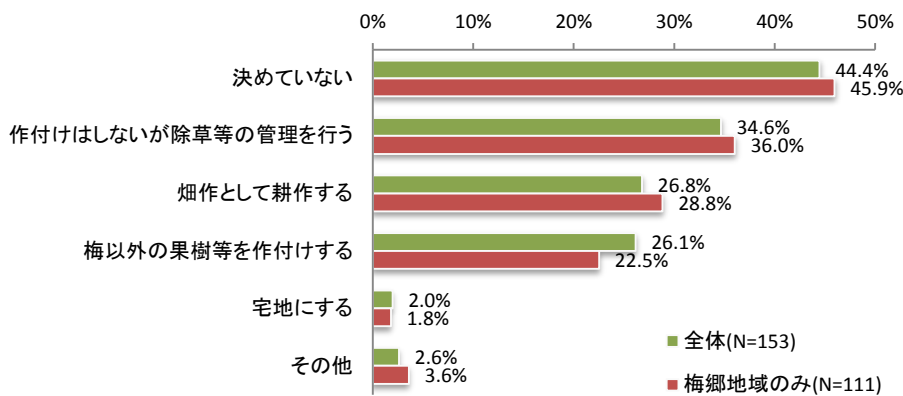
【農業生産用および自家消費用（畑）の梅樹について】※問3で「農業生産用」「自家消費用（畑）」と回答した場合

問4 伐採措置されると、最低3年間は梅樹の植栽を自粛する必要があります（以下「防除指定期間」といいます。）。再度梅樹を植えるまでの間に、どのような作物を栽培したら良いかの相談を希望しますか？（○印は1つ）



・防除指定期間に栽培する作物について相談を「希望する」割合は約3割であるが、「わからない」との回答も多い。

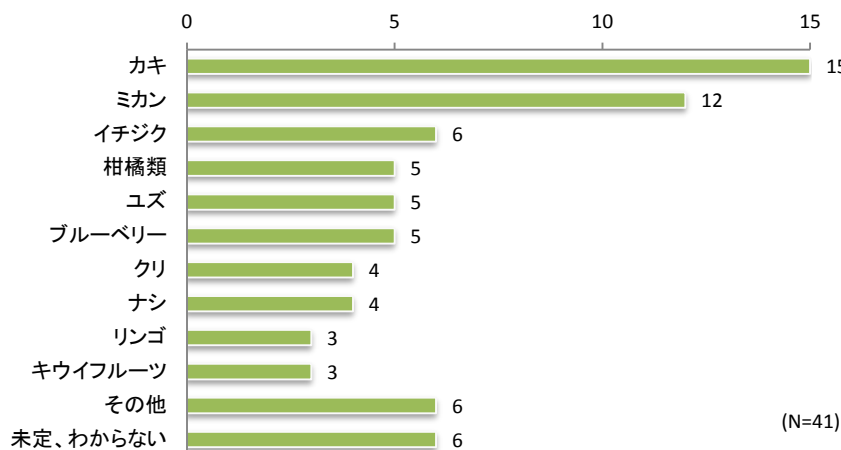
問5 「防除指定期間」の間、どのように樹園地を維持管理されますか？（○印はいくつでも）



・防除指定期間中の樹園地の活用方法については、約4割が「決めていない」ものの、「作付けはしないが除草等の管理を行う」との回答がやや多い。

※問5で「梅以外の果樹等を作付けする」と回答した場合

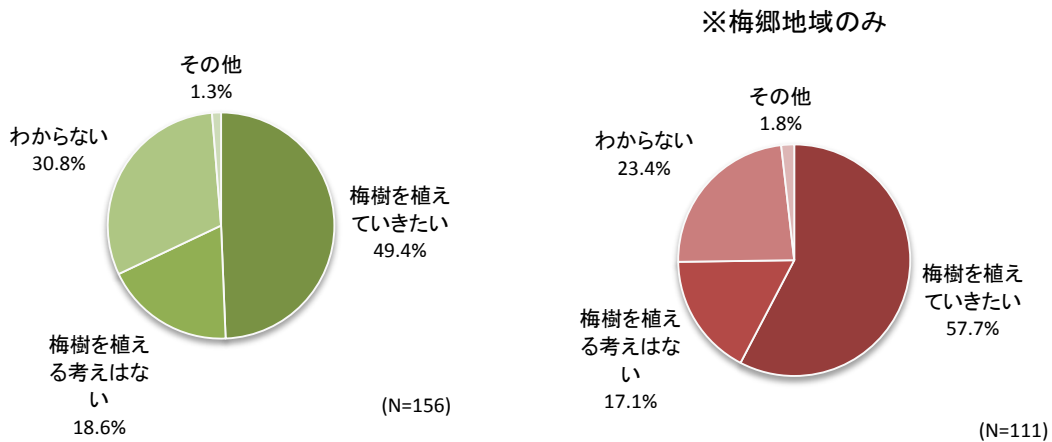
問6 梅以外にどのような種類の果樹を植えるお考えですか？その理由もお聞かせください。



・防除指定期間に「梅以外の果樹等を作付けする」場合、その種類として「カキ」や「ミカン」などの柑橘類が多く挙げられている。
 ・その理由として、「栽培の手間がかからない」「栽培適地である」「実を食用にできる」などの回答が多い。

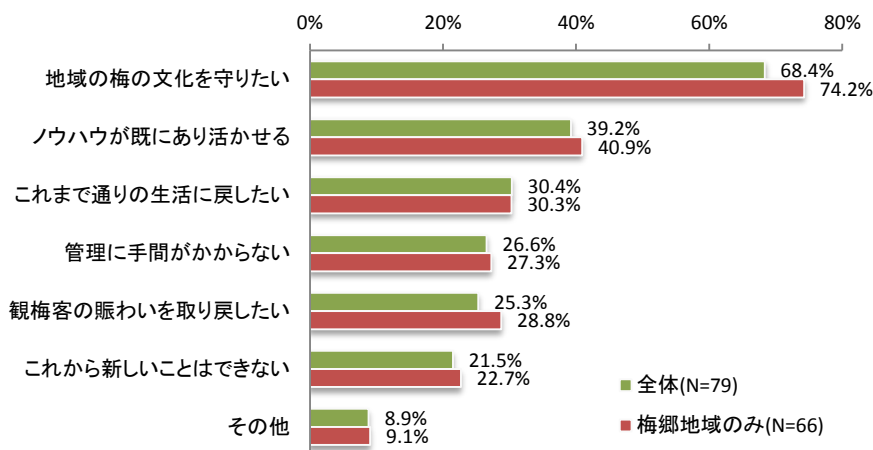
問7 防除地域の指定が解除された後、再び梅樹を植えるお考えはありますか？（○印は1つ）

・防除地域の指定解除後、ほぼ半数（梅郷地域では約6割）が再び「梅樹を植えていきたい」と考えているが、約3割は「わからない」としている。



※問7で「梅樹を植えていきたい」と回答した場合

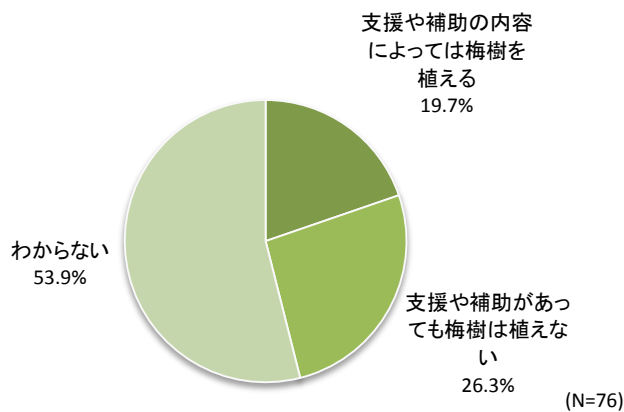
問8 再び「梅樹を植えていきたい」とお考えの理由をお聞かせください？（○印はいくつでも）



・再び「梅樹を植えていきたい」と考える理由として、「地域の梅の文化を守りたい」が最も多い。

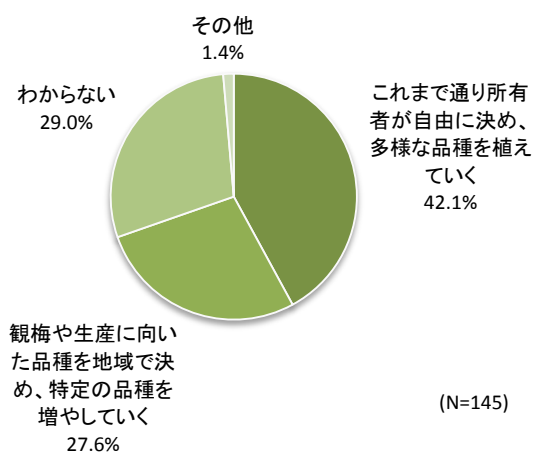
※問7で「梅樹を植える考えはない」または「わからない」と回答した場合

問9 支援があった場合は、梅樹を植えたいと思いますか？（○印は1つ）



・「梅樹を植える考えはない」「わからない」と回答した人のうち、支援があった場合に梅樹を植えるかどうかは「わからない」とする人が過半数を占めるが、「支援があっても梅樹は植えない」と思う人がやや多い。

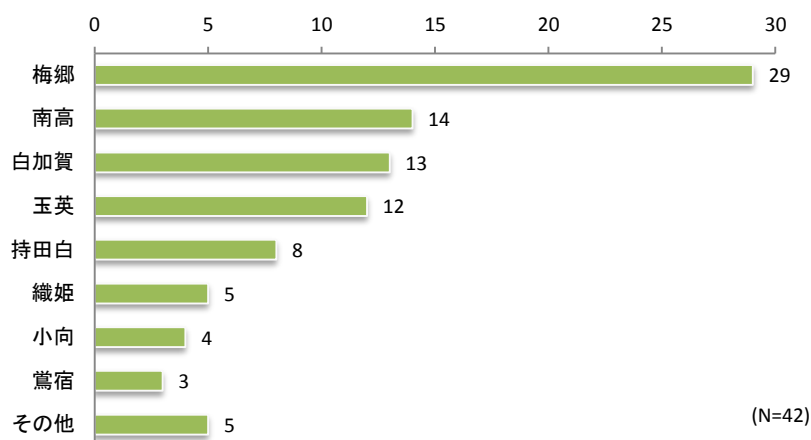
問 10 青梅市内に再び梅樹を植えていく場合、市全体ではどのように植えていくべきとお考えですか？
 (○印は1つ)



- ・市内に再び梅樹を植えていく場合、市全体では「これまで通り多様な品種を植えていくべき」と考える人が約4割、「地域で特定の品種を増やしていくべき」と考える人が約3割であり、意見が分かれている。

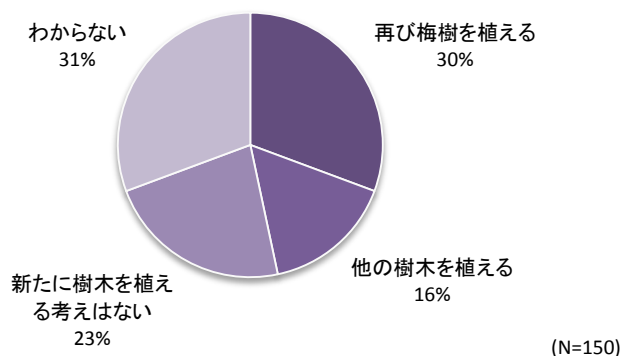
※問 10 で「観梅や生産に向けた品種を地域で決め、特定の品種を増やしていく」と回答した場合

問 11 青梅市では、どのような品種を増やせば良いとお考えですか？ご自由にお書きください。



- ・「地域で特定の品種を増やしていく」場合、具体的には「梅郷」「南高」「白加賀」「玉英」などの品種が多く挙げられている。
- ・生産用には、地域のブランドとなっている「梅郷」や加工しやすい品種として「白加賀」などを増やすという意見が多い。
- ・観梅用には、「多様な品種を植える」という意見が多い。

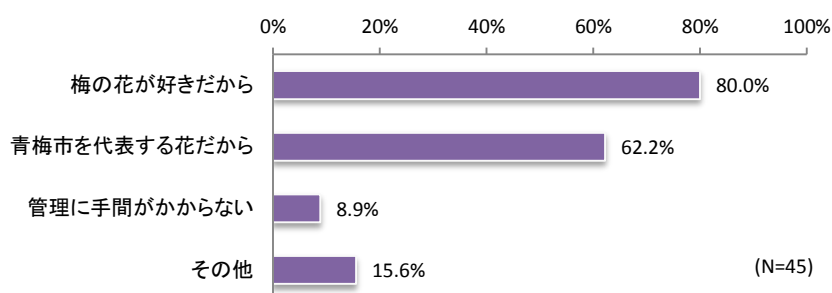
【自家消費用（庭）および観賞用の梅樹について】※問3で「自家消費用（庭）」「観賞用」と回答した場合
 問 12 伐採措置されると、最低3年間は梅樹の植栽を自粛する必要があります（以下「防除指定期間」といいます。）。伐採処分後、どのような樹木を植えるお考えですか？（○印は1つ）



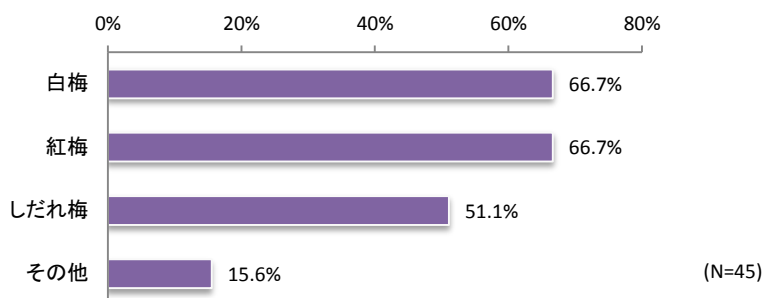
・庭木の伐採処分後、「再び梅樹を植える」との回答が3割とやや多いが、「新たに樹木を植える考えはない」「他の樹木を植える」との回答もそれぞれ2割前後みられる。

※問12で「再び梅樹を植える」と回答した場合

問 13 再び梅樹を植えるとお考えの理由と、その品種をそれぞれお聞かせください。（○印はいくつでも）



・「再び梅樹を植える」と考える理由として、「梅の花が好きだから」が最も多く、次いで「青梅市を代表する花だから」が多い。



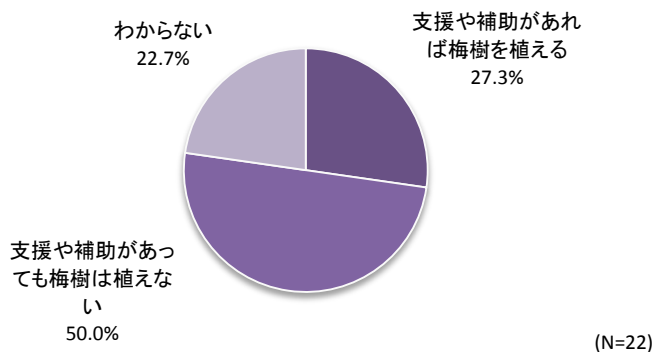
・再び植える場合の品種としては、「白梅」「紅梅」が多く挙げられている。

※問 12 で「他の樹木を植える」と回答した場合

問 14 梅樹以外の樹木は、どのような樹種をお考えですか？その理由もお聞かせください。また、支援や補助制度があれば梅樹を植えたいと思いますか。(○印は1つ)

柑橘類(ミカン、ユズなど)(5) ツツジ、サツキ(2) ハナミズキ(2)
 モモ(2) 花(2) 緑化樹(2) その他(5) 未定・特にない(5)

(N=21)



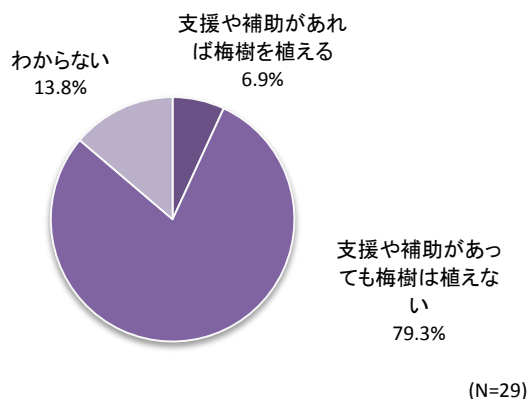
- ・「他の樹木を植える」場合、具体的にはミカンなどの「柑橘類」、「ツツジ」「ハナミズキ」「モモ」などの花木が挙げられている。
- ・その理由は「実を食用にできる」「観賞用に花がきれい」などである。
- ・半数が「支援があっても梅樹は植えない」と考えているが、「支援があれば梅樹を植える」と思う人も3割程度みられる。

※問 12 で「新たに樹木を植える考えはない」と回答した場合

問 15 新たに樹木を植えない理由もお聞かせください。また、支援や補助制度があれば梅樹を植えたいと思いますか。(○印は1つ)

管理が大変(10) …… 面倒、手入れが大変になってきた、高齢で管理できない 等
 敷地が狭い(8) …… 庭が狭くなる、植木が込み合っている 等
 草花を植えたい(3) その他(5)

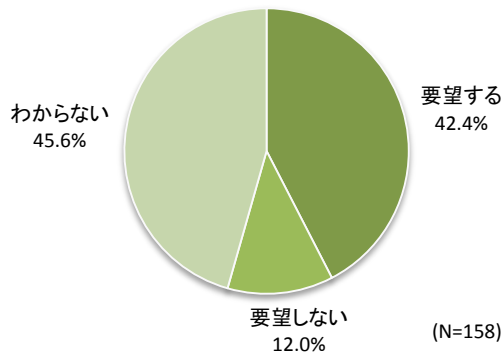
(N=22)



- ・「新たに樹木を植える考えはない」理由として、「管理が大変・管理できない」「庭が狭い」といった回答が多く挙げられている。
- ・約8割が「支援があっても梅樹は植えない」と考えており、「支援があれば梅樹を植える」と思う人は1割に満たない。

【梅樹の栽培支援について】 ※問3で「農業生産用」「自家消費用（畑）」と回答した場合

問 16 市では、再度梅樹を植栽される方を対象に、PPV防除区域の指定解除後にすぐに梅樹を植えることができるような対応を考えております。事前に、防除地域以外で希望する梅樹を栽培しておく対応を望みますか？（○印は1つ）



・防除地域の指定解除後にすぐに梅樹を植えられるように、防除地域以外で希望する梅樹を栽培しておく対応について、約4割が「要望する」と回答しているが、半数近くは「わからない」としている。

※問16で「要望しない」と回答した場合

問 17 梅樹の栽培支援を要望しない理由をお聞かせください。

高齢のため(4) …… 高齢で一人暮らしのため、再収穫を期待できない 等

維持管理が大変・できない(3) …… 日々の手入れができなくなっている、梅木は成長すると剪定などが大変 等

PPVの根絶が先になりそう(3) …… PPVの根絶宣言がいつ出されるか定かでない、PPVが完全になくなるのは10年以上先になると思われる 等

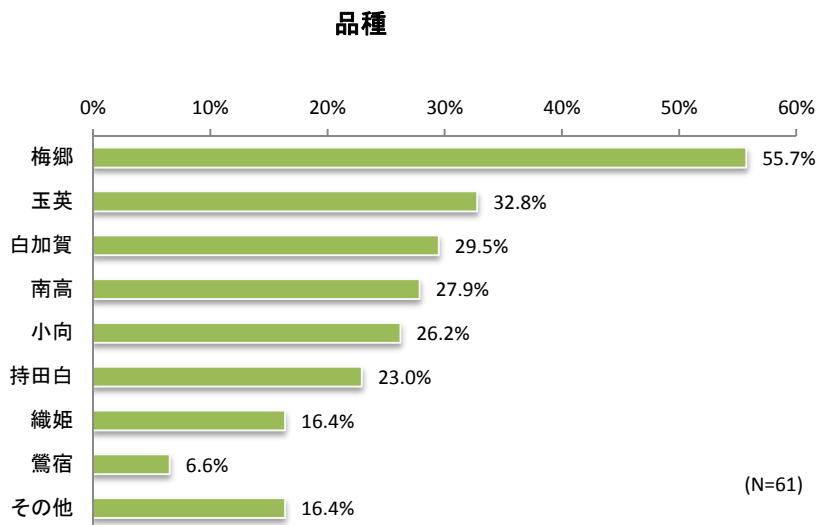
その他(8) …… 今どのような品種にするか思いつかない、栗や柿等を植え経過を見る予定である、生産緑地で3年間も空き地にできないので梅以外を植えてそのまま育ていきたい 等

(N=15)

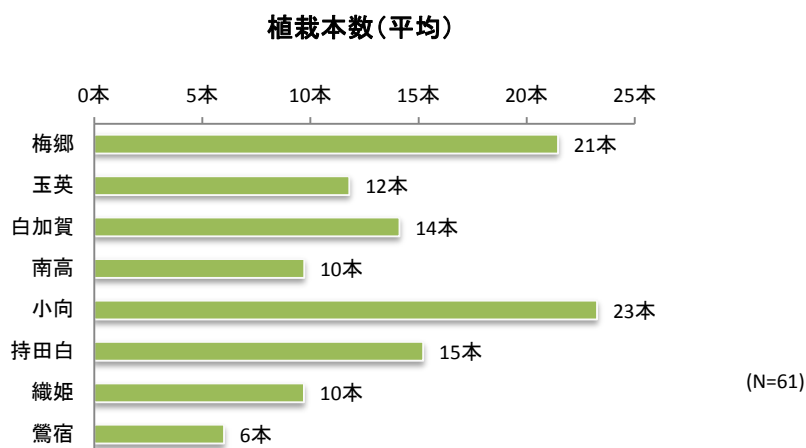
・市による梅樹の栽培支援を「要望しない」理由として、「高齢のため」「維持管理が大変・できない」「PPVの根絶が先になりそう」といった回答がみられる。

※問 16 で「要望する」と回答した場合

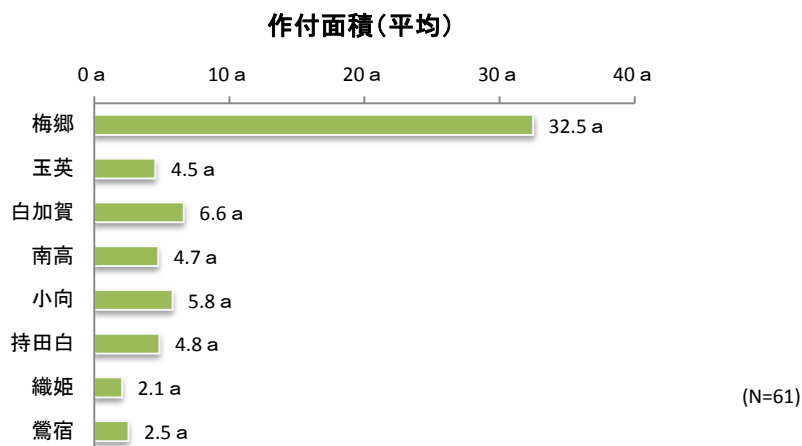
問 18 ご自分の生産園地では、どのような品種を植えていきたいとお考えですか？



・市による梅樹の栽培支援を「要望する」と回答した人は、自分の生産園地で植えていきたい品種として、「梅郷」が最も多く、次いで「玉英」「白加賀」「南高」などが多い。



・植栽本数(1戸当りの平均)は、「梅郷」「小向」が20本程度とやや多い。



・作付面積(1戸当りの平均)は、「梅郷」が約30aと最も多い。

【行政の施策について】

問 19 梅は青梅の観光の重要な資源ですが、梅樹の伐採処分後の青梅市の観光施策について御意見、御希望等ありましたらお聞かせください。（ご自由にお書きください）

「梅の里の再生」を希望する主な意見 . . .

- ・梅の里としてなんとしても早急に再生していただきたい。梅がなくなったら致命的だと考えます。
- ・市の名の通り青い梅が出来る市であって欲しい。
- ・時間がかかっても青梅の梅は守る必要があると思います。
- ・梅商品で商売している者としては、1日でも早く梅を植え、風評被害から脱する政策をとって欲しい。
- ・日本一の観梅の景観をもたらした地域だから、その景観を絶やさないう、財力・人力を使って守って欲しい。そのため、市・地域が一体となって再生に取り組んで欲しい。

「梅の公園の存続・拡大」を希望する主な意見 . . .

- ・青梅イコール梅の里というイメージが強く、梅の公園は観光資源として欠くことの出来ない場所です。梅木の伐採処分後なるべく早く再生することを願っています。
- ・梅の公園を日本一の公園となるよう今まで以上に整備していく必要がある。このためには苗木の確保だけでなく、ある程度樹齢が15年以上の梅木を確保する必要があると考えられる。
- ・梅の公園を拡大する。竹林寺南の山まで。

「農家・民家の梅樹支援」を希望する主な意見 . . .

- ・吉野梅郷が梅の里として高い評価を得ているのは、公園と農地・民地が一体として梅の里を構成し、広く散策できるからである。単に梅の公園を守るだけでなく、周辺の土地に早期に梅が植えられるよう努めるのが観光にも最も重要なことと考える。
- ・地域の梅の歴史、文化を次の世代に引き継ぐ為に今後も梅の木が植えられるよう公園、農地、各家庭への支援をお願いします。
- ・梅郷に限らず、青梅市すべての家に最低でも1～2本の梅があるのが理想。新築・転入してくる家庭に梅樹1本につき例えば5千円支給する案はいかがか。どの家にも梅があつてこそ青梅だと思う。

「花木や草花の植栽」を希望する主な意見 . . .

- ・梅の公園については梅以外の花木をも植え、年間を通して散策できる公園にして欲しい。
- ・梅だけに頼らず伐採処分後は桜やアジサイ等植えてはどうかと思います。
- ・サクラの木を植え、桜の里とし、梅と桜の両方が楽しめる観光地としたら良いと思う。
- ・広い場所が空くと思われます。関係者の方々と話し合い、一定地域ごとに草花(例えば球根類等)を植え観光客を受け入れる。そして後で梅園が作りやすい様に考えながらつくる。
- ・四季を通じて青梅を観光地として確立するためにも、梅の他、桃・桜などの花樹の小公園、地域園地、更に歴史ある資源との結びつきによる名実共の青梅をつくるべきだ。

その他の意見 . . .

- ・ゼロからの再スタートのつもりでしっかりと計画を策定し取り組んで欲しい。その際には公的負担ももちろんだが、関係者のある程度の負担はやむをえない。
- ・どの地域の梅林を保護し、再生・管理していくか、明確にして取り組むべきだと思う。青梅市全域では、行政の負担が過大になり、実現不可能ではないか。
- ・青梅全体でこれに対策する方向で取り組んで欲しい。市、地域、個人が今後のあつて欲しい姿を考え、将来像を明確化し、以前にも増して青梅の梅がアピール出来るようになって欲しい。(*)
- ・青梅各地区に観光に適するエリアが点在しているが、流れがないように思う。各地区をつなぐ交通手段を設けるなどすれば更に活性化するのではないか。また、多数の芸術家が住んでいるとも聞いている。その方々の協力を得たイベントを催し、新たな展開を図ってみるのも良いのでは。

(*) P P V感染樹を所有していない(または感染不明の)回答者の意見

問 20 P P V対策について、国、都および市に対して要望等がありましたらお聞かせください。（ご自由にお書きください）

「早期の対策」を要望する主な意見 . . .

- ・ P P Vが騒がれてから3年以上経ちますが、その間どんどん感染が広がり我家の樹園はほとんどが枯れていく状態です。もっと早い措置が出来てきたらと思います。
- ・ P P Vが発生してから対策が遅いし情報も遅いと思う。このようなやり方ではP P Vは根絶できないと思う。対応が遅すぎる！
- ・ 国と都の対応の遅さが目立つ、市の対応には限度があるが、国と都への政治的な働きかけが足りないのではないか！！
- ・ 伐採処分後なるべく早くP P V防除区域の指定が解除されるようお願いしたい。
- ・ この機会に本腰を入れて早く手を打つべき。商業者、観光協会の人達との意見をまとめ、青梅市の活性化を図るべきと思う。

「P P Vの徹底駆除・防除」を要望する主な意見 . . .

- ・ 残っている梅の木を完全チェックを望みます。1本でもP P V感染樹があると何のために伐採処分したか無意味。
- ・ 伐採処分は一気にやるべきと思います(だらだらやっていると感染樹が無くならない)。
- ・ 1年でも早く梅の里を再生するには、今の防除方法ではこの地区からP P V防除は出来ないと思います。市や一般の方々に協力をお願いし、なるべく梅の木を取り除きウィルスを絶滅させて欲しい。
- ・ 公園や庭の梅樹も、梅樹園地（生産園地）同様の扱いをしてもらい、早期の終息をお願いしたい。防除指定期間が延びれば、解除後販売しても客離れが生じて販売どころではないと思う。

「補償・支援」を要望する主な意見 . . .

- ・ P P V対策について補償の金額がまばらな事について、非常に憤りを思っています。少ない梅を生産している農家について、このような補償の金額は気に入りません。
- ・ 感染樹の補償金を非課税としていただきたい。生産緑地に対する課税は防除指定期間解除後、梅木を植えることを前提条件に梅木を植えることが出来るようになるまでの間も従来通りの課税としていただきたい。梅木の植栽に必要な経費は是非補助していただきたい。
- ・ 梅で食べている人、営業での収入を失う種類の職種への人への補償を是非お願いします。

「情報公開」を要望する主な意見 . . .

- ・ P P Vの影響とその病害について、あまりにも知られていない。中途半端な情報が随分あった。
- ・ 感染木の淘汰が早く行わないと梅の木がなくなる懸念がする。処理の仕方や対策を早く住民に知らせてもらいたい。
- ・ 現在実施されている対策は防除できる前提で実施されていると推察します。成功事例を周知すべきだと思います。（*）

「P P Vの研究・予防」を要望する主な意見 . . .

- ・ 再びP P Vに感染しない為にどうしたらよいか、原因と対策を究明して欲しい。
- ・ P P Vに効く薬剤の開発か、耐性のある樹種の品種開発の研究に力を入れて欲しい。

その他の意見 . . .

- ・ 定期的な抽出検査を実施する。定期的な専門家による目視の検査を実施する。
- ・ 個人では消毒が出来ませんので国・都・市で行ってくだされば幸いです。
- ・ P P Vの対策に対して、組織体制、責任体制、とりまとめ等はどのようになっているのか不明確。
- ・ 今後の対応を不公平がないようにしっかりして欲しい。

（*）P P V感染樹を所有していない（または感染不明の）回答者の意見

【自由意見】

P P V対策に対するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

「P P V被害に関する不安・悩み」を訴える主な意見 . . .

- ・ 老齢のため今後の植栽、管理などに不安があり、後継者も期待できない。感染樹を伐採されれば将来にわたって十分な梅木の維持は不可能と思われる。伐採以外の方法が考えられないものか？
- ・ 次第に生産、販売が落ち込んできている矢先の出来事でした。兼業農家がほとんどで、何の対策もしなければこれを契機に梅栽培から手を引く人が続出するものと思われます。出来るだけ残しておきたいと考えますが、年齢、体力が許すものか不安です。
- ・ 観梅客に対し飲食提供の家業をここ数年やっています。将来的に常時営業の計画でいましたが、梅が切られてしまったことで計画は延ばさざるを得なくなりました。将来設計がみえてきません。

「梅の里の再生」を希望する主な意見 . . .

- ・ 青梅から梅をとったら絶望的だという危機感を持って、何とか再生に取り組んで下さい。
- ・ 再生の事を考えると次の世代達が本気でやらないと青梅市から梅の木が無くなることも！どうかかして若い世代にこの危機を知ってもらい、いつかまた今と同じ様な青梅を取り戻したいです。

「早期の対策」を要望する主な意見 . . .

- ・ 防除指定期間の生産緑地として他の作物を栽培することは考えられない。梅の植栽の準備地として管理していきたいので、P P Vの早期解除に最善を尽くして欲しい。
- ・ 牛の口蹄疫、鶏インフルエンザのように早く処置しないと蔓延の防止は出来ないと思う。感染地域が広いので早く手を打ってほしい。

「防除対策への不満・要望」に関する主な意見 . . .

- ・ 我が家の梅の木は感染しているのかわかりません。きちんと調査して結果を所有者に知らせているのか？一本でも感染樹があったらいけないと聞いたのですがその様な形でもいいのでしょうか。(*)
- ・ 3年間を過ぎれば本当に梅木を植えることが出来るのか。万一平成28年には植栽出来ないとしたら、どのような理由なのか明確にしていきたい。
- ・ 園地と公園（庭木）で対策に差があることには、多くの人が理解できない。全体の早期対策と再生を行うには、この見直し検討が必要なのは。
- ・ 街路樹は全て伐採して欲しい。農地内の樹を切り倒す前に公が保有する樹を伐採する方が先ではないかと思うのだが、いかがか。

「補償・支援」を要望する主な意見 . . .

- ・ 早急に実施できるよう支援補償を充実した政策を行っていただきたく思います。
- ・ 梅木をつくっていた所を畑に耕作し野菜を作るには相当手間がかかり、生産緑地として維持することを考えると、他の果樹等を植えるようになってしまうかもしれない。梅木を植える予定地は畑の管理を特例にして欲しい。

「情報公開・再生ビジョン」を要望する主な意見 . . .

- ・ 実質どの程度どのような範囲で広がっているのか、その対策と処理、防除等を広報してほしい。(*)
- ・ 情報が不足、情報がバラバラ。当アンケートに当たり情報不足の上で実施するのはどうなのか？感染・伐採状態？今後の見通しの状況は？「防除指定期間」がどのくらいになりそうなのか？「防除指定期間」の間、いつまでの除草等の管理をしておけば生産緑地での問題ないのか？
- ・ 観光資源として梅林を維持するには、伐採に合わせた再植栽の手順を明確にしておく必要があると思います。そうしないと、高齢者が多いので、宅地化や他の果樹に代わってしまい、梅の里としての地域が維持できなくなる可能性が大きい。

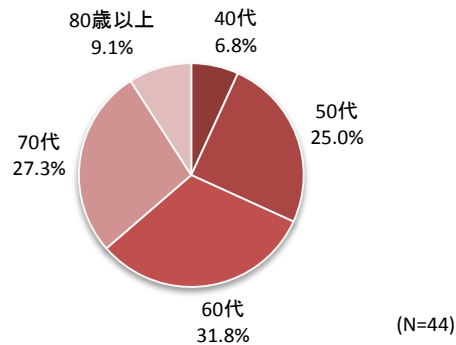
(*) P P V感染樹を所有していない（または感染不明の）回答者の意見

梅の里再生に関するアンケート調査（観光・商業者用） 調査結果概要

調査実施時期 : 平成 23 (2011) 年 12 月 7 日～平成 24 (2012) 年 1 月初旬
調査対象 : 吉野梅郷商店会会員または吉野梅郷観光協会会員 76 事業者
調査方法 : 郵送で調査票を配布し、郵送または訪問により回収
回収結果 : 46 サンプル (回収率 60.5%)

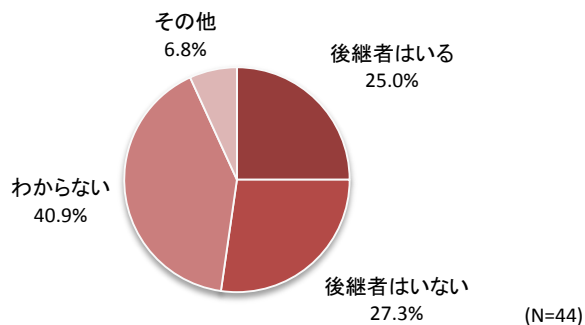
【基本事項】

F 1 あなたの年齢は。(1つに○印)



・回答者の年齢は、40～50代、60代、70代以上がそれぞれ約3分の1ずつを占める。

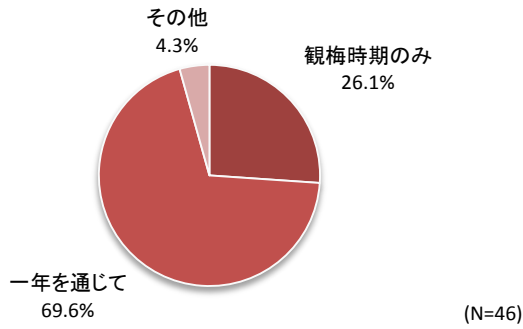
F 2 現在のご商売の後継者はいますか？(1つに○印)



・商売の後継者については「わからない」とする事業者が約4割と多い。残りは「後継者はいる」事業者、「後継者はいない」事業者がほぼ同数となっている。

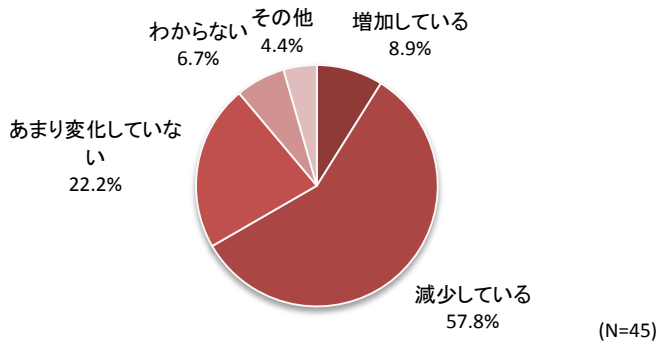
【ご自身が経営されている店舗・観梅園・その他施設（展示施設、駐車場等）の営業状況について】

問1 現在のご商売は、どのような期間に営業されていますか？（○印は1つ）



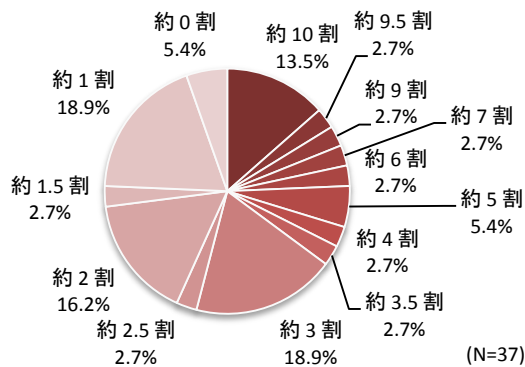
・約7割が通年営業を行っている。約3割は観梅時期のみ営業しており、業種は観梅園、駐車場、店舗などである。

問2 ここ10年間の梅まつりの公園入園者数は11~12万人で横這い傾向にありますが、ご自身の店舗等では、「観梅時期」の来店者数は、近年はどのように変化していますか？（○印は1つ）



・近年の観梅時期の来店者数は、約6割で減少傾向にある。増加しているのは1割程度である。

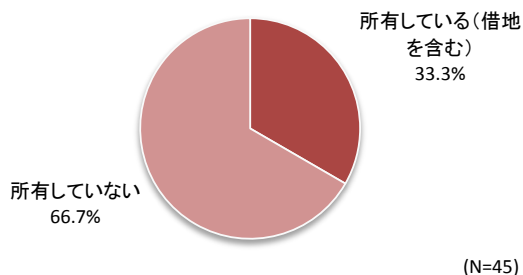
問3 例年の「観梅時期」の売上額は、年間の総売上額のおおよそ何割になりますか？



・例年の観梅時期の売上額が年間売上額に占める割合は、平均3.9割である。通年営業の店舗等でも観梅時期に売上が集中しているとみられる。

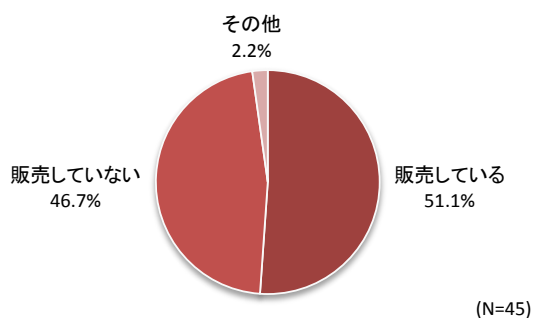
【梅関連商品の有無について】

問4 梅の生産園地を所有していますか？（○印は1つ）



- 梅の生産園地を所有している（借地を含む）のは、観梅園、店舗等、約3割である。

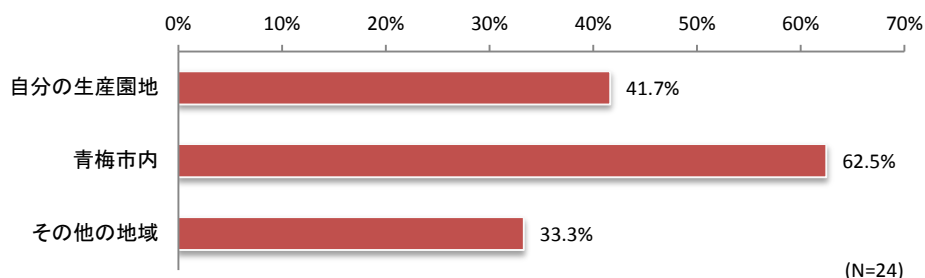
問5 ご商売で、梅を使った商品を販売していますか？（○印は1つ）



- 梅を使った商品を販売しているのは、店舗、観梅園、J A、美術館等、約半数である。

※問5で「販売している」と回答した場合

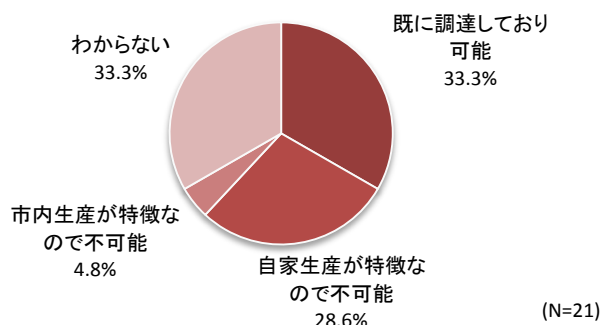
問6 梅または梅製品はどちらの生産地から仕入れていますか？（○印はいくつでも）



- 梅を使った商品を販売している事業者のうち、約4割が自分の生産園地、約6割が青梅市内から梅・梅製品を仕入れており、合わせて9割以上となる。

※問6で「自分の生産園地」または「青梅市内」と回答した場合

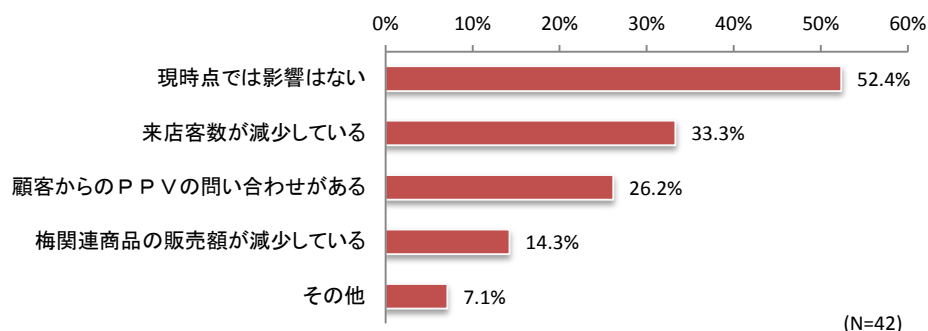
問7 P P Vの影響で青梅市の梅が使えなくなった場合、他の地域から梅を調達して営業することは可能ですか？（○印は1つ）



- 自分の生産園地または青梅市内から梅・梅製品を仕入れている事業者のうち、約3割は「自家生産が特徴なので他の地域から調達して営業することは不可能」と回答している。

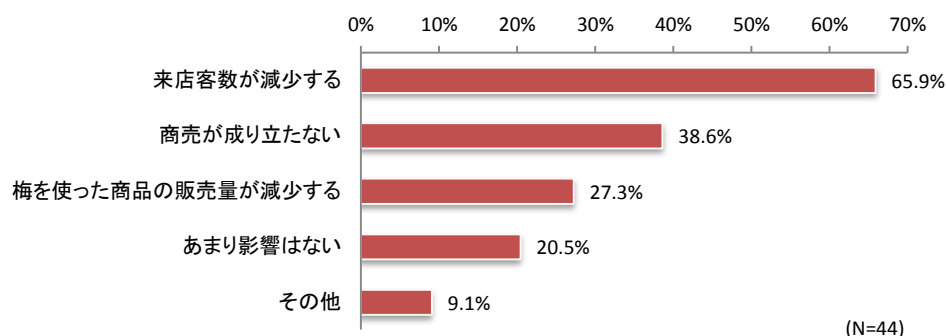
【P P Vの影響について】

問 8 ご商売で、P P Vの影響は現時点で出ていますか？（○印はいくつでも）



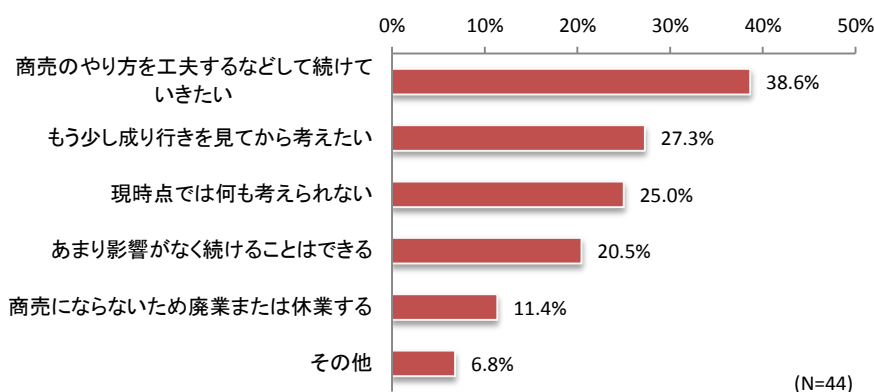
・現時点でP P Vの影響が商売に出ている事業者は半数近くあり、具体的には「来店客数の減少」や「顧客からの問い合わせ」が多い。

問 9 P P Vによって、梅郷地区の梅の木が全て伐採された場合、ご商売ではどのような影響があるとお考えですか？（○印はいくつでも）



・梅郷地区の梅樹が全て伐採された場合、予測される商売への影響として「来店客数の減少」「商売が成り立たない」などが多い。

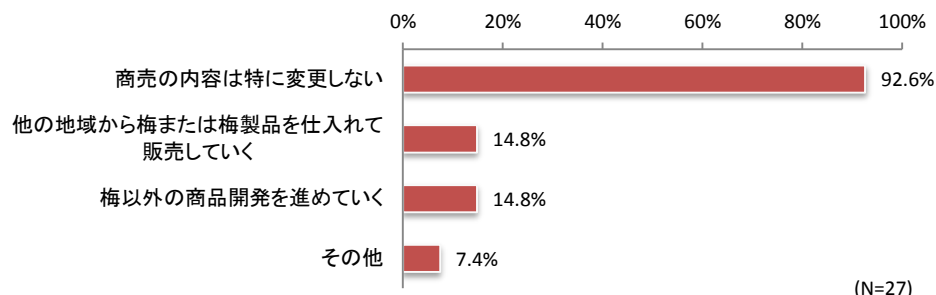
問 10 P P Vによって、梅郷地区の梅の木が全て伐採された状態が3年間続いた場合、ご商売は続けられるとお考えですか？（○印はいくつでも）



・3年間伐採された状態が続いた場合、約4割は「工夫して商売を続けたい」としている。
・「成り行きを見て考えたい」または「現時点では考えられない」という様子見の回答は約半数にのぼる。

※問 10 で「あまり影響がなく続けることはできる」「商売のやり方を工夫するなどして続けていきたい」と回答した場合

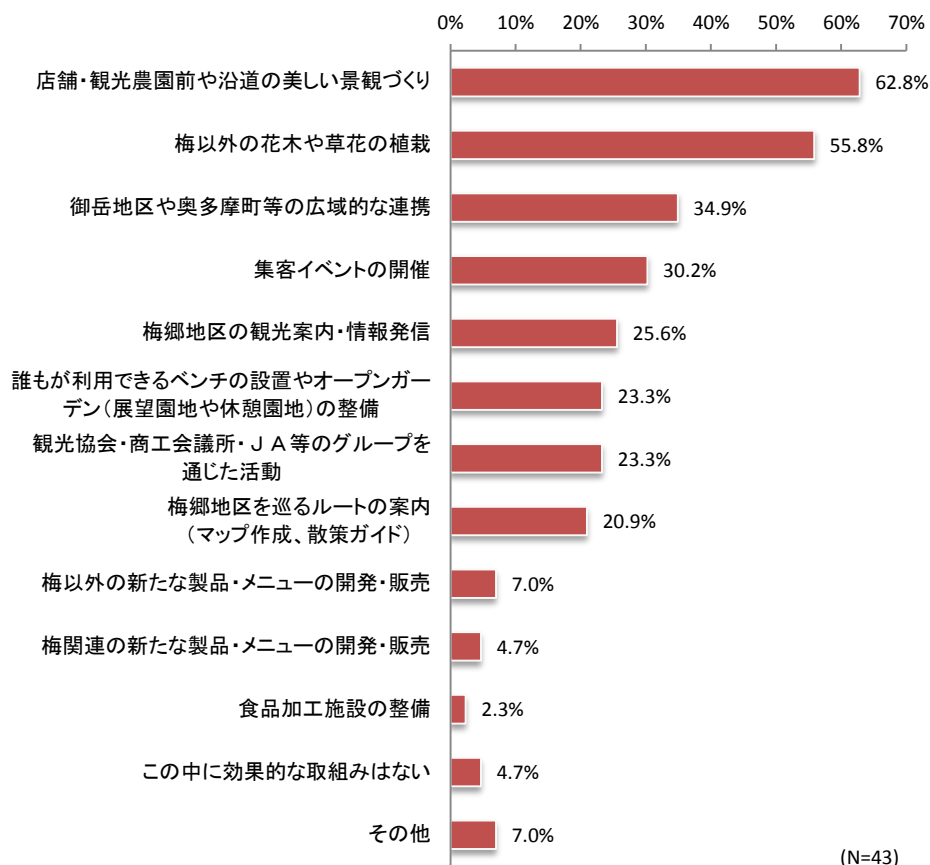
問 11 P P V対策として、ご商売の内容を変更していくお考えはありますか？（○印はいくつでも）



・商売を続ける意向をもつ事業者のほとんどは、商売の内容を特に変更する考えはない。

【梅郷地区の観光・商業振興に関する取組みについて】

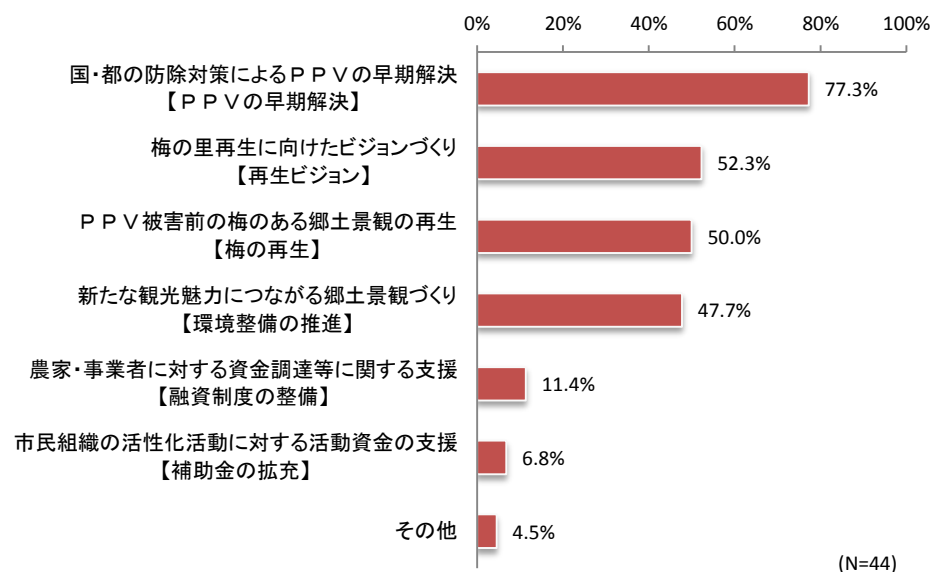
問 12 梅郷地区の観光・商業振興に向けて、これまで以下のような取組みが検討・実施されてきましたが、このなかでP P V被害から再生を図るため効果があると思われる取組みはありますか？（○印は3つまで）



・ P P V被害からの再生を図るための取組みとして、「店舗前や沿道の美しい景観づくり」や「梅以外の花の植栽」が多く挙げられている。梅樹の伐採により損なわれる景観面での魅力を回復・向上させることが第一に考えられている。

・ その他に効果的と思われる取組みとして、「広域連携」、「集客イベント」、「情報発信」、「散策環境の整備」等が挙げられた。

問 13 梅郷地区の観光・商業振興に向けて、国、都、市に実施してもらいたい方策として、特に期待していることはどのようなことですか？（○印は3つまで）



・ 行政に期待する方策として、「P P Vの早期解決」が最も多く、次いで「再生ビジョン」、「梅の再生」、「環境整備の推進」が多く挙げられている。P P V対策と並行して、再生ビジョンに基づく郷土景観の再生・創出を期待する声が多いといえる。

【自由意見】

梅の里再生計画に対するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

「梅の再生」に関する主な意見 . . .

- ・梅の木を全部切ってしまったら、梅の時期の営業はできません。年間通して営業できる方向を思案中ですが、やはり、梅林は梅郷の特徴なのでなんとか守りたい。もっと正確な情報を知りたいが、あまりに情報が少ないと思います。
- ・この地域は梅以外の観光を考えてもうまくいかないと感じます。梅の公園を中心に地域に広がる梅園を再生することこそが観光の発展、地域の特徴につながると思っております。
- ・いろいろな再生計画が出るとは思いますが、青梅市の観光予算全てを3～4年梅の木の再生に充てるのが良いのではないかと思います。
- ・梅郷地区で作出された梅の種の保存と由緒ある名木の保護をしていただきたい。
- ・当地域は、戦後いろいろな果樹を植生産もしたが、適しているものは梅しかない。今後梅の品種を統一し、他の産地に負けない梅の生産を行い、市場出荷および特産品に力を入れ、今まで以上に観光地として充実することです。
- ・現在のPPVの防除では完全な消滅は不可能と思います。梅の里再生計画を立てるには①完全なPPV消滅は不可能であるため、そこそこ処分できたところで国の終息宣言を出していただくこと②PPVの駆除・発生防止の薬剤を開発していただくこと が必要であると思います。

「観光・商業振興」に関する主な意見 . . .

- ・①電線や電柱の地中化を最優先で。②梅郷地区の観光客が歩く道の舗装③きめ細かい道標を立てる。安っぽいものでなく。④石碑等への解説板を設置する。⑤梅郷地区の案内地図板を設置。⑥菅原神社周辺の道の整備（けが人が出る）。⑦露天商への対応。⑧梅まつり時、道路沿い梅の枝にとりつける提灯は不要と思う。かえって目障りである。
- ・梅の里としては梅の公園を残すことは当然ですが、古木・名木・梅林の主たるものはできるだけそのままに、梅関連だけでなく青梅・奥多摩全体を見据えた中で考えることがよいと思う。「原点回帰」また来て楽しむ、また来て楽しみたい、1日ゆっくり楽しめるところ。例：①アウトドア ②本物の味 ③芸術家グループ制作・発表・展示 ④自分で体験する
- ・観梅のシーズン（特に3月）以外の季節にも集客できる観光事業、観光地の特徴が必要と思います。

「早期の対策」に関する主な意見 . . .

- ・PPVの被害・風評被害の影響は多大です。これまでの青梅市の対応の遅れに怒りを感じます。青梅市の早急の救済を強く望みます。
- ・PPVは国の問題と思いますが、今までの歴史的状況を考え、青梅市という名の由来も考慮し、早期解決するようにしてもらいたい。

「支援の要望」に関する主な意見 . . .

- ・日本一とも言われる梅の里ですので、国・都・市では再生にあたっては多くの予算が必要と思われます。50億～100億規模の予算を希望します。

「計画の進め方」に関する主な意見 . . .

- ・梅の再生計画を考えるには、何年までにPPVは終息するので、その後の再生をどのように考えるのかというアンケートをとることではないのか。終息時期が5年先なのか10年先なのか明確にされていない現時点では回答するにも無理がある。
- ・梅の里再生プランニングができあがったら、予算を国・都・市に手当てし確実に実施するための施策まで青梅市環境経済部が中心になって推進することを希望する。梅の里再生計画の事業には知識・経験があり、比較的将来を見通しできる若い人々を望みたい。

■配布したアンケート票

梅の里再生に関するアンケート調査 ご協力をお願い（農業者用）

皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、青梅市では、ウメ輪紋ウィルス（プラムポックスウィルス、以下「PPV」といいます。）による被害に対応するとともに、感染樹所有者の皆様の意向を踏まえた「梅の里再生計画」を検討するためアンケート調査を実施いたします。

この調査用紙は、市内に1,000㎡以上の農地を所有している方を対象に発送しています。

また、アンケートは、PPVの感染が確認された梅樹を所有されている方を対象として行うもので、感染した梅樹を所有されていない方は回答いただく必要がありませんのでご注意ください。

なお、PPVに感染した梅樹は、今後、伐採・抜根し処分することになりますが、感染樹が確認された地区（字単位）は、現在、防除地域に指定されており、**新たな梅樹の植栽**については、伐採後少なくとも**3年間は自粛する必要があります。**

アンケートは、PPVによって梅樹を処分した後のご意向を伺う内容となっており、この調査結果は、「こういう回答が何%」という形で統計処理をいたしますので、個人のお名前などが公表されることは一切ありません。

ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

平成24年1月

青梅市長 竹内俊夫

<調査に関する問い合わせ先>

1. 株式会社ラック計画研究所 担当 おおきこ こやま 大迫、小山

〒167-0043 東京都杉並区上荻1-24-4 プリンスマンション703

電話番号 03-3391-8524 【直通】

2. 青梅市 環境経済部

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 電話番号 0428-22-1111（代）

農林課 担当 富田・小峰 内線2397

商工観光課 担当 篠田・上野 内線2343

※ 提出方法・注意事項等につきましては、裏面を参照してください。

提出期限：1月30日（月）までに提出願います。

◎ 提出にあたってのお願い

この調査票の提出につきましては、返信用の封筒に回答済みの調査票を封入していただき、郵便ポストにご投函いただくか、最寄りの市民センター、もしくは商工観光課窓口にご提出ください。

◎ ご記入にあたってのお願い、および注意点

- ◇ 濃いえんぴつ、ボールペンまたは万年筆でご記入ください。
- ◇ お答えは、あてはまる回答の番号に○を付けてください。なお、複数回答もございますので、○は（ ）の中に指定した個数まで付けてください。
- ◇ お答えの中で「その他」を選んだときは、その内容をできるだけ具体的に（ ）の中にご記入ください。
- ◇ 問1から順番に回答してください。問〇〇へという指示がない限りは、番号順に回答してください。

梅の里再生に関するアンケート調査 ご協力のお願い（一般・農業者用）

皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、青梅市では、ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス、以下「PPV」といいます。）による被害に対応するとともに、感染樹所有者の皆様の意向を踏まえた「梅の里再生計画」を検討するためアンケート調査を実施いたします。

この調査用紙は、梅郷地区にお住まいの方を対象に配布しております。

アンケートについては、PPVの感染が確認された梅樹を所有されている方を対象として行うもので、**感染した梅樹を所有されていない方は回答いただく必要がありませんのでご注意願います。**

また、**農地所有者（1,000㎡以上）の方で、郵送で調査用紙が届いた方につきましては、どちらか一方のみに回答の上、提出してください。**

なお、PPVに感染した梅樹は、今後、伐採・抜根し処分することになりますが、感染樹が確認された地区（字単位）は、現在、防除地域に指定されており、**新たな梅樹の植栽**については、伐採後少なくとも**3年間は自粛する必要があります。**

アンケートは、PPVによって梅樹を処分した後のご意向を伺う内容となっており、この調査結果は、「こういう回答が何%」という形で統計処理をいたしますので、個人のお名前などが公表されることは一切ありません。

ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成24年1月

青梅市長 竹内俊夫

<調査に関する問い合わせ先>

1. 株式会社ラック計画研究所 担当 おおきこ こやま 大迫、小山

〒167-0043 東京都杉並区上荻1-24-4 プリンスマンション703

電話番号 03-3391-8524 【直通】

2. 青梅市 環境経済部

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 電話番号 0428-22-1111（代）

農林課 担当 富田・小峰 内線2397

商工観光課 担当 篠田・上野 内線2343

※ 提出方法・注意事項等につきましては、裏面を参照してください。

提出期限：1月30日（月）までに提出願います。

◎ 提出にあたってのお願い

この調査票の提出につきましては、返信用の封筒に回答済みの調査票を封入していただき、郵便ポストにご投函いただくか、最寄りの市民センター、もしくは商工観光課窓口にご提出ください。

◎ ご記入にあたってのお願い、および注意点

- ◇ 濃いえんぴつ、ボールペンまたは万年筆でご記入ください。
- ◇ お答えは、あてはまる回答の番号に○を付けてください。なお、複数回答もございますので、○は（ ）の中に指定した個数まで付けてください。
- ◇ お答えの中で「その他」を選んだときは、その内容をできるだけ具体的に（ ）の中にご記入ください。
- ◇ 問1から順番に回答してください。問〇〇へという指示がない限りは、番号順に回答してください。

梅の里再生に関するアンケート調査

青梅市では、PPVによって梅樹が処分された後、PPV防除区域の指定解除後すぐに梅樹を植えることができるように、「再度梅樹を植栽される方」を対象に支援や補助を行うことを検討しています。なお、このアンケート調査において、支援等の記載がありますが、具体的な支援等を約束するものではありません。

【梅樹の所有状況について】

問1 あなたはPPVに感染している梅樹を所有していますか。(○印は1つ)

- 1 所有している →(問2へ)
 2 所有していない
 →(今回の調査対象ではありません。ご協力ありがとうございました。)

問2 あなたが所有する感染樹のある地域はどちらですか。(○印はいくつでも)

- 1 梅郷地域(畑中～柚木町) →(問3へ)
 2 その他の地域(感染する梅樹が農地に植栽されている) →(問3へ)
 3 その他の地域(感染する梅樹が庭木として植栽されている)
 →(3のみに該当する方は今回の調査対象ではありません。ご協力ありがとうございました。)

問3 PPV感染に伴い処分対象およびそのおそれがある梅樹は、農業生産用(実を出荷・加工し、収入を得ている梅樹)ですか、自家消費用ですか、それとも観賞用ですか?(○印はいくつでも)

- 1 農業生産用(生産緑地) →(問4へ) 5 自家消費用(庭への植栽)
 2 農業生産用(生産緑地以外) →(問4へ) →(5および6のみに該当する方は問12へ)
 3 自家消費用(生産緑地) →(問4へ) 6 観賞用
 4 自家消費用(生産緑地以外の畑) →(問4へ) →(5および6のみに該当する方は問12へ)

【農業生産用および自家消費用の梅樹について】

問4 伐採措置されると、最低3年間は梅樹の植栽を自粛する必要があります(以下「防除指定期間」といいます。)。再度梅樹を植えるまでの間に、どのような作物を栽培したら良いかの相談を希望しますか?(○印は1つ)

- 1 希望する 3 わからない
 2 希望しない

問5 「防除指定期間」の間、どのように樹園地を維持管理されますか？（○印はいくつでも）

1 畑作として耕作する →(問7へ)
2 梅以外の果樹等を作付けする →(問6へ)
3 作付けはしないが除草等の管理を行う →(問7へ)
4 決めていない →(問7へ)
5 宅地にする →(問7へ)
(※ 問3で「1および3（生産緑地）」と答えた方は選択できません)
6 その他 →(問7へ)
(具体的に.....)

問6 梅以外にどのような種類の果樹を植えるお考えですか？その理由もお聞かせください。

具体的な樹種 (.....)
その理由 (.....)

問7 防除地域の指定が解除された後、再び梅樹を植えるお考えはありますか？（○印は1つ）

1 梅樹を植えていきたい →(問8へ)	4 その他 →(問9へ)
2 梅樹を植える考えはない →(問9へ)	(具体的に.....)
3 わからない →(問9へ))

問8 再び「梅樹を植えていきたい」とお考えの理由をお聞かせください？（○印はいくつでも）

1 これまで通りの生活に戻したい	5 地域の梅の文化を守りたい
2 これから新しいことはできない	6 観梅客の賑わいを取り戻したい
3 管理に手間がかからない	7 その他
4 ノウハウが既にあり活かせる	(具体的に.....)

→(問10へ)

問9 支援があった場合は、梅樹を植えたいと思いますか？（○印は1つ）

1 支援や補助の内容によっては梅樹を植える (どのような内容を望みますか 具体的に.....)
2 支援や補助があっても梅樹は植えない
3 わからない

問 10 青梅市内に再び梅樹を植えていく場合、市全体ではどのように植えていくべきとお考えですか？（○印は1つ）

1	これまで通り所有者が自由に決め、多様な品種を植えていく →(問12へ)
2	観梅や生産に向けた品種を地域で決め、特定の品種を増やしていく →(問11へ)
3	わからない →(問12へ)
4	その他 →(問12へ) (具体的に.....)

問 11 青梅市では、どのような品種を増やせば良いとお考えですか？ご自由にお書きください。

【参考】 鶯宿・玉英・白加賀・南高・梅郷・織姫・甲州（回答例：観梅は●●、生産は■■）

【自家消費用および観賞用の梅樹について】

以下の問 12 から問 15 までは、問 2 で「5 自家消費用（庭への植栽）」および「6 観賞用」と回答した方のみお答えください。（それ以外の方は問 16 にお進みください）

問 12 伐採措置されると、最低3年間は梅樹の植栽を自粛する必要があります（以下「防除指定期間」といいます。）。伐採処分後、どのような樹木を植えるお考えですか？（○印は1つ）

1	再び梅樹を植える →(問13へ)	3	新たに樹木を植える考えはない →(問15へ)
2	他の樹木を植える →(問14へ)	4	わからない →(問16へ)

問 13 再び梅樹を植えるとお考えの理由と、その品種をそれぞれお聞かせください。

【理由】 （○印はいくつでも）	【品種】 （○印はいくつでも）
1 梅の花が好きだから	1 白梅
2 青梅市を代表する花だから	2 紅梅
3 管理に手間がかからない	3 しだれ梅
4 その他	4 その他・
具体的に.....	具体的な品種があればお書きください
.....
.....

→(問 16 へ)

問 14 梅樹以外の樹木は、どのような樹種をお考えですか？その理由もお聞かせください。また、支援や補助制度があれば梅樹を植えたいと思いますか。

梅樹以外の具体的な樹種 (.....) その理由 (.....)	【梅樹支援に対するお考え】 (○印は1つ) 1 支援や補助があれば梅樹を植える 2 支援や補助があっても梅樹は植えない 3 わからない
---	---

→(問 16 へ)

問 15 新たに樹木を植えない理由もお聞かせください。また、支援や補助制度があれば梅樹を植えたいと思いますか。

【植えない理由】 (ご自由にお書きください)	【梅樹支援に対するお考え】 (○印は1つ) 1 支援や補助があれば梅樹を植える 2 支援や補助があっても梅樹は植えない 3 わからない
-------------------------------	---

【梅樹の栽培支援について】

以下の問 16 から問 18 までは、問 2 で「1 農業生産用 (生産緑地)」、「2 農業生産用 (生産緑地以外)」、「3 自家消費用 (生産緑地)」および「4 自家消費用 (生産緑地以外の畑)」と回答した方のみお答えください。

(それ以外の方は問 19 にお進みください)

問 16 市では、再度梅樹を植栽される方を対象に、PPV防除区域の指定解除後にすぐに梅樹を植えることができるような対応を考えております。事前に、防除地域以外で希望する梅樹を栽培しておく対応を望みますか？ (○印は1つ)

1 要望する →(問18へ)	3 わからない →(問19へ)
2 要望しない →(問17へ)	

問 17 梅樹の栽培支援を要望しない理由をお聞かせください。(ご自由にお書きください)

(問 16 で「1 要望する」と回答した方のみお答えください。)

問 18 ご自分の生産園地では、どのような品種を植えていきたいとお考えですか？該当する部分に数字をお書きください。

品種名	植栽本数	作付面積	品種名	植栽本数	作付面積
鶯 宿	本	a	織 姫	本	a
玉 英	本	a	持 田 白	本	a
白 加 賀	本	a	小 向	本	a
南 高	本	a	()	本	a
梅 郷	本	a	()	本	a

※ ここに表示されていない品種を考えている方は、() 内に品種名を御記入ください。未定の場合は未記入で、本数、面積のみ御記入願います。

※ この質問は、市が検討している梅樹の栽培支援の参考としてお伺いするものであり、ご回答いただいた数字で支援等をお約束するものではありません。

【行政の施策について】

問 19 梅は青梅の観光の重要な資源ですが、梅樹の伐採処分後の青梅市の観光施策について御意見、御希望等ありましたらお聞かせください。(ご自由にお書きください)

問 20 P P V対策について、国、都および市に対して要望等がありましたらお聞かせください。(ご自由にお書きください)

【基本事項】

F 1 あなたの年齢は。(1つに○印)

1 10代	3 30代	5 50代	7 70代
2 20代	4 40代	6 60代	8 80歳以上

F 2 住所・お名前・電話番号をお伺いします。

住 所 :
氏 名 :
電話番号 :

※今回収集した個人情報については、青梅市個人情報保護条例にもとづき適正に取り扱います。
また、御回答いただいた内容について、市から確認させていただく場合があります。
なお、本アンケートの結果は、集計して、個人が特定されない方法で公表することがあります。

【自由意見】

P P V対策に対するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

以上でアンケートは終わりです。
ご協力いただき、ありがとうございました。

梅の里再生に関するアンケート調査

ご協力をお願い（観光・商業者用）

皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、青梅市では、ウメ輪紋ウィルス（プラムポックスウィルス、以下「PPV」といいます。）による被害に対応するとともに、地元商業および観光関係者の皆様の意向を踏まえた「梅の里再生計画」を検討するため、梅郷地区において観梅園や飲食店、小売店、駐車場等を経営されている観光・商業の関係者に対して、アンケート調査を実施いたします。

このアンケートは、PPVによる観光・商業事業者への影響を把握するとともに、PPV防除区域解除後における観光振興への取組みに対するご意見を伺う内容となっております。また、調査の結果は、「こういう回答が何%」という形で統計処理をいたしますので、個人のお名前などが公表されることは一切ありません。

ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成23年12月

青梅市長 竹内俊夫

<調査に関する問い合わせ先>

1. 株式会社ラック計画研究所 担当 ^{おおきこ}大迫、^{こやま}小山
〒167-0043 東京都杉並区上荻1-24-4 プリンスマンション703
電話番号 03-3391-8524 【直通】
2. 青梅市 環境経済部 商工観光課 担当 篠田・上野
〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
電話番号 0428-22-1111（代）内線2343

◎ 回収にあたってのお願い

この調査票の回収につきましては、所属している吉野梅郷商店会および吉野梅郷観光協会の関係役員（両方に属している場合は商店会）が12月中に訪問し回収いたしますので、なるべく早めにご記入いただきたくお願いいたします。

◎ ご記入にあたってのお願い、および注意点

- ◇ 濃いえんぴつ、ボールペンまたは万年筆でご記入ください。
- ◇ お答えは、あてはまる回答の番号に○を付けてください。なお、複数回答もございますので、○は（ ）の中に指定した個数まで付けてください。
- ◇ お答えの中で「その他」を選んだときは、その内容をできるだけ具体的に（ ）の中にご記入ください。
- ◇ 問1から順番に回答してください。問〇〇へという指示がない限りは、番号順に回答してください。

梅の里再生に関するアンケート調査

【ご自身が経営されている店舗・観梅園・その他施設（展示施設、駐車場等）の営業状況について】

問1 現在のご商売は、どのような期間に営業されていますか？（○印は1つ）

- | | |
|----------|-------------|
| 1 観梅時期のみ | 3 その他 |
| 2 一年を通じて | (具体的に.....) |

問2 ここ10年間の梅まつりの公園入園者数は11～12万人で横這い傾向にありますが、ご自身の店舗等では、「観梅時期」の来店者数は、近年はどのように変化していますか？（○印は1つ）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1 増加している | 4 わからない |
| 2 減少している | 5 その他 |
| 3 あまり変化していない | (具体的に.....) |

問3 例年の「観梅時期」の売上額は、年間の総売上額のおおよそ何割になりますか？

観梅時期の売上額は年間の約（.....）割 ※1～10の数字をお書き下さい

※平成23年の観梅時期は地震の影響のため、観梅客数が減少しているため、対象から外してください。

【梅関連商品の有無について】

問4 梅の生産園地を所有していますか？（○印は1つ）

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1 所有している（借地を含む） | 3 その他 |
| 2 所有していない | (具体的に.....) |

問5 ご商売で、梅を使った商品を販売していますか？（○印は1つ）

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 販売している → (問6へ) | 3 その他 → (問8へ) |
| 2 販売していない → (問8へ) | (具体的に.....) |

問6 梅または梅製品はどちらの生産地から仕入れていますか？（○印はいくつでも）

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 自分の生産園地 → (問7へ) | 3 その他の地域 → (問8へ) |
| 2 青梅市内 → (問7へ) | (具体的に.....) |

問7 P P Vの影響で青梅市の梅が使えなくなった場合、他の地域から梅を調達して営業することは可能ですか？（○印は1つ）

1 既に調達しており可能	4 わからない
2 自家生産が特徴なので不可能	5 その他
3 市内生産が特徴なので不可能	(具体的に.....)

【P P Vの影響について】

問8 ご商売で、P P Vの影響は現時点で出ていますか？（○印はいくつでも）

1 現時点では影響はない	5 その他
2 顧客からのP P Vの問い合わせがある	(具体的に.....)
3 来店客数が減少している
4 梅関連商品の販売額が減少している)

問9 P P Vによって、梅郷地区の梅の木が全て伐採された場合、ご商売ではどのような影響があるとお考えですか？（○印はいくつでも）

1 来店客数が減少する	5 その他
2 梅を使った商品の販売量が減少する	(具体的に.....)
3 商売が成り立たない
4 あまり影響はない)

問10 P P Vによって、梅郷地区の梅の木が全て伐採された状態が3年間続いた場合、ご商売は続けられるとお考えですか？（○印はいくつでも）

1 あまり影響がなく続けることはできる → (問11へ)
2 商売のやり方を工夫するなどして続けていきたい → (問11へ)
3 商売にならないため廃業または休業する → (問12へ)
4 もう少し成り行きを見てから考えたい → (問12へ)
5 現時点では何も考えられない → (問12へ)
6 その他 (具体的に.....)

問11 P P V対策として、ご商売の内容を変更していくお考えはありますか？（○印はいくつでも）

1 商売の内容は特に変更しない
2 他の地域から梅または梅製品を仕入れて販売していく
3 梅以外の商品開発を進めていく
4 その他 (具体的に.....)

【梅郷地区の観光・商業振興に関する取組みについて】

問 12 梅郷地区の観光・商業振興に向けて、これまで以下のような取組みが検討・実施されてきましたが、このなかでPPV被害から再生を図るため効果があると思われる取組みはありますか？
(○印は3つまで)

<ol style="list-style-type: none">1 店舗・観光農園前や沿道の美しい景観づくり2 誰もが利用できるベンチの設置やオープンガーデン（展望園地や休憩園地）の整備3 梅郷地区を巡るルートの案内（マップ作成、散策ガイド）4 集客イベントの開催5 梅以外の花木や草花の植栽6 観光協会・商工会議所・JA等のグループを通じた活動7 梅郷地区の観光案内・情報発信8 梅関連の新たな製品・メニューの開発・販売9 梅以外の新たな製品・メニューの開発・販売10 食品加工施設の整備11 御岳地区や奥多摩町等の広域的な連携12 この中に効果的な取組みはない13 その他（具体的に.....）

問 13 梅郷地区の観光・商業振興に向けて、国、都、市に実施してもらいたい方策として、特に期待していることはどのようなことですか？（○印は3つまで）

<ol style="list-style-type: none">1 国・都の防除対策によるPPVの早期解決【PPVの早期解決】2 PPV被害前の梅のある郷土景観の再生【梅の再生】3 梅の里再生に向けたビジョンづくり【再生ビジョン】4 新たな観光魅力につながる郷土景観づくり【環境整備の推進】5 農家・事業者に対する資金調達等に関する支援【融資制度の整備】6 市民組織の活性化活動に対する活動資金の支援【補助金の拡充】7 その他 (具体的に.....) <p><上記のご回答内容について具体的なご意見があればご記入ください></p> <p>.....</p>
--

【基本事項】

F 1 あなたの年齢は。(1つに○印)

1 10代	3 30代	5 50代	7 70代
2 20代	4 40代	6 60代	8 80歳以上

F 2 現在のご商売の後継者はいますか？(1つに○印)

1 後継者はいる	3 わからない
2 後継者はいない	4 その他(具体的に.....)

F 3 店舗や観梅園等の住所・名称・電話番号をお伺いします。

住 所 :
名 称 :
電話番号 :

※今回収集した個人情報については、青梅市個人情報保護条例にもとづき適正に取り扱います。
また、御回答いただいた内容について、市から確認させていただく場合があります。
なお、本アンケートの結果は、集計して、個人が特定されない方法で公表することがあります。

【自由意見】

梅の里再生計画に対するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

以上でアンケートは終わりです。
ご協力いただき、ありがとうございました。

■梅の里再生に関するアンケート調査 全ての記述回答一覧

①一般・農業者用

【行政の施策について】

問 19 梅は青梅の観光の重要な資源ですが、梅樹の伐採処分後の青梅市の観光施策について御意見、御希望等ありましたらお聞かせください。(ご自由にお書きください)

梅の里の再生

- ・「梅の郷」として再生を期待します。(梅郷 40代)
- ・梅の里としてなんとしても早急に再生していただきたい。梅がなくなったら致命的だと考えます。(梅郷 40代)
- ・梅を青梅の観光の重要な資源として生かせる方向で減少のないようにお願いしたいと思います。(梅郷 50代)
- ・早く植栽出来るようにしてもらいたい。(梅郷 50代)
- ・早めに元の状態に戻すべき。(梅郷 50代)
- ・このまま3年後また梅を植えると良い。(梅郷 60代)
- ・歴史ある梅林が復活するような取り組みをしてもらいたい。「梅の里」として多くの観光客が訪れるよう再生してもらいたい。(梅郷 60代)
- ・日本一の観梅の景観をもたらした地域だから、その景観を絶やさないう、財力・人力を使って守って欲しい。そのため、地域に具体的な対策を命じ、市・地域が一体となって再生に取り組んで欲しい。(梅郷 60代)
- ・市の名の通り青い梅が出来る市であって欲しい。多少時間がかかっても青梅市の特産物として宣伝し続けていく事が大事と思う。(梅郷 60代)
- ・梅郷という地名の通り、やはり梅があった方がいいのでは…。(梅郷 60代)
- ・梅商品で商売している者としては、1日でも早く梅を植え、風評被害から脱する政策をとって欲しい。土地の改良はできないのか。(梅郷 60代)
- ・市立梅の公園の観梅以外にも各家の梅園を観て歩く観光客が多くいる。可能な限り早期なる再現に傾注し実現していくべきではないだろうか。(梅郷 60代)
- ・観光の重要な資源としては、事の対応処理が遅いと思われまます。民間では倒産の危機になります。(梅郷 60代)
- ・時間がかかっても青梅の梅は守る必要があると思います。(梅郷 70代)
- ・病気に減ってしまった4本の梅の木、可愛そうですけど早く切除していただきたく思います。梅の木も土地物、生活の木です。特に梅郷は中心です。明るさを。※つまり景観をみていただくためにはもう少し紅梅を増やしてください。(梅郷 70代)
- ・青梅から梅がなくなることは考えられない。でも私には良い案が出ません。(梅郷 70代)
- ・梅の里、梅郷として発展できるようにお願いいたします。(梅郷 70代)
- ・吉野梅郷→梅の里→観光地。(梅郷 70代)
- ・梅を市名にしたところが、他にあるか。(梅郷 70代)
- ・伐採処分後もなるべく早くもとの美しい梅の里梅郷を復活できるようにしたいと思っている。(梅郷 70代)
- ・一般家庭では観光用の植栽は少数で主は実の収穫及び観賞用かと思ひます。観光用が従であっても一日も早い復活を望みます。発生確認一週知一調査一結果回答一処分があまりにも遅かった。(梅郷 70代)
- ・多くの梅を観ている方から青梅の梅が一番美しいときく。だから、ぜひ美しい梅郷を築いて欲しい。(梅郷 80歳以上)
- ・梅郷は、現在梅の里(梅郷)と言われているが、青梅市に合併される以前は吉野村といい明治の頃は奈良県の梅の里、吉野とよく似ている山合の良いところだと言われ、現市立五小の校歌に「山紫に水清く、チリをへだつる 吉野こそ 新月ヶ瀬」と歌われるほど良いところだったので、観光客も大勢来ていた。私の子どもの為、再度、(梅)観光地にしたい。(梅郷)
- ・個人宅ではなし、梅郷での本格的な梅樹を行っていった方が観光的にも良いと思います。(和田町 40代)
- ・梅は、青梅市の重要な観光資源であり、私たちの生活の一部である。末永く青梅の梅の里として、私たちの土地としていきたいと思う。(和田町 60代)
- ・このままでは、青梅という名の由来が消えてしまうのが残念。市と生産者の皆さんで今後どうしたらよいか考えて欲しいと思う。(柚木 60代)
- ・市の木、梅が植えられるよう考えていただきたい。”青梅”(二俣尾 40代)
- ・観光資源として活用できるようスピードを持って各種施策を実施して欲しい。(二俣尾 50代)
- ・梅は青梅のシンボル。市・都のご支援をいただきたい。(藤橋 70代)
- ・前の状態に戻したい。

梅の公園の存続・拡大

- ・梅の公園、数種類の樹木が植えられ、良いことだと思います。伐採後は、数年おいて、やはり梅の木を植えてはと思います。(ある場所にカイドウが植えられていました。それはそれで良いと思いますが、伐採処分後の場所に、いろいろな木の苗を植えるのはどのようなものでしょうか。)(梅郷 50代)
- ・個人の梅園は今回の伐採で大分少なくなると思ひます。観光目的の梅園は梅の公園の様な市の施設が主となると思うの

でそちらの充実を望みます。(梅郷 50代)

- ・梅の公園については早急に植樹できるよう、特例の措置を講ずる必要がある。(梅郷 60代)
- ・梅の公園の存続いかに？何とか残して・・・。(梅郷 60代)
- ・梅の公園の今後が心配です。(梅郷 60代)
- ・梅の公園の面積を新たに増し、当面栽培する。半分の面積は秋の紅梅公園等にすする。梅郷1丁目の拡大を図る。(梅郷 60代)
- ・再度梅の公園であり、梅林に囲まれていたいです。(梅郷 60代)
- ・梅の公園を日本一の公園となるよう今まで以上に整備していく必要がある。このためには苗木の確保だけでなく、ある程度樹齢が15年以上の梅木を確保する必要があると考えられる。また、公園内の色彩を考える必要がある。(梅郷 70代)
- ・梅の公園を拡大する。竹林寺南の山まで。(和田町 60代)
- ・青梅イコール梅の里というイメージが強く、梅の公園は観光資源として欠くことの出来ない場所です。梅木の伐採処分後なるべく早く再生することを願っています。しかし、個人経営の梅園は減少してしまうのではないのでしょうか。そのことが心配です。(沢井 80歳以上)
- ・行政による梅の公園の充実をお願いしたい。
- ・梅の公園が梅の観光の中心だと思う。おおざっぱな剪定をしているのをたまに見かけるが、計画的な剪定ではないようだ。梅は剪定しないと枝がするすると伸びて弱々しくなり、つぼみの数も減るようだ。向かい側の山から眺めると、年々迫力が薄れていっていると感じる。毎年全体は無理でも、5ヶ年計画ぐらいで全体の剪定をしていくのがよいのではないだろうか。見応えのある「梅の公園」と梅郷を目指して欲しい。

農家・民家の梅樹支援

- ・現在の農地の作付野菜栽培でも困難なのに、梅を切った後の畑に野菜を育てても大変な作業だし、野菜を消費(自家消費仕切れず無駄となる)梅の植樹を先々希望するものには生産緑地としての認定に関し除草してあれば野菜を作らなくても認めるなどの緩和し対応して欲しい。(梅郷 50代)
- ・梅は観光の重要な資源ですので再度梅の木を植えるよう支援してください。(梅郷 50代)
- ・観光用に梅木を植栽するなら、かなりの援助をしないと無理。(梅郷 50代)
- ・「梅サミット」を通じて、全国の参加地域に援助要請、指定地域解除の際、5年生ぐらいの梅木をわけていただき、欠損した街路樹や公園に植えて、梅サミットの「絆」を強める!!(梅郷 50代)
- ・吉野梅郷が梅の里として高い評価を得ているのは、単に梅の公園が整備されているからだけでなく、公園と農地・民地が一体として梅の里を構成し、広く散策できるからである。単に梅の公園を守るだけでなく、周辺の土地に早期に梅が植えられるよう努めるのが観光にも最も重要なことと考える。(梅郷 60代)
- ・地域の梅の歴史、文化を次の世代に引き継ぐ為に今後も梅の木が植えられるよう公園、農地、各家庭への支援をお願いします。(梅郷 60代)
- ・一刻も早く収束させて梅を復活させ観光資源とする。一般農家の方にも梅の再植樹を奨励してください。(梅郷 60代)
- ・梅は青梅市の観光等に重要な資源・目玉である。梅の公園・梅の栽培農家に援助等(生産緑地以外)税金の減免等を望む。(梅郷 60代)
- ・梅郷に限らず、青梅市すべての家に最低でも1~2本の梅があるのが理想。新築・転入してくる家庭に梅樹1本につき例えば5千円支給するという案はいかがか。どの家にも梅があつてこそ青梅だと思う。(梅郷 60代)
- ・吉野梅郷の梅の木は各家庭の庭にも多く植栽してある。梅園を増やすことも必要と思うが、各戸にも希望者には苗木の配布を希望する。(梅郷 60代)
- ・早期に生産樹園として再生させるため、このアンケートにもあるように生産者の要望に基づき苗の育成を他市町村に協力いただき開始して欲しい。予算や期間など市としての課題もあると思うが、青梅の早期再生に都や国にも働きかけ、取り組んで欲しい。(梅郷 60代)
- ・梅郷地区で作出された品種の確保と育成、又名木の保護をお願いいたします。(梅郷 70代)
- ・梅に関しては青梅市は、観光用と梅農家の梅の出荷による生計自立、この2通りを両立していくのか、梅の公園を主力にして観光に特化するのか。梅農家に対しての支援を充実していかないと梅は梅の公園だけになってしまう危険がある。両立してこそ青梅の観光が成り立っていると思いますので梅農家に対しても十分な支援が必要だと思います。(畑中 60代)
- ・私有地に梅樹がなくならないよう、十分な支援策を考えて欲しい。(柚木 50代)

通年化

- ・今もやっているが(例えば御岳のレンゲショウマ、吹上の菖蒲園等々)もっと年間にわたって考えたらどうか。春は○、夏は□□、秋は△△、冬は××というように。(梅郷 60代)
- ・梅木のみ観光施策では期間が短期で客が集中し、交通、ゴミ等の市民生活に支障が多い。年間を通して客が来梅する様な方策が必要と思われる。(梅郷 80歳以上)
- ・従来の梅林公園内の無感染の木を少々残して公園内に高さ20~30m程度観音像でも立て市民老若者が四季を通し遊べる憩い自然公園化にしては。(梅郷 80歳以上)
- ・梅の公園は、観梅だけだと時期が限られる。この場合、観光に大きな影響を与えることになる。一年のうちに梅を主体とした様々な風景を持つのもよいのではないかと。(二俣尾 60代)
- ・1, 梅の公園を拡大する。2, 梅の公園が四季を通じて観賞出来るように工夫してほしい。

花木や草花の植栽

- ・観梅の時期は杉花粉の時期と重なる。梅郷地区を始め、杉を減らし、電車から広葉樹や花が見られる景色が望ましいと考える。(梅郷 40代)
- ・梅の公園では梅の季節以外にも四季折々の花木があると良いと思います。消毒が少なく済む花や樹木を望みます。(梅郷 50代)
- ・青梅は川や山があり自然に恵まれているので季節ごとに咲く花を多く植えたらいと思う(昭和記念公園の芝桜やチューリップのように梅の公園に植えるとか)。(梅郷 50代)
- ・伐採処分後最低3年間は植栽できないようですが、いまから梅の公園に紫陽花を植えるとすばらしい紫陽花山になると思います。又梅を植栽後大きくなって下木としての役割があり公園が2度楽しめると思います。・・・・梅の公園としてはやはり邪魔ですね!! (梅郷 60代)
- ・1, 再び梅の名所(名産)となるようにして欲しい。 2, ”吉野”の名にふさわしく桜も増して欲しい。(梅郷 60代)
- ・サクラの木を植え、桜の里とし、梅と桜の両方が楽しめる観光地としたら良いと思う。(梅郷 60代)
- ・梅の公園については梅以外の花木をも植え、年間を通して散策できる公園にして欲しい。(梅郷 70代)
- ・今後感染が拡大する可能性があり、梅と他の木・草花(例えば秋岸花、ろう梅、サンシコウ、キツネのカミソリなど)を自治体、老人会などのボランティアを募り、植え、梅の季節以外にも観光客が来るようにしたらどうか。観梅の時の為に駐車場があちこちにあり、普段は空いております。その活用も年数回出来ると思います。地元にお金も落ちます。梅の公園付近にろう梅、しだれなど植えて楽しませるかたもおります。(梅郷 70代)
- ・広い場所が空くと思われまます。今までの梅園のように再生出来ることまでは個人ではなかなか難しいので関係者の方々と話し合い、一定地域ごとに草花(例えば球根類等)を植え観光客を受け入れる。そして後で梅園が作りやすい様に考えながらつくる。(梅郷 70代)
- ・梅郷のバス停から見て目の前の山に杉、桧が植えられていますがこれを伐採して春から秋までみえる花木類(梅林の中にも)植えたら公園迄続いて良と思う。(梅郷 70代)
- ・梅だけに頼らず伐採処分後は桜やアジサイ等植えてはどうかと思います。(梅郷 70代)
- ・梅は青梅の観光の重要な資源であるが、今回の様な事があると梅だけではなく、他の樹種、花木等を植えて春だけでなく年間を通して観光客が来るような施策を検討してもらいたい。(梅郷 80歳以上)
- ・東京近郊には梅の名所と言われる所は数多くありますが見頃を迎えた吉野梅林を見ますとどこか梅林よりも一番良いといつも思って戻ります。新聞で多くの梅の木の伐採を知りあの梅林の美しい風景は見られない感じがします。数々の写真を撮り多くの観光客が花を求めて訪れました。青梅の観光としても大きな痛手ではないでしょうか。最近梅林にロウバイやツツジが植えてあるのを見かけますが当面の問題として花の苗木を植えてみてはどうでしょうか。(梅郷 80歳以上)
- ・草花などの公園施設の充実。地域でのイベント活動をPRする。(柚木 50代)
- ・梅の公園について、広い土地なので、梅の木の下に芝桜等を植えて、もうひとつの新たな観光資源にしてはどうか。(柚木 70代)
- ・ロウバイの公園にしてはどうか。(駒木町 80歳以上)
- ・土地の肥料にもなるお花畑にしてはどうか。春…菜の花 夏…ひまわり 秋…コスモス。(今寺 50代)
- ・四季を通じて青梅を観光地として確立するためにも、梅の他、桃・桜などの花樹の小公園、地域園地、更に歴史ある資源との結びつきによる名実共の青梅をつくるべきだ。

周遊ルート

- ・青梅各地区に観光に適するエリアが点在しているが、流れがないように思う。青梅線利用のみ可という感じ。各地区をつなぐ交通手段を設けるなどすれば更に活性化するのはないか。また、多数の芸術家が住んでいるとも聞いている。その方々の協力を得たイベントを催し、新たな展開を図ってみるのも良いのでは。(梅郷 50代)
- ・梅の花に代わる花が見て回れるような地域を梅の公園はじめ各地区に設け、散策コースを作ってはどうか。梅干し製造の技術を廃れさせないためにも希望者には他県から生梅をJAを通してでも一括購入し易く入手出来るように配慮していただければと思います。おみやげ用に販売も可能となるのではないのでしょうか。(和田町 60代)
- ・最近健康ウォーキングをしているご夫妻が多いので梅の公園と組み合わせ、ハイキングルートを新たに試してみたら梅郷地区の魅力が更にアップすると思います。

梅以外の資源

- ・PPVは降ってわいた様な災害ですが、現実だからしょうがないと思います。観梅は当分無理でしょう。でも青梅市は山有り、川有り、神社、お寺がたくさんあります。観光資源は豊富だと思います。山も結構登山者が来ていますが、高齢者も安全に登山できるよう道を整備し、そして下山してきた人を癒す安価な宿泊施設をつくるのも一考だと思います。山から見おろす多摩川は綺麗ですよ。下山者を受け入れる簡易宿泊施設はあった方が良いと思います。本格的な建築物でなくバラックのようなもので良いと思いますよ。入浴が出来て慰労会が出来て、駅の近くで景色が良くて、とまあ少し言いたい放題かもしれませんが、自由に書いていいんでしょうから、まっ、山小屋のちょっと高級な様な建物を想像していただければと思います。(和田町 60代)
- ・観光資源として梅だけに頼るのは、また今回の様なことが発生した場合など、リスクが大きいのので他の資源も考えるべきではないでしょうか。(沢井 80歳以上)
- ・梅がダメになってから、次へ進むのでは遅いと思うので、早急な対策が必要だと思います(違うものを特産物として扱うとか)。(藤橋 50代)

ビジョンづくり

- ・父親から色々とP P Vのことについては聞いておりますが意見は持っておりますが、対策は非常に難しいと考えられます。多額の費用がかかると思います。青梅市が対策費用としてどの程度供出するか疑問です。それ次第で対策も限定されざる様になると思います。(梅郷 30代)
- ・梅の里再生計画をP R (植樹から成長する過程を記録に残す)。地区ごとに観光施策のまとめをすべき！(各自治会) (梅郷 50代)
- ・梅は青梅の観光に重要と言っている割には、梅郷地区に於いても、梅畑はどんどん売られ狭さと建て売り住宅が建てられ、私が越してきた時の華やかさが無い。駅舎にも郊外の良さがなくなり、都会的になってしまった。都会と同じ様な郊外に来る必要がないのではないかと感じてしまう(観光に) 観光を本気で考えているのか?疑問に思う。川越のような一体感があれば良いと思う。(梅郷 50代)
- ・ゼロからの再スタートのつもりでしっかりと計画を策定し取り組んで欲しい。その際には公的負担ももちろんだが、関係者のある程度の負担はやむをえない。(梅郷 60代)
- ・何らかの施策をしないと相続等でますます減っていくのではないかと思います。(梅郷 60代)
- ・今後の施策をどのように考えているのか。それによっては梅木の植栽に協力したい。(梅郷 60代)
- ・行政の施策決定に賛成します。(梅郷 80歳以上)
- ・他の市に比較してあまり期待できない。いままでも施策がみえず観光地なのに何もしていない。青梅駅前を見ればすぐ分かる。本当に情けない。(60代)

対象地区

- ・集中的に植樹・・・公園など(不用な山の利用)。(梅郷 50代)
- ・青梅市として少ない観光施策予算をばらまくのではなく、1箇所に集中して予算計画を希望する。吉野梅郷の梅観光の再生プランが出来たら集中的に予算計上をお願いしたい。(梅郷 60代)
- ・梅の公園から吉川英治記念館までの中心地だけはいままで通り梅の季節、にぎわうように考えて欲しい。(和田町 60代)
- ・観光資源として、梅の里を再生する視点を強化する。従来は生産用として土地所有者が管理してきたが、高齢化がすすんでおり、この被害を契機に梅の生産をやめる話も聞く。どの地域の梅林を保護し、再生・管理していくか、明確にして取り組むべきだと思う。青梅市全域では、行政の負担が過大になり、実現不可能ではないか。(日向和田 50代)
- ・梅は梅郷地区のみと思われがちですが、三田(特に二俣尾)の梅は長年、市場等で品質等において高い評価をいただいております。私はこの高い評価を受け続けてきた地区を梅郷地区と同様の扱いをしていただきたいと思います。(二俣尾 70代)
- ・青梅市と言えば梅は吉野梅林で吉野地区中心の考えを中心に、それでも良いが、観梅した人間が小曾木、成木であった時痛感すること。調査等の時だけ書類送り、通常の農政はカスミ地区中心行政で、成木、小曾木はいまだもって二重の網の中、農業で食べていけない地区を農業振興地区と抑圧行政でつぶしている。(70代)

農業

- ・市場評価(価格)を高める努力をすべき。(梅郷 60代)
- ・農家としては観光施策より前に梅の生産が一日も早く再開できるような対策を願いたい。(梅郷 70代)
- ・青梅の観光という点から言えば、梅の花だけ咲いていれば良いと思う。しかし、農業生産物の梅の実が梅の花と同様に重要であり、この両者を活かすにはP P Vに対する薬剤開発が耐性品種の開発が必要だと思う。(二俣尾 60代)

P P V対策

- ・再度、P P Vに感染する心配。今回抜根した梅以外から、またP P Vにかかることはないのだろうか。(梅郷 50代)
- ・再度P P Vが発生しないよう市全体で対策を継続して行っていただきたい。又、他の地域に広がって”発生源”と言われることのないように対策をしていただきたい。(梅郷 60代)
- ・梅に定期的に消毒をお願いしたいといつも思っています。約30年ぐらい前は農協を通していましたので、是非お願いしたいと思います。(梅郷 60代)
- ・梅が重要な資源として市が認識しているわりに、伐採の連絡が委託業者から先に来るといことはいかがなものでしょうか?市が梅の状況を一番把握しているわけですので、全体の様子や今の状況を打開する手順を示していただきたい。長年丹精込めて育てた梅の木を伐採するためには丁寧な説明をいただきたい。(柚木 50代)
- ・梅の公園や街路樹の感染状況はどうなのでしょう?情報は公表されているのでしょうか?今後どのような感染を予測しているのか?(和田町 60代)
- ・P P V防除対策を早く実施して感染が拡大しないよう措置すべきではないか、判明してからが長い!

その他

- ・観光を守るべき。(梅郷 50代)
- ・①梅郷地区に所有する市の土地について、梅を植栽し、伐採後の観光客減を防ぐ。小公園風にしてベンチなどを設置。
②現在の梅の実の活用方法は知らないが、「梅狩り」を市報やホームページで紹介し、安価で販売すれば、この時期も家族連れで賑わうことになるのでは。(梅郷 60代)
- ・開花時期は、イベントを実施して観光施策をしているように思えるが、その後、実がついてからは何もしていない。路地の梅樹の実が落ちて、すべて危険である、梅の公園も同じ。臭気もある。枝の剪定も不十分で、雨天時など傘をさ

して歩けない。(梅郷 60代)

- ・伐採しても青梅に客が来るよう、ポスターなどで観光の宣伝を大いにしてもらいたい。(梅郷 60代)
- ・観光としては必要だと思うが、一市民としてはそれほど重要とは思わない。(梅郷 60代)
- ・梅の公園近くの住宅に迷惑がかからぬよう対策を望む。(梅郷 60代)
- ・我が家の庭市道側に1本の大切なしだれ桜、植えてから50年毎年良く花が咲きお客様に大変喜ばれております。公園に行く道案内とも言える観光の一助となっていたのでは、と思うと非常に残念です。しかしこれも致し方ありません、と思うしかないでしょうね。処分後については今のところ判りません。(梅郷 70代)
- ・梅の木はもうダメだと考えている。梅郷地区は梅の名所ではなくなると思う。(柚木 80歳以上)
- ・今回のウィルス騒動で観梅としての梅が多く切られている。ただ、マスコミを含め、病原性の伝染病のように知られていない。あまり風評が立っていないため、元に戻すことは難しくないのではないか。(河辺町 50代)
- ・市梅の里観光に対し観光客の減になるのではないかと。(成木 70代)

※P P V感染樹を所有していない(または感染不明の)回答者の意見

- ・観光の意味では他の花でも良いのではないかと思います。(梅郷 60代)
- ・梅の公園及び梅の里はかなり評判が高くなっており、存続を希望します。(梅郷 80代)
- ・青梅市のシンボルである梅樹が良い。管理次第だと思います。(師岡町 80代)
- ・今までの梅の樹木の切り倒して処分されて細かくされているのを目の当たりにみていまして、余りの痛々しい姿は二度とみたくありません。しかし、再び梅の花をみたいものです。出来れば梅林の植樹をお願いしたいものです。(成木 60代)
- ・青梅全体でこれに対策する方向で取り組んで欲しい。市、地域、個人が今後のあつて欲しい姿を考え、将来像を明確化し、一歩ずつ前進し、以前にも増して青梅の梅がアピール出来るようになって欲しい。(谷野 50代)
- ・青梅市民にもアピールしてください。(小曾木 50代)
- ・青梅の観光資源であり、特産品であるため、急速な対応が必要である。伐採措置され、3年間の自粛の間の観光(吉野地区)の対応について、梅に変わるものが必要と考える。例えば花を伐採された畑に植えるとか。(富岡 50代)
- ・観光のため従来以上の支援を望む。(今井 80代)
- ・圏央道青梅インター周辺の観光開発の急務。(60代)

問 20 P P V対策について、国、都および市に対して要望等がありましたらお聞かせください。（ご自由にお書きください）

対応が遅い

- ・もう少し早く対応をして欲しかった。（梅郷 50代）
- ・対応は市外に被害が広がらないよう外側から伐採等行い、梅郷地区、二俣尾地区が最終の様に聞きましたが、発生率の高い地域からも対応すべきだったのではないかと。（同時進行）（梅郷 50代）
- ・調査、決断が遅すぎる。（梅郷 50代）
- ・国や行政の対応が遅すぎる。P P V感染が見つかった時点から、消毒などもっとしてもらいたかった。（梅郷 60代）
- ・国と都の対応の遅さが目立つ、市の対応には限度があるが、国と都への政治的な働きかけが足りないのではないかと！（梅郷 60代）
- ・対応が少し遅かった感じがする。（梅郷 60代）
- ・P P Vが騒がれてから3年以上経ちますが、その間どんどん感染が広がり我家の樹園はほとんどが枯れていく状態です。もっと早い措置が出来てきたらと思います。（梅郷 60代）
- ・何度も言っているが対応があまりにも遅い。アブラムシが媒介するというのが、虫であれば処理が遅れば遅れるだけ被害が広範囲にわたることは子どもでもわかること。どうして後手後手になるのですか。（梅郷 60代）
- ・対応が遅くて発生している木が他の木に移ってしまうことが予想される。終息がいつになるか分からない！（梅郷 60代）
- ・国・都の対応が遅い。もっと早い対応を市から強く言っていると思うが…。（梅郷 60代）
- ・話があってからの対応が遅いように思います。（梅郷 60代）
- ・もっと早くに対応をして欲しかった。（梅郷 60代）
- ・対策実施が遅い。もっと早くしなくて良いのか。（梅郷 70代）
- ・対策が遅すぎるのでは。（梅郷 70代）
- ・梅だけではなく、その他植物等に関する輸入制限が必要。国、都の危機管理のなさにはがっかりしました。（梅郷 70代）
- ・P P V対策の対応が遅い。（梅郷 70代）
- ・P P Vが発生してから対策が遅いし情報も遅いと思う。このようなやり方ではP P Vは根絶できないと思う。対応が遅すぎる！（畑中 60代）
- ・もう少しスムーズな動き、対応をして欲しかった。最初に聞いたときより時期が経ってからの連絡だった。（和田町 40代）
- ・主管と思われる東京都農業振興事務所の対応が遅い。12月12日に2人の係長が来て同意書とか補償金のこと等の書類を引き上げていったが、今回（1月26日）現在何の連絡もない。もっとパンパンとできないものか。但し1月24日に廃棄作業実施の文書は郵送されてきた。（和田町 60代）
- ・もう少し早期に伐採しておけばこれだけ被害が拡大しなかったのではないのでしょうか？（柚木町 70代）
- ・P P V国内で初感染というニュースを聞きもう何年も経ってしまいました。もっと早く対策をとってれば被害が広がらずに済んだのではないかと残念です。梅の生産者、梅園の経営者に対しては再び生産及び経営に取り組めるように指導支援をお願いします。（沢井 80歳以上）
- ・法定伝染病にもかかわらず、対策のあまりのスピードのなさは極めて残念である。

早期の対策

- ・P P Vに対して何も知らなかった。このウイルスが前にも知られていて、予防策があったなら早めに対応、予防すべきであるとする。「梅の郷」と呼ばれている土地なのだから。出来れば早い対応と、元の梅の郷に戻れるように希望したい。（梅郷 50代）
- ・早期対応をお願いします。（梅郷 50代）
- ・早急な対応を望む。他の樹に感染しないか心配。（梅郷 60代）
- ・ご多忙とは思いますが、もっと速やかな処分等の対応を望む。（梅郷 60代）
- ・生産者も被害者。納得のいく対策とっと速やかな解決を望む。（梅郷 60代）
- ・生産用梅樹と観賞用梅樹を別けて考えるのはおかしい。ウイルスは区別してくれない。収束の見通しがたたないのではないかと。持ち主の承諾がないと検査も伐採も出来ないとのこと、伝染病でそんなこと言っていて良いのか、今後の事もあるし、法整備でもなんでもして強制力を持って実施できないのか。一刻も早い収束を望む。（梅郷 60代）
- ・もっと迅速に対応して欲しい。（梅郷 60代）
- ・この機会に本腰を入れて早く手を打つべき。商業者、観光協会の人達との意見をまとめ、青梅市の活性化を図るべきと思う。青梅駅の状況をみても梅の知名度を上げるべき。そしてそこからの活性化を進めて欲しい。（梅郷 60代）
- ・病気が減ってしまった4本の梅の木、無愛想ですけど早く切除していただきたく思います。（梅郷 70代）
- ・私の梅園はP P Vにかかった木が少なく、残さなくてはならないようです。私は早く伐採処分していただき、早い時期に植えたいと思っています。（梅郷 70代）
- ・伝染病とのこと防除事業は早いほうが良いと思います。（梅郷 80歳以上）
- ・伐採処分後なるべく早くP P V防除区域の指定が解除されるようお願いしたい。（梅郷 80歳以上）
- ・出来るだけ速やかに復旧できるよう伐採、抜根を急いで欲しいと思います。（和田町 60代）
- ・スピードを持って意見集約を行い、対応をとってもらいたい。（二俣尾 50代）

- ・速やかな対応をお願いしたい。被害が拡散してしまった印象が強く、梅の木が何十本も伐採されてしまった中道公園をみると残念でならない。

情報公開

- ・ホームページ等で情報公開をして欲しい。どのような動き（対応）をしているのか？が見えない。（梅郷 50代）
- ・46年梅郷に住んでおりますが、何故今日状況になったかよく分かりません。情報不足の様な気がします。（梅郷 60代）
- ・P P Vに関する各種情報を適時説明会を開催し、提供して欲しい。（今後の拡大防止、再生後の再発防止のため）自宅に生存する「鈴木青」の原木の保存または挿し木、接ぎ木などにより次代への継続を指導、支援して欲しい。（梅郷 60代）
- ・対策処理の対応が非常に遅い。推進後が明確でなかったとみる。すでに昨年中に盆栽生産者は補償金を多額いただいている人もいる状態である。全体の動きを統一すべきであった。吉野地区のP P V発生の原因究明を早急に行い市民に発表して欲しい。噂ではなく。庭に植栽していた方への今後の保障及び対応について説明会を実施してください（一般家庭）。（梅郷 60代）
- ・平成22年の調査で21本中6本が感染木として通知があり23年中に処分するといわれたが、平成23年にまた同じ調査をして22本中15本が感染木として通知がきた。感染木の淘汰が早く行わないと梅の木がなくなる懸念がする。処理の仕方や対策を早く住民に知らせてもらいたい。（梅郷 80歳以上）
- ・国、都はP P Vの状況について自治体まかせにするのではなく、全体の進行の様子と打開の手順を周知する責任があると思います。早期の周知を希望します。梅の植栽者に詳しい内容を書面で説明ください。（柚木町 50代）
- ・梅の木を伐採した後何かがすぐ植えられるのかの提示をお願いしたい。（二俣尾 50代）
- ・P P Vの影響とその病害について、あまりにも知られていないように思う。中途半端な情報が随分たくさんあった。（二俣尾 60代）
- ・関係機関から2～3回調査が来たが、その後なしのつづて。結果を知りたい。（成木 80歳以上）

継続調査

- ・定期的に調査が必要と思われまます。（梅郷 60代）
- ・8月に庭木調査が行われましたが、とても丁寧にいただきました。調査は今回のみでなく3年間はチェックしてください。（梅郷 70代）
- ・①定期的な抽出検査を実施する。②定期的な専門家による目視の検査を実施する。（日向和田 50代）
- ・1, 感染樹の下、周辺の生殖体(下草等)の調査は何年先になるか判明しませんが、防除期間終了まで続けていくのでしょうか。お伺いします。2, 農地(未伐採)や庭木等のその後の調査。（二俣尾 70代）

P P Vの徹底駆除・防除

- ・解除宣言するまでのあいだ、P P V駆除については徹底して欲しい。P P Vがある間は解除宣言して欲しくない。風評にこだわらないで欲しい。（梅郷 60代）
- ・伐採処分は一気にやるべきだと思います(だらだらやっていると感染樹が無くならない)。（梅郷 60代）
- ・私の場合、今年度中に約100本の梅の木が全て伐採されると思う。切られた以上、次はいつ終息宣言が出され梅の木が植えられるようになるかである。とにかく、早期に梅が植えられるようにしてください。3年以内で終わりにしてください。そのために、公園も街路樹も民家の木も徹底して調査し、伐採を徹底して欲しい。（梅郷 60代）
- ・公園や庭の梅樹も、梅樹園地（生産園地）同様の扱いをもらい、早期の終息をお願いしたい。最低でも3年は植樹できないのに、防除指定期間延びれば、解除後販売しても客離れが生じて販売どころではないと思う。（梅郷 60代）
- ・強制的に処理しない限り、国際化の時代に防除できない。法定伝染病と同じである。（梅郷 70代）
- ・1年でも早く梅の里を再生するには今の防除方法(農地はP P V感染樹は一割、公園・宅地は感染樹のみ処分する)ではこの地区からP P V防除は出来ないと思います。市や一般の方々に協力をお願いし、なるべく梅の木を取り除き梅郷地区からP P Vウイルスを絶滅させて欲しい。（梅郷 70代）
- ・1, 発生確認から処分、一日も早く防除対策を進めないで次にステップに進めないで、早急に。（既に遅れすぎ「外から中へ」だけでなく「中から外へ」も平行してやるべきだった。 2, アブラムシの防除についても作業を依頼された生産組織の人達が仲間内の梅だけやっても意味はない。区域全域をやるべきでしょう。自治会の回覧で回ったので持っていたが、やってもらえませんでした。（梅郷 70代）
- ・現在のP P V対策では完全な消滅は不可能だと思う。防除指定期間の3年を終了してもP P Vの消滅が考えられないため、再生計画は立てられない状況だ。（梅郷 70代）
- ・感染樹の調査等が徹底されているとは思えない。短期間で集中した対策が必要ではないか。（梅郷 80歳以上）
- ・防除区域解除が早く出来るよう、徹底してなるべく早く防除して欲しい。（柚木町 50代）
- ・各家庭のP P V感染樹も全て処分しない限り、青梅市からP P Vはなくならない。（柚木町 70代）
- ・全部の伐採をすること。（中途半端では元の木阿弥）牛の口蹄疫と同じ事。（日向和田 60代）
- ・公共栽植樹、庭木の感染樹のみの伐採処理では3年間の自粛だけでは新たな梅の栽植は難しいのでは？後から感染樹が出てくると思われます。生産園地と同じ様な処理が必要と思われる。（二俣尾 60代）
- ・残っている梅の木の完全チェックを望みます。1本でもP P Vがあると何のために伐採処分したか無意味。（二俣尾 80歳以上）
- ・今回の方法だけでP P Vが絶滅するとは思えない。（二俣尾 80歳以上）

P P Vの研究・予防

- ・再びP P Vに感染しない為にどうしたらよいか、原因と対策を究明して欲しい。指定解除後すぐに植えられるよう対応を考えていただいていることは有難い。(梅郷 40代)
- ・病気の研究、対策を早急に確立するため、又、全国的に病気が拡大しないよう市と国、都で力を入れていただきたいとします。都の職員の方？よく調査に来ているようです。ありがとうございます。(梅郷 60代)
- ・二度とこのような感染が生じないように予防策をしっかりとってほしい。(梅郷 60代)
- ・耐病性の高い品種の開発をしていただければ有難い。(梅郷 70代)
- ・1, P P Vに対して強い品種の研究開発を望む。 2, 梅の苗木を生産する人に種子及び接ぎ木する木のP P Vに感染の有無の確認を生産者に行政指導を望む(検査-認定)。(畑中 80歳以上)
- ・①現在の対応では、P P V感染樹がどこかに残り、根絶はできないと考える。②そのため、P P Vに効く薬剤の開発か、耐性のある樹種の品種開発の研究に力を入れて欲しい。(二俣尾 60代)
- ・アブラムシが媒体なので、ウィルスを根絶することは不可能ではないだろうか。ワクチン等の薬の開発や抗ウィルスの梅樹の研究は？市内外のホームセンター等で梅樹は販売しており、購入が可能な状況。販売者に対してどこまで指導しているのか(紙面程度のように思う)。風評、マスコミ報道があまりない分、関心度も低く思う。(河辺町 50代)
- ・原因をはっきりとさせてほしい。(今寺 50代)

補償・支援

- ・P P Vの国の対応(初動の遅れ)が招いた重大な過失は責任重大です。特に青梅市梅郷地区は日本一にもなった梅の名所です。当然この地域に対する損害賠償が国にあると思います。復興費用として200億円を供出して欲しいと要望します。(梅郷 30代)
- ・農家の生活を考えた補償をお願いします。(梅郷 50代)
- ・1, 補助金の非課税扱い!!2, 抜根の作業で根が残っている為、後の開墾に手間がかかると聞いていますが、どこまでの作業か確認!!(梅郷 50代)
- ・梅を切ってしまったらずっと続けてきた梅まつりはどうなるのでしょうか。”梅郷”という地名が泣きます。梅郷はやはり”梅郷”に戻すべきです。もっとも力を入れて、早く対応して欲しいです。梅で食べている人、営業での収入を失う種類の職種への人への補償を是非お願いします。梅まつりも出来る限り続けていきたいです。(梅郷 50代)
- ・P P V被害にあった一般家庭の梅木伐採後の処理、庭の改修について梅木1本につき単価を決めて賠償するか？景観を損なわないような修繕配慮まですべき。どうするつもりか？生産者はさらに多額になるだろう。(梅郷 50代)
- ・観賞用の梅樹(庭木)についてもP P V感染のため伐採処理となるので補償対象として考慮を願いたい。(梅郷 60代)
- ・伐採した樹木は都や市で保障してもらいたいです。(梅郷 60代)
- ・伐採処理業者の管理と適正な業者への依頼を。補償金の非課税を。(梅郷 60代)
- ・防除指定期間は作物を栽培しなくても畑と認定して欲しい。(梅郷 60代)
- ・P P Vの原因がどこにあるのかわからないが、伐採やその処理にかかる費用を誰がどのように負担するのか決まっているのか、知りたい。(梅郷 70代)
- ・1, 感染樹の補償金は梅木所有者の意志ではなく植物防疫法などに基づく強制的な伐採・抜根に対する補償金であるところから、補償金を非課税としていただきたい。2, 生産緑地に対する課税は防除指定期間解除後、梅木を植えることを前提条件に梅木を植えることができるようになるまでの間も従来通りの課税としていただきたい。3, 梅木の植栽にあたっては梅木所有者の意志でなく伐採・抜根されたのであるから、梅木の植栽に必要な経費は是非補助していただきたい。(梅郷 70代)
- ・毎年検査をし、感染樹を早急に伐採、抜根し、補償してもらいたい。補償金額が少なく、今後の生活に影響すると思っている。(畑中 60代)
- ・P P V対策について補償の金額がまばらな事について、非常に憤りを思っています。梅部会等に入っている方からは何も話もなく、少ない梅を生産している農家について、このような補償の金額は気に入りません。(和田町 60代)
- ・補償額の積算根拠を示さないのはおかしい。(柚木町 50代)
- ・固定資産税の農地並み課税。(柚木町 70代)
- ・伐採と伐根した梅の木の補償を十分にして欲しい。(柚木町 80歳以上)
- ・梅木が無くなった後の除草管理の負担がとて大きいです。(沢井 80歳以上)

消毒

- ・個人では消毒が出来ませんので国・都・市で行ってくだされば幸いです。若年者(後継者)は勤めでなかなか梅に携わる事が出来ません。(梅郷 70代)
- ・だいぶ前梅郷地区では梅部会の方々により梅の大きさにより代金を払って消毒していただいていたのですが、そのような方法があったら良いかと思います。(梅郷 70代)
- ・①防虫だと思いが消毒が多すぎるように思う。昔は大きな毛虫がいたが、今は一匹もいない。②私の畑にも梅の木が十数本あるが、現在の植梅樹は小さすぎるのではないだろうか。もう少し大きくしてはどうか。(梅郷)

体制

- ・臨時に対策課をつくり、気軽に相談できる環境をつくるのが大切と考える。顔なじみの方を配置し、安心感を持ってもらう。(梅郷 40代)
- ・1, P P Vの対策に対して、組織体制、責任体制、とりまとめ等はどのようになっているのか？いままで不明確、国(農

- 水省)、東京都(東京都農業振興事務所)、青梅市、J A等の体制が不明確。2、情報の不足、一括したまとまったまとめがない。(和田町 60代)
- ・国として対応をお願いします。(二俣尾 40代)

その他

- ・良くやっていると思う。(梅郷 60代)
- ・大変な作業だと思いますが頑張って下さい。(梅郷 70代)
- ・決定された施策に賛成します。(梅郷 80歳以上)
- ・今後の対応を不公平がないようにしっかりと欲しい。(和田町 70代)
- ・食べても身体に影響がないのに抜根しなければならなかったのか考えられなかった。青梅吉野農家で梅一筋で生活している家庭に対し気の毒とは思わないのか。(成木 70代)
- ・感染している木は昨年伐採されました。(成木 80歳以上)
- ・都の対策は早い。(60代)
- ・総理大臣も返答に困っていることを一農夫に聞いて何になるんですか。市の対応についても当事者の声も聞かず二重の網で何もできない行政を行っている。市長に言ってください。成木、小曾木には市議員も一人もいません。行政も平地(カスミ地区)中心だと思います。大阪市を参考に考えてください。(70代)
- ・困難な問題もあると思いますが、見通しと方針をきちんと示し、対応してもらいたい。
- ・庭の主木が無くなり、残念で悔しい。二度と無いように希望している。

※P P V感染樹を所有していない(または感染不明の)回答者の意見

- ・出来る限り早く処理をしていただける様をお願いしたいです。(梅郷 60代)
- ・梅郷の梅は日本一なので梅がなくなると観光がダメになるので国、都には早く植え替えられるよう市から国、都にはたらきかけて下さい。(梅郷 70代)
- ・この対策については、良いことと感じました。これからもどんどん続けていくことを願います。(成木 60代)
- ・現在実施されている対策は防除できる前提で実施されていると推察します。成功事例を周知すべきだと思います。(成木 60代)
- ・梅の公園もP P V問題でこれから観光客は少なくなってくると思う。今は別の樹種を植える方が良いと思う。例えばムラサキツツジ等を植えた方が観光客が増えると思う。(成木 80代)
- ・適切な処置を望む。(今井 80代)
- ・海外との交流が益々激しくなる中で色々なウィルスが入ってくることが予想されるので、その対策をとることの必要性は高くなっていくと考えます。(駒木町 40代)
- ・梅畑の伐採は進めているが、公園・庭木・街路樹の対応を急速に行わないと再度梅樹を植えられるのか不安である。(富岡 50代)
- ・梅を収入のすべにしている人々に対する助成は必要であるので支援をお願いしたい。病気に対する研究がどうなっているか判らないが、二度とこのよう事態にならない事が大事なのでそちらも対策されるよう望むものである。(谷野 50代)
- ・大幅な補助金で市の花の名誉のためにも。(60代)

【自由意見】

PPV対策に対するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

PPV被害に関する不安・悩み

- ・私たちは梅郷の土地で観梅客に対し飲食提供の家業をここ数年やっています。将来的に常勤の仕事で退職したら常時営業の計画でいきましたが、梅が切られてしまったことで計画は延ばさざるを得なくなりました。どのくらい梅を植えていけないのか分からず、将来設計がみえてきません。ずっとこの土地を愛し、生活していきたいと思っていますが、梅の損失は私たち夫婦の夢のも遠いものにしていくことを強く訴えたい！何とか元通りの梅郷に戻して欲しいと強く願っています。梅が大きくなって元通りになるまで元気でいられるかとても心配です。(梅郷 50代)
- ・幼少の頃から梅の収穫や梅の加工品の手伝いをしたり、現在は実家の梅園の管理手伝いをしている者として、抜根に対しては残念としか言いようがないです。他に方法はないのでしょうか。お伺いします。(梅郷 70代)
- ・高齢のため今後の植栽、管理などに不安があり、後継者も期待できない。従って、感染樹を伐採されれば将来にわたって十分な梅木の維持は不可能と思われる。伐採以外の方法でPPVの駆除する方法が考えられないものか？(梅郷 80歳以上)
- ・伐採した後のことが悩みです。維持が大変です。(畑中 70代)
- ・補助金等なくても今後も梅は植えたい。しかし梅が栽培されている農地や住宅地に囲まれ消毒時には周りから苦情を言われたり、梅の剪定した後の「枝」の始末など頭を悩ませます。今後は梅の本数は減らしたいと思っています。(和田町 60代)
- ・梅の栽培を始めて4~50年が経ちますが、次第に生産、販売が落ち込んできている矢先の出来事でした。兼業農家がほとんどで、何の対策もしなければこれを契機に梅栽培から手を引く人が続出するものと思われる。青梅の地名がある限り出来るだけ残しておきたいと考えますが、年齢、体力が許すものか不安です。長期戦を視野に若い世代もひっくるめた対策検討会を立ち上げてきめ細かな計画を是非立てていただきたいと思います。(和田町 60代)
- ・家の木として100年以上あるものも切らざるをえず、大変ショック大きいです。(二俣尾 40代)
- ・私は若いときから本数は少ないのですが良い梅の生産を目指し、家族で取り組んでまいりました。しかしながら今回PPVにより全伐採となり誠に残念でなりません。長い間先輩の方々の御指導により市場等において「三田の梅」は高い評価をいただいております。私は「三田の梅」を守るべく植栽をする予定です。しかしながら生産をした「梅」の販売については先行き不安でなりません。関係機関との相談の上、販売ルートの方角性をお考え下さいようお願いいたします。(二俣尾 70代)

梅の里の再生

- ・青梅、特に梅郷地区から梅をとったら絶望的だという危機感を持って何とか再生に取り組んで下さい。(梅郷 40代)
- ・20年以上前に梅郷の梅が咲き誇る様子に魅せられこちらに転居してきました。梅の公園だけではなく、民家に古木が点在するものこの地域の財産と思っています。年々、代が替わるのか梅の農地が宅地化されるのを寂しく思ってもいました。吉野梅郷は市のみならず都の観光資源でもあります。PPVは大きな打撃ですが、長期的な視野で吉野梅郷を守り、保存していく道を探っていただきたいと願っています。(梅郷 40代)
- ・農業生産用、観賞用、消費用ともに現在は70~80才代の人が管理しているのが現状だと思います。再生の事を考えると次の世代(息子)達が本気でやらないと(行動)青梅市から梅の木が無くなることも！どうにかして若い世代にこの危機を知ってもらい、いつかまたいとと同じ様な青梅(梅郷含め)を取り戻したいです。(梅郷 50代)
- ・梅郷という地名でもあり、梅の木がある風景は今後も継続して行くのが良いと思いますが。(梅郷 60代)
- ・うちは庭に梅の木が十数本あるだけだが、それが伐採されると庭の様子が一変してしまう。しかし、それ以上に、梅郷は美しい梅の里として知られているので、多くの梅林ができるだけ早く再生されることを心より望んでいる。次の世代のためにもそうあって欲しい。(梅郷 70代)
- ・私は梅部会の役員をしていますが、H21年3月24日に自分は初めて知りましたが、それより前に都と下郷の農家と連絡を取り合っていたが、我々の梅部会には話が無く、3月28日プレス発表を行うについて初めて話があり、当初の頃は当梅部会は全然相手にされなかった。青梅市も梅サミットに参加しているようですが我々には一度も話が無く、当部会はJAと一つになって都からお願いのあったウララを使用した消毒を三回行い、私としては自分たちで守るのだと言って反対する人を押し切って行ってきたので多摩川南側の下長瀬から相木までの畑のようすは分かっていた。いずれにしても一日も早く梅を植えたい。今後は都、青梅市と協力して一日も早く元の梅の郷に戻したいので力をお借りしたい。(和田町 70代)

早期の対策

- ・今後も梅木を植えていきたい。防除指定期間の生産緑地として他の作物を栽培することは考えられない。梅の植栽の準備地として管理していきたいので、PPVの早期解除に最善を尽くして欲しい。(梅郷 50代)
- ・対策が遅すぎる。(梅郷 60代)
- ・とにかく早く収束させてください。(梅郷 60代)
- ・クイックレスポンスが必要だと思います。(梅郷 60代)
- ・PPV検査の連絡があつてから、1年以上経過している。散歩時、見る多くの梅の木の樹勢がますます悪化しているように思う。その範囲も拡大している。もっと、スピーディに対策を行えないものか。(梅郷 70代)
- ・一日も早く対策を実行していただきたいと思います。自家用の梅干しだけでなく親類や知人の方々に送って喜ばれてい

ますし、天変地異などの際にはなおさら保存食として喜ばれていますので、PPVの消毒等は欠かせないものです。(梅郷 70代)

- ・庭木の伐採処分も早くしていただきたい。梅の公園の梅の木は伐採が少なくて済むよう管理していただき、今後梅まつりが続けられるようお願いします。(梅郷 70代)
- ・2通(H22年11月、H23年12月付)のPPV調査結果が来ていますが、まだ具体的な処理方法の通知はありません。これは牛、ニワトリの処理とは比べることは出来ないかもしれませんが、あまりにも遅いと思います。梅は青梅のシンボルであり、日本一の梅林を維持していくためにも、早急な対応を望みます。(梅郷 70代)
- ・対応が遅れたことは残念。問題は今後どうするかにあると思う。(梅郷 70代)
- ・早急に対応をお願いします。(梅郷 80歳以上)
- ・平成22年に花梅を主体に6本、平成23年には実梅を主体に9本、計15本が感染木として通知があったが来年まで置いておくと残りの7本もなくなってしまうのではないかとと思われる。考えていたより感染力が強いと思われる。調査もれがあると感染源になる恐れがある。牛の口蹄疫、鶏インフルエンザのように早く処置しないと蔓延の防止は出来ないと思う。植物だからとってのんびり構えていると大変なことになる。感染地域が広いので早く手を打ってほしい。(梅郷 80歳以上)
- ・伐採期間がやっと決まったかという感じがしている。防除区域が解除されるまで最低3年、また新たに見つかればその期間が長引く事も考えられ、解除の見通しもはっきりしない。広域であること伐採に手間も時間もかかることを考えると、仕方ない事と思う反面、もっと早く出来なかったのかとも思う。(梅郷 80歳以上)
- ・未だに調査がまだだと聞くことがあり、耳にします。早めの対応をお願いしたいと思います。また、PPV自体まだ知らない方もいるとのことです。(和田町 40代)
- ・調査・行動に時間がかかりすぎていると思う。大事に育ててきた樹齢の古い梅の木を切られるのはとても残念である。それはお金に替えられるものではないことをよく考えて、今後の対応をしっかりとってください。(和田町 70代)

防除対策への不満・要望

- ・梅を伐採した農家に協力していただき、畑に秋にアブラムシが卵を産みやすい草木を植えて、冬にその草木を焼却。春に一番先に(梅の発芽前)アブラムシの犠牲になる草木を植えて、アブラムシが飛び立つ前に草木を処分する。例えば菜の花類を植えて、その植物を一時的に農産物扱いにする。(梅郷 50代)
- ・調査、対策は今後も十分に継続するとともに、再発防止など広く関係者に展開して欲しい。園地と公園(庭木)で対策に差があることには、多くの人が理解できない。全体の早期対策と再生を行うには、この見なおし検討が必要なのは。(梅郷 60代)
- ・私は度々説明会等で指摘してきたが、そもそも農地の場合は1割以上の感染樹があれば全部伐採で、公園等は対象樹のみ伐採という運用がおかしい。これではいつまでも終息しない。現に、梅の公園の伐採樹の周辺に新たな感染樹がでてくる。梅の公園を守りたい意図は理解するが、梅の公園があるために終息できないとしたらどうするのか。公園内感染樹周辺の樹は全て伐採するよう徹底すべきだ。感染のおそれのある樹を残してはダメだと思う。街路樹は全て伐採して欲しい。街路樹を消毒している様子を見たことがない。管理が都なのか市なのか知らないが、アブラムシがいっぱいついた樹がたくさんある。農地内の樹を切り倒す前に公が保有する樹を伐採する方が先ではないかと思うのだが、いかがか。とにかく早期に梅を植えられるようにして欲しい。(梅郷 60代)
- ・今回の調査は国・都・市の職員で丁寧に行っていただきましたが、前回の調査で手違いで再度調査をしなければならぬ等色々ありました。今後計画を良く練り間違いのないようにお願いします。(梅郷 70代)
- ・梅郷の梅は観光協会に一番売上協力していることと思います。その梅の伐採価格が一番安いということはおかしいんじゃないでしょうか?一番高くてもいいはずです。宜しくをお願いします。(梅郷 70代)
- ・前回、観光・商業者用のアンケート調査で要望したが、現在のPPV防除では完全な消滅は不可能だと思う。防除指定期間(最低3年)が終了しても梅樹を植えることはできないことが予想される。梅の里再生計画をたてるには、①完全なPPVの消滅は不可能であるため、そこそこ処分できたところで国の終息宣言を出してもらおう。②PPVの駆除・発生防止の薬剤を開発してもらおう。(梅郷 70代)
- ・梅郷地区は国の計画では補償交渉を平成24年度に行う予定が、前倒しして平成23年度に補償交渉が行われるということで、この点については評価いたします。問題は伐採抜根後3年間は梅木の植栽が出来ないという事であるが、3年間で過ぎれば本当に梅木を植えることが出来るのか。この点が明確にされないと、このアンケート調査ではなかなか正確な回答をすることは無理である。今回は平成24年中に伐採・抜根が終了することを前提に平成28年には梅木が植栽出来ると考えて回答をした。万一平成28年には植栽出来ないとしたら、どのような理由なのか明確にしていきたい。また、早期に防除指定期間を解除するにはどのような対策があるのかについても明確にしていきたい。(梅郷 70代)
- ・PPVの調査に来る人もPPVの知識のない人が来る。都が委託している業者も若い人でアルバイトの人みたいでPPVに対する知識もなく農家もその人達に対して信頼を持って接することができないような素人感覚の人が多い。
- ・PPV発生から何年も経って、いまだにこのような状態では全く信頼できない。PPVに感染している木の本数の連絡が去年11月にあったのにいまだに金額の契約書も送ってこない。どうなっているのか!(畑中 60代) ”
- ・全部の伐採をすること。(中途半端では元の木阿弥)牛の口蹄疫と同じ事。(日向和田 60代)
- ・栽培の多い吉野地区を防除を後にして他の地区の防除を先にするのは、まさに役所仕事で理解できない。全く感染対策とは思えない。また、調査員の言うことでは、23年度に全地域調査し防除実施と言われたが、全く調査もされていない。尚私の樹木は23年3月に伐採された。(御岳 70代)

補償・支援

- ・ P P V対策については早急の実施できるよう支援補償を充実した政策を行っていただきたく思います。(梅郷 60代)
- ・ 公的機関指導により小規模農家も一律に共存共栄の対策をお願いします。(梅郷 80歳以上)
- ・ 私の所では梅の本数も少なく観梅ルートにもなっていませんから痛手にはなっていませんが、梅を出荷している人にとっては大変な災難だと思います。観光資源の減少というレベルでなく、そういう生活に直結している人達のことを第一に考えてやってください。(和田町 60代)
- ・ 梅木をつくっていた所を畑に耕作し野菜を作るには相当手間がかかり、生産緑地として維持することを考えると、梅を植えたくても行政の取り組み方で、他の果樹等を植えるようになってしまいかもしれない。梅木を植える予定地は畑の管理を特例にして欲しい。(柚木町 50代)
- ・ 補償を十分にしてください。(柚木町 80歳以上)
- ・ 梅の木の伐採補償費の税務申告についての説明も必要ではないでしょうか。(二俣尾 50代)
- ・ この地域は梅で生計を立てている人がかなりいると思う。その人達に対しての梅伐採の補償はどうか。私は梅で生計をたててはいないので単に「安い。次の苗も買えず困った」と思う程度だが、もし、一律に木の状態だけで補償を決めるとしたら、梅郷地域の人達はこれから先どうするのかと他人事ながら気になる。随分、前から P P Vのことが言われていた割には対策を始めるのが遅かったように感じる。(二俣尾 60代)

情報公開・再生ビジョン

- ・ 発生から対応までの予定(日程)がわかると良いと思いました。(梅郷 50代)
- ・ P P V被害による伐採は理解するが、伐採と伐採後の修繕等に苦慮中。どうなるのか？夏の日差し対策にもしていた梅木伐採後の根は？穴は？庭木の処理について決定していることなどの小冊子など配布して欲しい。日中、共働きで留守がちなので、情報等がない。調査していない梅木はそのままなのか？それともすべて処分なのか？(梅郷 50代)
- ・ 情報状況の公開が不十分であった。(梅郷 60代)
- ・ 1, このアンケート結果は市広報、ネットを通じて報告してください。2, アンケート結果により今後のプランニングを実施すると思われるが、継続可能な方策をお願いしたい(尻すぼみになることが多いため)。(梅郷 60代)
- ・ 1, P P V対策に対して組織体制、責任体制等不明確。2, 情報が不足、情報がバラバラ(一括した情報がない)・都、青梅市、J A・・・どこまでまとめているのか。・年度別、地区別なデータが不明確。・当地の(和田町)はデータがなく「防除指定期間」はいつ頃なのか。3, 当アンケートに当たり情報不足の上で実施するのはどうか？例：梅郷地区の感染・伐採状態？今後の見通しの状況は？「防除指定期間」がどのくらいになりそうなのか？3年、10年、15年？「防除指定期間」の間、いつまでの除草等の管理をしておけば生産緑地での問題ないのか？基準は明確となっているのか？(和田町 60代)
- ・ 私共の地区は、昨年被害の梅を伐採しました。生産緑地を維持するには何か植えなくてはいけないとのことなので一部を耕作地に戻し、一部にミカンを植えました。梅は当分、植えられないとの説明だったからです。観光資源として梅林を維持するには伐採に合わせた再植栽の手順を明確にしておく必要があると思います。そうしないと、高齢者が多いので、宅地化や他の果樹に代わってしまい、梅の里としての地域が維持できなくなる可能性が大きい。(日向和田 50代)
- ・ 個人宅の感染樹の伐採計画を知りたい。(成木 60代)

P P Vの研究・予防

- ・ P P Vは、日本・台湾・中国他世界中いつ発生しても不思議ではない。P P Vに耐性のある品種の開発を。(梅郷 70代)
- ・ 私も不勉強で申し訳ないが、梅の木の非常に脅威となる P P Vに対し、青梅に侵入してくる前に対応できなかったことが悔やまれる。欧米や中国では猛威をふるっていると聞くが、事前に P P Vについて研究したり対応を考えておくことはできなかったのだろうか。また、欧米・中国では P P Vの研究や対策はどのように行っているのか早急に勉強する必要があると思う。(二俣尾 60代)
- ・ 九州の口蹄疫を思うと、防除指定期間が解除された後もウィルスはまだどこでも発生する可能性が大きいと思う。ヨーロッパのように広く拡散すると、梅以外の桃やプラムなどの果樹にも広がり大変な事になる。なので、抗体としての薬剤の開発研究は進めて欲しい。テレビ等の報道がされていない分、一般的に無関心に思われる。(河辺町 50代)

質問・相談

- ・ 我が家の梅の木は隣り合わせに2本同じように古い木がある。1本は感染と言うことであるが、本当にもう1本は平気なのかどうか、将来的どうなのでしょう？片手落ちのようにならないのか心配です。それとも2本切ってしまうのでしょうか？(梅郷 50代)
- ・ 今回感染があった木以外に株のみの木が二本ありますが抜根はしていただけないでしょうか？(梅郷 60代)
- ・ 梅木以外にも何本かの木が根こそぎ枯れていくのはたぶん P P Vに汚染されていると思われるが、その木の伐採処分、自分でしなくてはいけないのか？お聞きしたいのですが？(梅郷 60代)
- ・ 私の梅について、約20本の木があり、名札が2枚付いていた。ということは、10%に相当することにより、全ての樹が伐採となると聞いていた。しかし、1本は対象にならないので、その近くの梅6本を伐採するとのこと。ただし、残りの樹についても、同一時期に植えた木であり、その点について、合点がいかない。(和田町 60代)
- ・ 桃の木も伐採・抜根の対象となっているが、新たな桃の木の植栽についての支援はどうか。(柚木町 50代)
- ・ 切り花用の桃、約70本を昨年処分したが、実生の苗があるがどうしたら良いか？(駒木町 80歳以上)

その他

- ・全ての方が不安を抱えている。農家や職員の方々など難しい問題が山積み。お互いに協力して良い方向に導きましょう。(梅郷 40代)
- ・今更何もございません。(梅郷 50代)
- ・できれば、もう一山、梅の公園を作って欲しい。(梅郷 60代)
- ・頑張ってください。(梅郷 60代)
- ・PPV対策について、今後も継続していく必要があります。(梅郷 70代)
- ・担当される皆様ご苦労様です。(梅郷 80歳以上)
- ・道のある土地は売りたい。生産緑地以外の土地は、道が4尺道では売れないので、税金を免除して欲しい。その他は、傾斜地で以前は田んぼだったため、土がぬかるんでいる、良い考えがあれば教えてください。(畑中 70代)
- ・高齢のため、梅のPPV発生よりも将来の生活の計画などが立たない状況。山里で人が安心して余生を楽しめる事を考え中。それには、梅も大事だが、屋敷林等の花粉対策が重大だ。(成木 80歳以上)
- ・総理大臣も返答に困っている事を一農民にきいて何の役に立つのか。その前に、当地区に1人でも多くの方が住めて助け合って生きていける農業行政を。農業振興地区、特別農業振興地区を解除して欲しい。PPVになれば、今でも農業だけで食べていけない地区にまた1つ重圧がかかり、小曾木・成木地区や新住民になろうとしている方がいてもそれもダメになってしまう。(70代)

※PPV感染樹を所有していない(または感染不明の)回答者の意見

- ・私共の家の庭に一本観賞用の紅梅があります。PPVと騒がれているのに我が家の梅の木は感染しているのかいないのかわかりません。きちんと調査して結果を所有者に知らせているのか?一本でも感染の木があったらいけないと聞いたのですがその様な形でもいいのでしょうか。(梅郷 60代)
- ・実質どの程度どのような範囲で広がっているのか、その対策と処理、防除等ありましたら広報していただければと思います。(成木 60代)
- ・一応の調査が終わった様ですが、全て処理が完了するまでに他に感染するという事はないのでしょうか?(成木 60代)
- ・PPVに感染していなくても伐採を希望するものに関しては伐採してやればよいと思います。(成木 80代)
- ・①全部食用の梅の木15本PPVのため除去し、都の指導により(生産緑地のため)何か植えておいてくれということで、ビワ、レモン、イチジク、サクランボなどを植えました。②庭木の方には梅・桃などがありますが、検査の結果どうなっているのか?病気かどうかは不明で何とも言えません。(駒木町 40代)
- ・青梅市は梅が大切だと思われまます。今までどおり維持して行くようお願いいたします。(藤橋 70代)
- ・青梅は梅が有名です。新たに、新しい品種の梅を作ると良いと思う。(小曾木 60代)
- ・農地と庭とで担当する部署(国・都・市)が二重存在するのは色々な点で不合理なので一体化して欲しい。青梅にとって梅は大切なものなので、なくなってしまうことは考えられないと思う人は多数いますので皆の気持ちを考慮した上で一番良い方法で再生してください。(谷野 50代)
- ・梅樹に対して早急な対応が必要であり終息するまでの間の、伐採した農地の活用方法を同時進行していくことが必要であると考える。(富岡 50代)
- ・PPVの検査をしたなら、それ相当の証しになるものがなければ、絶対に今後も防ぐことができないと思います。検査の徹底をお願いしたい。農家もそうだが、一般家庭も心配りをしてもらいたい。

②観光・商業者用

【自由意見】

梅の里再生計画に対するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

梅の再生

- ・梅の木を全部切ってしまったら、梅の時期の営業はできません。観光農園として梅以外の野菜を使った旬メニューの勉強をし、自家栽培野菜をつかって年間通して営業できる方向を思案中ですが、やはり、梅林は梅郷の特徴なのでなんとか守りたい。梅のない梅郷はとでも考えられない。もっと早く何とかならなかったととても残念。自分達の街の宝 梅の里再生を心から願っています。もっと正確な情報を知りたいが、あまりに情報が少ないと思います。(50代)
- ・吉野梅郷は多摩地域だけでなく、日本一の梅の里となった今は東京圏のシンボルです。この業界では売上減少等により廃業する店が多い中、経営努力により現在までに至っています。もともと季節要因による売上商売であり、梅の里梅郷は3月に年間の半分以上売り上げるところです。いろいろな再生計画が出るとは思います、青梅市の観光予算全てを3～4年梅の木の再生に充てるのが良いのではないかと思います。(50代)
- ・梅の園地が伐採によりなくなる事で「梅の公園」以外の梅郷周辺の観梅店舗を経営しており、先行きが不安である。(60代)
- ・ウィルスのため青梅が青梅でなくなってしまうのではないかと心配です。何はともあれ対策をお願いします。(60代)
- ・青梅、特にこの梅郷地域は梅の里で親しまれてきました。また、地域に住む人々も梅の木を大切に暮らしてきました。従って、この地域は梅以外の観光を考えてもうまくいかないと感じます。梅の公園を中心に地域に広がる梅園を再生することこそが観光の発展、地域の特色につながると思っております。(60代)
- ・梅郷地区で作出された梅の種の保存と由緒ある名木の保護をしていただきたい。(70代)
- ・PPVの発生は青梅が最初といわれていますが、たまたま都に梅の葉の調査を依頼したことが始まりであり、PPVは全国的なものと思われま。現在のPPVの防除では完全な消滅は不可能と思います。梅だけを処分しても、バラ科(サクラ属)は数多く、ウィルスの感染は防げないため、梅の里再生計画は困難が予想されます。梅の里再生計画を立てるには①完全なPPV消滅は不可能であるため、そこそこ処分できたところで国の終息宣言を出していただくこと②PPVの駆除・発生防止の薬剤を開発していただくことが必要であると思います。(70代)
- ・当地域は、戦後いろいろな果樹を植えて生産もしたが、適しているものは梅しかない。今後梅の品種を統一し、他の産地に負けない梅の生産を行い、市場出荷および特産品に力を入れ、今まで以上に観光地として充実することです。(80歳以上)

観光・商業振興

- ・PRに割引などをのせる。(50代)
- ・①電線や電柱の地中化を最優先で。②梅郷地区の観光客が歩く道の舗装③きめ細かい道標を立てる。安っぽいものでなく。④石碑等への解説板を設置する。⑤梅郷地区の案内地図板を設置。⑥菅原神社周辺の道の整備(けが人が出る)。⑦露天商への対応。羽村(山道?)のことを調べてみませんか。⑧梅まつり時、道路沿い梅の枝にとりつける提灯は不要と思う。かえって目障りである。(60代)
- ・1950年代の神代橋は吊り橋で、河原に白い石を並べて字をかき、上から見て楽しんでいる人などいた。神代橋からの通りは梅花満開時には白梅がじゅうたんの様にきれいに見えた。2050年に向かって梅の里としては梅の公園を残すことは当然ですが、古木・名木・梅林の主たるものはできるだけそのままに、梅関連だけでなく青梅・奥多摩全体を見据えた中で考えることがよいと思う。「原点回帰」また来て楽しむ、また来て楽しみたい、1日ゆっくり楽しめるところ(食べて、観て、楽しんで、遊べる郷) 例:①アウトドア(カヌー、川下り、サイクリング、バーベキュー、川遊び(魚釣り)、山歩き、ジョギング)②本物の味(地産地消、有機野菜、旬野菜(梅、ゆず、のらぼう菜、筍など))③芸術家グループ制作・発表・展示(有名・無名が集う)④自分で体験する(陶芸、木工、絵画、写真、染色、手芸、鉄工等)(60代)
- ・観梅のシーズン(特に3月)以外の季節にも集客できる観光事業、観光地の特徴が必要と思います。具体的な方法は今思いつきませんが、よく考えます。でも、何かあるはずです。(80歳以上)

早期の対策

- ・吉野梅郷のPPV問題については早急に解決して欲しい。梅・桜の持ち込み、持ち出しも早くできるように望んでいます。(50代)
- ・親の代から梅の生産者として梅園を維持してきましたが、PPVの被害・風評被害の影響は多大です。これまでの青梅市の対応の遅れに怒りを感じます。3月の観梅時だけでなく、年間を通し青梅に観光客に来ていただきたいとの思いで、吉野梅郷の梅を使った様々な商品化のために投資し努力を続けております。今後、梅で商売が成立するの不安の日々です。青梅市の早急の救済を強く望みます。「青梅」という貴重な地名。数年前「日本一の吉野梅郷」と報道されて多くの観梅客が訪れました。梅による梅の里再生は個人ではどうにもなりません。青梅市が今後「梅」をどうするかによって吉野梅郷は大きく変わっていくと思います。(60代)
- ・PPVは国の問題と思いますが、今までの歴史的状況を考え、青梅市という名の由来も考慮し、早期解決するようにしてもらいたい。梅再生までの3年間、農園、庭木等の管理費用等の補助金なども確保して梅郷再生を進めていけるよう

運動をしていきたい。(70代)

支援の要望

- ・2009年に青梅市で初めて梅ウイルスが確認されて以来2年が経過しています。その間にも梅ウイルスが広がっており、初期での対応が遅かったように感じます。日本一とも言われる梅の里ですので、国・都・市では再生にあたっては多くの予算が必要と思われれます。50億～100億規模の予算を希望します。(50代)
- ・梅郷地区に於いて21年4月にPPVの感染樹が全国で初めて確認されたのにもかかわらず、プラムウイルス植物防療法に基づく国・都のこの地域に対する対応に非常に大きな疑問と憤りを持つようになってしまいました。PPVについては、1日も早い初動が最も大切事だと考えられます。梅郷地区の再生に際し、国に復興費用として100億円を要望申し上げます。(70代)

計画の進め方

- ・①アンケート結果は協力した店舗、観梅園等に配布するようお願いいたします。②梅の里再生プランニングができあがったら、予算を国・都・市に手当てし確実に実施するための施策まで青梅市環境経済部が中心になって推進することを希望する。(ラック計画研究所はプランニングの補助的役割であり、実施はあくまで青梅市が中心になると思われる。以前の梅の里交流促進計画策定事業委員会の二の舞にならぬようお願いしたい) ③梅の里再生計画にどのような方が青梅市・地元から選出されているか明確でないが、このような事業には知識・経験があり、比較的将来を見通しできる若い人々を望みたい。(60代)
- ・梅の再生計画を考えるには、何年までにPPVは終息するので、その後の再生をどのように考えるのかというアンケートをとることではないのか。終息時期が5年先なのか10年先なのか明確にされていない現時点では回答するにも無理がある。(70代)

資料3. ウメ輪紋ウイルスに関する法令・省令・告示

①植物防疫法（抜粋）

第四章 緊急防除 （防除）

第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、森林病虫害等について、別に法律で定めるところにより防除が行われる場合は、この限りでない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による防除をするには、その三十日前までに次の事項を告示しなければならない。

一 防除を行う区域及び期間

二 有害動物又は有害植物の種類

三 防除の内容

四 その他必要な事項

一項・・・一部改正〔昭和二七年三月法律二六号〕、一・二項・・・一部改正〔昭和五三年七月法律八七号〕、

二項・・・一部改正〔平成八年六月法律六七号〕

参照 一項の「法律」＝〈森林病虫害等防除法〉

（防除の内容）

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の防除を行うため必要な限度において、左の各号に掲げる命令をすることができる。

一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。

二 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。

三 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該植物又は容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置を命ずること。

四 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある農機具、運搬用具等の物品又は倉庫等の施設を所有し、又は管理する者に対し、その消毒等の措置を命ずること。

2 前条第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同条第二項の規定によるいとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、同項の規定による告示をしないで、前項第三号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。

一・二項・・・一部改正〔昭和五三年七月法律八七号〕

罰則 一項関係＝〈本法〉三九条四号・四二条、二項関係＝〈本法〉四〇条六号・四二条

（協力指示）

第十九条 第十七条〔防除〕第一項の防除を行うため必要があるときは、農林水産大臣は、地方公共団体、農業者の組織する団体又は防除業者に対し防除に関する業務に協力するよう指示することができる。

2 前項の場合には、協力指示書を交付しなければならない。

3 第一項の規定による指示に従い防除が行われたときは、国は、その費用を弁償しなければならない。

一 項・・・一部改正〔昭和五三年七月法律八七号〕、見出・・・全部改正・一三項・・・一部改正
〔平成一一年七月法律八七号〕

（損失の補償）

第二十条 国は、第十八条〔防除の内容〕の処分により損失を受けた者に対し、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けようとする者は、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定により補償金額を決定するには、少くとも一人の農業者を含む三人の評価人をその区域から選び、その意見を徴しなければならない。

5 第一項の規定による補償を伴うべき処分は、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

6 第三項の補償金額の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

六・七項・・・追加〔昭和三七年五月法律一四〇号〕、二・四項・・・一部改正〔昭和五三年七月法律八七号〕、

六項・・・一部改正〔平成一六年六月法律八四号〕

（報告義務）

第二十一条 都道府県知事は、新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあると認められた場合には、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

本条・・・一部改正〔昭和五三年七月法律八七号〕

第八章 罰則

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条〔輸入の制限〕第一項、第二項若しくは第三項、第七条〔輸入の禁止〕第一項、第十三条〔種苗の検査〕第四項、第十六条の二〔植物等の移動の制限〕第一項又は第十六条の三〔植物等の移動の禁止〕第一項の規定に違反した者

二 第七条第三項（第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反した者

三 第八条〔輸入植物等の検査〕第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当つて不正行為をした者

四 第十八条〔防除の内容〕第一項の規定による命令に違反した者
旧二四条・・・繰下〔昭和二六年六月法律二四三号〕、本条・・・一部改正〔昭和四六年一
二月法律一三〇号・
平成八年六月六七号〕

第四十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す
る。

一 第八条〔輸入植物等の検査〕第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受け
るに当つて不正行為をした者

二 第八条第七項又は第十六条の四〔船車等への積込み等の禁止〕の規定による命令に違
反した者

三 第九条〔廃棄、消毒等の処分〕第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又
は同条第一項、第二項若しくは第三項の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た者

四 第十条〔輸出植物の検査〕第一項の規定に違反し、又は同項の検査を受けるに当つて
不正行為をした者

五 第十六条の五〔廃棄処分〕の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を
拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第十八条〔防除の内容〕第二項の規定による命令に違反し、又は同項の規定による処
分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第二十八条〔風説の禁止〕の規定に違反した者

本条・・・一部改正・旧二五条・・・繰下〔昭和二六年六月法律二四三号〕、本条・・・一
部改正
〔昭和四六年一二月法律一三〇号・平成八年六月六七号〕

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条〔植物防疫官の権限〕第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若
しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし
た者

二 第四条第二項の規定による命令に違反した者

三 第六条〔輸入の制限〕第五項の規定に違反した者

四 第十条〔輸出植物の検査〕第四項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

五 第十四条〔廃棄処分〕の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、
妨げ、若しくは忌避した者

旧二六条・・・繰下〔昭和二六年六月法律二四三号〕、本条・・・一部改正〔平成八年六月
法律六七号〕

(両罰規定)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その
法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法
人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

旧二七条・・・繰下〔昭和二六年六月法律二四三号〕、本条・・・一部改正〔平成八年六月
法律六七号〕

② プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令

沿革

平成 22 年 1 月 21 日 農林水産省令第四号
平成 23 年 1 月 11 日 農林水産省令第一号
平成 24 年 2 月 2 日 農林水産省令第六号
平成 25 年 1 月 11 日 農林水産省令第一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令を次のように定める。

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令

（目的）

第一条 この省令は、プラムポックスウイルスの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条 プラムポックスウイルスの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、別表に掲げる地域とする。

（移動の制限）

第三条 防除区域内に存在するセイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ又はサクラ属（以下「セイヨウマユミ等」と総称する。）の生植物（種子及び果実を除く。以下同じ。）は、植物防疫官がその行う検査の結果プラムポックスウイルスに感染していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事又は兵庫県知事に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事若しくは兵庫県知事の指定する職員）がセイヨウマユミ等の生植物を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

- 2 前項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする日の五日前までに植物防疫官に別記様式第一号による検査申請書を提出しなければならない。
- 3 植物防疫官は、前項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。
- 4 第一項の検査の結果、当該生植物がプラムポックスウイルスに感染していないと認めるときは、植物防疫官は、当該申請者に対し、別記様式第二号による検査合格証明書を交付するものとする。

（移動の許可）

第四条 前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第三号による申請書を提出しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、プラムポックスウイルスの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該生植物の移動の方法、移動後の管理方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、当該申請者に

対し、別記様式第四号による許可証明書を交付するものとする。

3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る生植物又は容器包装に添付して移動させなければならない。

(廃棄の措置)

第五条 プラムポックスウイルスに感染し、又は感染しているおそれがあり、かつ、防除区域内に存在するセイヨウマユミ等の生植物であつて、プラムポックスウイルスのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、当該植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事又は兵庫県知事に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は東京都知事若しくは兵庫県知事の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則（平成二十二年一月二十一日農林水産省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年二月二十日から施行する。

（この省令の失効）

第二条 この省令は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成二十三年一月十一日農林水産省令第一号）

この省令は、平成二十三年二月十日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二日 農林水産省令第六号）

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

附 則（平成二十五年一月十一日 農林水産省令第一号）

この省令は、平成二十五年二月十日から施行する。

③ プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示

沿革

- 平成 22 年 1 月 21 日 農林水産省告示第百八十八号
- 平成 23 年 1 月 11 日 農林水産省告示第四十五号
- 平成 24 年 2 月 2 日 農林水産省告示第二百四十九号
- 平成 25 年 1 月 11 日 農林水産省告示第百十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関し、次のように告示する。

- 一 防除を行う区域 別表に掲げる地域（以下「防除区域」という。）
- 二 防除を行う期間 平成二十二年二月二十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 有害植物の種類 プラムポックスウイルス
- 四 防除の内容

1 植物防疫官は、プラムポックスウイルスに感染し、又は感染しているおそれがあり、かつ、防除区域内に存在するセイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ又はサクラ属（以下「セイヨウマユミ等」と総称する。）の生植物であって、プラムポックスウイルスのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者に対し、当該生植物について植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事の指定する職員）の指示に従った廃棄をすべきことを命ずることができる。

- 2 防除区域内に存在するセイヨウマユミ等の生植物は、植物防疫官が行う検査の結果プラムポックスウイルスに感染していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動することを禁止する。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が東京都知事又は兵庫県知事に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は東京都知事若しくは兵庫県知事の指定する職員）がセイヨウマユミ等の生植物を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

別表

東京都昭島市大神町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、上川原町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、昭和町、田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、あきる野市、青梅市、八王子市暁町、石川町、犬目町、宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壺分方町、川口町、川町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、丹木町、戸吹町、中野上町、中野山王、中野町、檜原町、西寺方町、式分方町、丸山町、みつ台、美山町、元八王子町及び谷野町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東、富士見平及び緑ヶ丘、福生市牛浜、大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園及び武蔵野台、西多摩郡奥多摩町海澤、梅澤、大丹波、川井、小丹

波、丹三郎及び氷川並びに日の出町並びに兵庫県尼崎市常松、常吉、西昆陽、武庫町、武庫の里、武庫之荘、武庫元町及び武庫豊町、伊丹市荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鑄物師、梅ノ木、大鹿、大野、萩野、萩野西、奥畑、春日丘、北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、昆陽、昆陽池、昆陽泉町、昆陽北、昆陽南、桜ヶ丘、清水、下河原、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、中村、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東桑津、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ヶ丘、瑞ヶ丘、瑞原、瑞穂町、緑ヶ丘、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、寺畑、花屋敷、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、泉町、伊子志（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、今里町、金井町、亀井町、口谷西、口谷東、御所の前町、寿町、小浜、高司、高松町、東洋町、長尾町、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、雲雀丘、平井、平井山荘、星の荘、三笠町、南ひばりヶ丘、美幸町、売布東の町、山手台西、山手台東、山本台、山本中、山本西、山本野里、山本東、山本丸橋、山本南及び弥生町